

委託業務研究実施要領

～事務処理関係編～

(平成30年度)

平成30年4月

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)

生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)

本編は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施する研究支援事業における契約・経理・知的財産権に関する事務処理について、共通する事項を掲載しています。別途定める各研究支援事業の研究実施に関する実施要領 等において定めのあるものについては、当該内容が優先されますのでご注意ください。

目 次

I	委託業務の基本原則	
1.	委託業務とは	1
2.	委託契約の適正な経理処理	1
(1)	委託業務の経理処理における基本原則	1
(2)	生研支援センターにおける委託業務における検査の実施	1
(3)	会計検査院による検査	1
II	契約事務関係	
1.	契約事務の流れ	3
(1)	委託契約の締結	4
(2)	実績報告書の提出	4
(3)	委託経費の額の確定	4
(4)	委託経費の支払	4
(5)	次年度以降の取扱い	5
(6)	繰越	5
2.	委託契約の基本概念	6
(1)	委託研究対象者	6
3.	委託経費の内容	10
(1)	委託経費計上費目の体系	10
(2)	各費目の説明	11
(3)	委託経費計上に当たっての注意事項	22
(4)	委託費計上に係る費目・細目別の注意事項	23
4.	委託経費により取得した物品等の取扱い	28
(1)	物品等の所有権	28
(2)	物品等の標示	28
(3)	物品等の共用使用	28
(4)	取得した物品等の移転	28
(5)	複数年研究における年度を跨がる物品等の購入	29
(6)	事業実施期間終了後の物品等の取扱いについて	29
(7)	試作品等の取扱い	30
(8)	物品等の導入について	30
5.	契約書別紙「委託試験研究実施計画」の変更	32
(1)	各項目の変更申請方法	32
(2)	変更申請に対する承認	33
6.	試験研究計画の中止等	33
7.	収益納付	33

8. 委託業務の検査・調査等	34
(1) 確定時の検査	34
(2) 実地調査	39
9. 研究費の不正使用防止のための対応	39
(1) 不正使用防止に向けた取組	39
(2) 不正使用等が行われた場合の措置	39
10. 虚偽の申請に対する対応	40
11. 研究活動の不正行為防止のための対応	40
(1) 不正行為防止のための取組	41
(2) 特定不正行為が行われた場合の措置	41
12. 法令・指針等に関する対応	42

III 研究成果に係る知的財産権の取扱い

1. 用語の定義	43
2. バックグラウンド知財の共有及び実施許諾	43
3. フォアグラウンド知財の共有及び実施許諾	43
4. 経費の負担	44
5. 成果に関する内部規則の整備等	44
6. 成果の不正な流出の防止	45
7. ノウハウの指定	45
8. 著作権等の保証	45
9. 特許権等の帰属	46
10. 第三者との共同研究	47
11. 第三者との共同出願	47
12. 特許権等の出願	48
(1) 特許権等の発明・出願等	48
(2) 特許権等の出願後の状況通知	48
13. 特許権等の実施	48
14. 特許権等の実施許諾	49
15. 特許権等の移転	49
16. 特許権等の放棄及び取り下げ	50
17. 研究成果の管理	50
18. 研究成果に係る秘密保持	50

IV. 問い合わせ先及びウェブサイトについて

○ 本実施要領についての問い合わせ先	51
--------------------	----

【参考資料】

I. 関係通知等

1. 委託事業に係る会計経理の適正化について	53
2. 不適正経理に係る試験研究の中止等実施要領	59
3. 研究活動における特定不正行為に対する試験研究の中止等実施要領	64
4. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン	73
5. 農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン	102

II. 提出書類の様式等

1. 委託契約・経理関係	129
2. 特許権等関係	200

I 委託業務の基本原則

1. 委託業務とは

委託業務とは、一方<生研支援センター>が他方<委託先>に対し、業務を委託する契約（委託契約）に基づき実施する業務です。

いわゆる「補助金」ではありませんのでご注意ください。

2. 委託契約の適正な経理処理

生研支援センターの委託業務は、優れた研究成果を得ることを目的として行っていますが、委託業務の原資は、国民の税金であり、国民からの付託によって実施していることから、適正な経理処理が必要となります。

よって、委託費を使用する場合には、経済性・効率性を十分に考慮した上で、適切な経理処理を行ってください。また、経理処理に伴い作成した書類により、使用した経費の妥当性を対外的に説明できることも必要となります。

(1) 委託業務の経理処理における基本原則

生研支援センターの委託業務における経費の計上においては、基本原則となる次の5つの項目を遵守して、法令・社内規程等に則した適正な経理処理を心掛けてください。

<生研支援センター事業の経理処理 5つの原則>

- ① 経費計上は、当該事業に直接必要なものに限ります。
事業目的に合致しないものはもちろんのこと、事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等も計上できません。
- ② 経費計上は、事業期間中に発生したものが対象です。
発注、納品・検収、支払は、原則、事業期間中に行ってください。
- ③ 当該事業費は、他の事業費と混同して使用しないでください。
複数の事業費をプールして、使用しないでください。なお、同一のテーマについて、公的資金の重複受給はできません。
- ④ 経費の使用に際しては、経済性や効率性を考慮した調達を行ってください。
物品購入や外注契約に際しては、見積競争を行うなど、経費の経済的な使用を心掛けてください。
- ⑤ 従事日誌等は、正しく記載してください。
労務費算定の根拠となる従事日誌等は、本人が毎日しっかり記入するとともに、業務の管理者は、定期的に、その記載された内容に相違又は虚偽がないかどうか確認してください。

(2) 生研支援センター委託業務における検査の実施

詳細は後述しますが、生研支援センターの委託業務に関して実施される主な検査には、以下のものがあります。

- ① 確定時の検査
年度終了時等に提出いただく関係書類等を検査します。
- ② 実地調査
事業実施期間途中の資金の使途・管理状況を現地に赴き調査します。

(3) 会計検査院による検査

会計検査院は、内閣から独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、国の予算執行について適切な会計経理が行われるように監督する機関です。(日

本国憲法第90条)

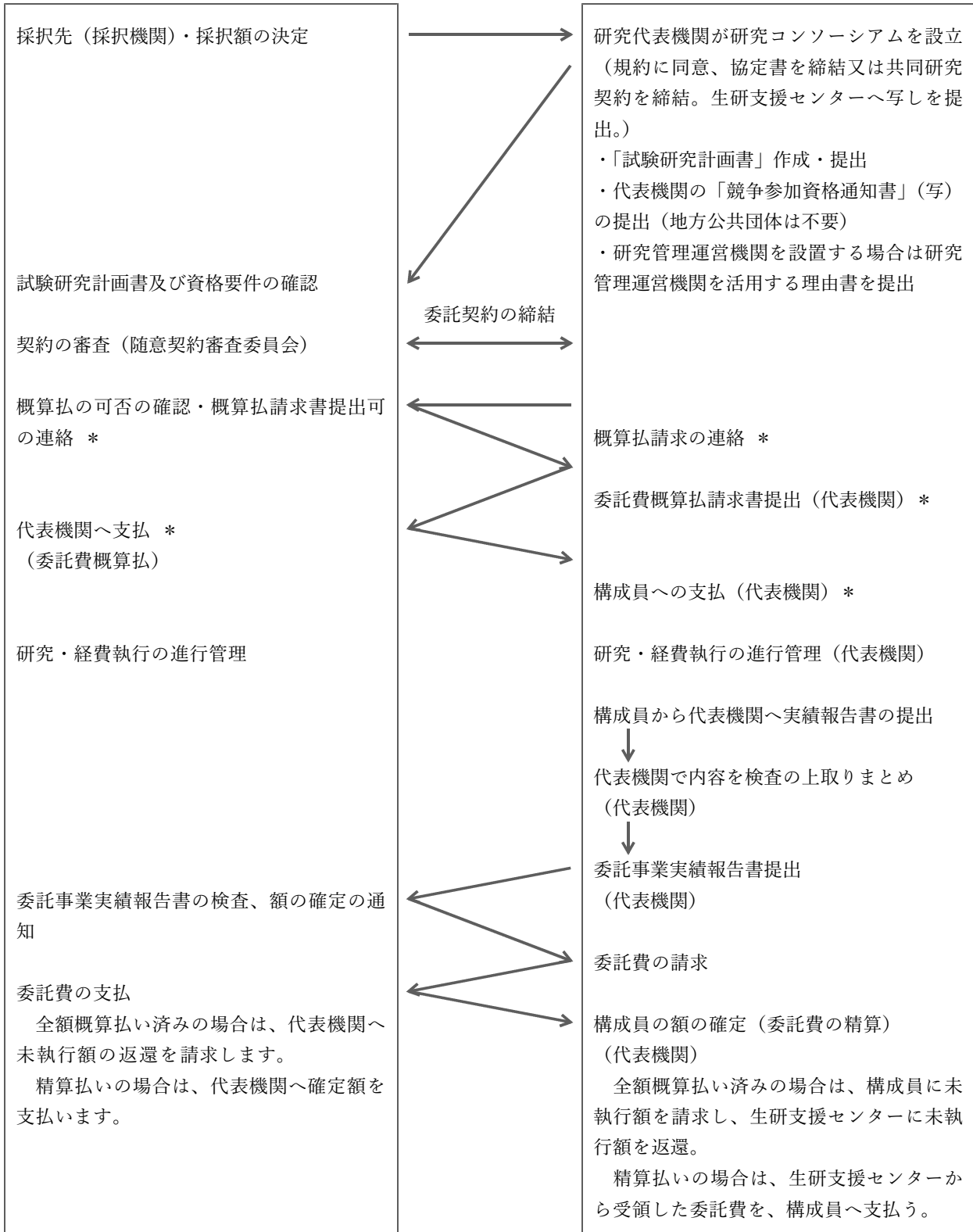
- ① 農研機構（生研支援センターも含む）は、会計検査院が必ず検査しなければならない機関（国会、裁判所ほか各省庁等及び関係法人）になっており、毎年2回会計実地検査（期中・期末）を受検しています。また、会計検査院が必要と判断した場合、本事業の委託先も検査の対象となります。
- ② 委託先において、会計検査院から要請され、検査することになった場合は、生研支援センターと緊密に連絡を取り合い、万全の体制で受検に臨んでいただきます。
- ③ 会計検査院は、過去5年間に遡って検査を実施する場合があります。また、委託契約書では帳簿等の保存義務として、事業終了後5年間保存しなければならないことを定めています。従って、関係書類の整理・保存については、十分に留意してください。
- ④ 会計検査は、次の観点から実施されます。
 - ア 正確性（決算の表示が予算執行の状況を正確に表現しているか）
 - イ 合規性（会計処理が予算法令、政令などに従って適正に処理されているか）
 - ウ 経済性（事業がより少ない費用で実施できないか）
 - エ 効率性（事業が同じ費用でより大きな効果が得られないか）
 - オ 有効性（事業が所期の目的を達成しているか、またその効果を上げているか）
 - カ その他会計検査上必要な観点から検査を行う。
- ⑤ 委託業務の実施前、実施期間中、実施後に関わらず、問題、疑問が発生した場合には、速やかに生研支援センターにご相談くださるようお願いいたします。

II 契約事務関係

1. 契約事務の流れ

【生研支援センター】

【コンソーシアム】



*は概算払いの場合のみ行う事務手続きです。

(1) 委託契約の締結

生研支援センターでは、採択された試験研究計画の研究代表機関等（以下『代表機関』という。）と委託契約を締結します。

また、年度ごとの委託経費については、試験研究計画に基づく研究成果の評価等の結果を踏まえ、年度ごとに決定し契約を締結します。

契約に当たって、代表機関等は委託契約書（様式Ⅲ－１）に添付する４．別紙「委託試験研究実施計画書（様式Ⅲ－２）」を作成し生研支援センターに提出していただきます。生研支援センターは、実施計画書を受領後、委託契約書を作成します。契約締結後は、生研支援センターと代表機関等とで各々1部ずつ保管します。代表機関は、コンソーシアムに参画する構成員に、委託契約書の写しを送付してください。

(2) 実績報告書の提出

委託経費の使用実績について、代表機関等は、証拠書類等を添えて「委託試験研究実績報告書（様式Ⅲ－３）」（以下「実績報告書」という。）を作成し、生研支援センターが指示する日までに、チェック結果等必要な書類（帳簿、作業（業務）日誌、出張関係書類（当該プロジェクトのために出張したかどうかわかる出張報告書等））を添えて生研支援センターに提出してください。

なお、コンソーシアムの構成員は、代表機関が別途定める期日までに実績報告書を代表機関に提出してください。

※ 具体的な方法については、Ⅱ－８－（１）「確定時の検査」を参照してください。

(3) 委託経費の額の確定

生研支援センターは、提出された実績報告書と証拠書類等に基づき、確定検査を実施して、その検査の結果に基づき委託経費の額を確定し、代表機関等に通知します。委託経費の額の確定額は、本事業に要した経費に係る適正な支出額又は委託経費限度額のいずれか低い額となります。

(4) 委託経費の支払

生研支援センターは、原則として、（３）により委託経費の額が確定した後に委託経費を支払い（「精算払」）ます。ただし、委託契約が締結された後は、代表機関等からの概算払請求に基づき委託経費の一部又は全部を概算払いすることも可能です。

① 確定額の請求及び支払

生研支援センターは、代表機関等から提出された実績報告書を遅滞なく検査し、委託業務の実施に要した経費が契約内容と適合していると認めたときは、当該経費の額と委託費の限度額とのいずれか低い額を支払うべき額として確定（以下「確定額」という。）し代表機関等へ通知します。

代表機関等は、前述の通知を受けたときは、支払請求書（様式Ⅲ－２１）により確定額を生研支援センターに請求してください。ただし、既に概算払を受けている場合には、確定額から当該概算払の額を減じた額を請求してください。

また、概算払の額が確定額を超えるときは、過払金を生研支援センターが指定する日までに返還することになります。過払金を指定する日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、年５％の割合により計算した延滞金が発生しますのでご注意ください。

② 概算払

概算払は、各事業年度に年４回以内とし、請求に当たっては、「委託試験研究概算払請求書（様式Ⅲ－７）」を提出してください。この場合、概算払請求額は、当該請求時に必要な額としてください。また、概算払を受けることにより、各構成員において資金の滞留がないよう、事業の進捗状況に応じた請求をお願いします。

生研支援センターでは、概算払いに当たり、特に請求月、支払月を設けていませんので必要な時期に必要な額の請求が可能です。また、必要に応じ、年4回以上の概算払いも可能ですが、その際は事前に契約関係担当まで事前にご連絡ください。

1回の請求上限は委託費の50%までとしますが、50%を超える請求が必要な場合は、事前に契約関係担当までご連絡いただくとともに概算払請求書の備考欄にその理由を記載してください。

③ 振込口座

委託経費の支払いは口座振込となるため、必要事項を記載した「振込依頼書(様式Ⅲ-6)」を生研支援センターに提出してください。なお、個人口座に委託経費を振り込むことはできません。

④ その他留意事項

ア 概算払い受入口座に預金利息が発生した場合、生研支援センターへ報告及び返還する必要はありません。

イ 概算払いを受けた各構成員は、期中において委託経費の管理・執行状況を報告してください。報告の方法等は別途連絡します。

ウ 概算払いを受けた委託経費は、簿外経理とならないよう適切に管理してください。

エ 概算払いは前渡し金ではありません。計画的な資金執行にご留意ください。

(5) 次年度以降の取扱い

次年度以降の試験研究は、原則として、採択された試験研究計画の代表機関等が継続して実施するものとし、毎年度当初に改めて委託契約の締結を行います。ただし、評議委員会における試験研究計画に基づく研究成果の評価結果及び執行委員会等における研究の進捗状況の点検により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、次年度について、委託経費の削減、構成員の縮減、委託契約自体の不実施等を行うことがあります。

(6) 繰越

複数年度契約における場合で、委託契約書に定めがある時は、想定外の他律的な事由によって計画していた年度内に機器の納入が困難となった場合等に、その経費の予算を翌年度に繰越しすることができます。

① 複数年度契約の場合

複数年度契約の場合で、委託契約額が変更しない年度間（中間評価等により額の変更が無い場合）においては、年度をまたぐ事業の前倒し、後倒しを希望する場合は、事前に希望する旨を生研支援センターに連絡してください。

(※前倒しの場合、予算等の都合により対応できない場合があります。)

② 単年度契約の場合

研究コンソーシアムに帰責事由が無い場合に限り、契約期間を延長した変更契約により翌年度へ繰越しすることができます。

[繰越ができる場合の例示]

- ・ 想定外の事由により、事前調査の見直しが必要な場合
- ・ 想定外の事由により、新たな研究方式を採用することが必要となった場合
- ・ 予期せぬ問題が発生し、解決するまで、研究の延期が必要となった場合
- ・ 予期せぬ外的要因により、計画通りに研究用資材を入手できなくなった場合
- ・ 研究に関係する相手国における想定外の事情により、当初計画を延期又は中断することが必要となった場合
- ・ 豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により当初計画を延期又は中断することが必要となった場合

2. 委託契約の基本概念

委託契約は、委託業務の原資となる国からの予算の種類（当初予算、補正予算）等によって、事業毎に契約期間が異なりますので、研究実施計画は複数年度であっても契約は単年度ごととなることもあります。複数年度での契約であっても、実績報告書の提出や額の確定は4月から3月を事業年度とした単年度ごとに行っています。

(1) 委託契約対象者

① 研究コンソーシアム

研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とは、研究課題を実施するために協定書等で結ばれた研究機関の集合体です。

コンソーシアムは次の要件を満たすことが必要です。また、生研支援センターはコンソーシアム代表機関（以下「代表機関」という。）又は研究管理運営機関（以下「代表機関等」という。）との間で委託研究契約を締結することになります。

ア コンソーシアムを組織して共同研究を行うことについて、コンソーシアムに参加する全ての機関が同意していること。

イ コンソーシアムと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、ア) からウ) のいずれかの方式によりコンソーシアムを設立すること。（ただし、事業毎に定める実施要領等において単独機関による実施が可能となっている場合はこの限りではありません。）

ア) 実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）

イ) コンソーシアムに参加する機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）

ウ) 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

なお、研究グループとは、コンソーシアム及び協力機関で構成されるグループ全体を示すものです。

② 構成員

構成員とは、コンソーシアムを構成する個々の研究機関で、試験研究計画の研究課題を直接実施する機関等になります。構成員の研究資金は代表機関等から直接配分されます。

研究資金の配分を受けず、自己資金で当該研究課題を実施する場合であっても、構成員として位置づけられている必要があります。

③ 代表機関

構成員のうち研究代表者が所属する組織です。主な業務は次のとおりです。

ア 生研支援センターとの委託契約の締結

イ 生研支援センターへの委託事業に係る資金の請求及びその受領

ウ コンソーシアムの構成員（共同研究機関）への資金交付

エ 生研支援センターへの委託契約の変更・中止申請

オ 委託研究課題に係る研究の企画立案及び進行管理、成果の取りまとめ

カ コンソーシアムにおける委託事業に係る研究費使用についてのコンプライアンスの確保、研究費の適正な執行管理

キ 研究成果に関し、構成員に特許権等の取得を促すこと

ク 生研支援センターへの研究成果報告書、特許権等出願（ただし、コンソーシアム解散後は各権利者が直接実施）及び許諾に係る事前申請書等、委託契約書に基づく各種報告書及び事前申請書の提出

ケ 構成員から提出された実績報告書（収支決算等）の内容確認、取りまとめ

コ 生研支援センターへの実績報告書（収支決算等）の提出

サ 委託事業の成果の普及・活用状況についてのフォローアップ調査に係る報告

④ 研究管理運営機関

生研支援センターが必要と認めた場合に限り、代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う「研究管理運営機関」を設置できます。

[研究管理運営機関を設置できる例]

- ア 研究代表者が地方公共団体に所属し、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性から契約等の手続きを行うことが困難と認められる場合
- イ 研究代表者が中小企業等に所属し、又はコンソーシアムに多数の中小企業等が参画しており、委託契約の締結が著しく遅延する恐れがあると認められる場合

[研究管理運営機関の要件]

研究管理運営機関は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ア 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は研究管理運営機関となることはできません。）。
- イ 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。具体的には、以下のア) からエ) までの全ての能力・体制を有していること。
 - ア) コンソーシアムを設立し、生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制
 - イ) 知的財産に係る生研支援センターとの事務管理を行う能力・体制
 - ウ) 事業費の執行において、区分経理処理、経理責任者の設置、複数の者による経費執行管理等、適正な経費執行を行う能力・管理体制（研究開始までに体制整備が確実である場合を含む。）
 - エ) 研究成果の普及、構成員との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
 - ウ) 公的機関との委託契約の実績を有するなど、委託契約手続をスムーズに行うことができること

⑤ 協力機関

協力機関とは、公募要領や研究計画書に具体的に規定された者で研究課題を遂行する上で協力が必要な第三者です。（協力機関において有用な成果が予測できる場合は、年度途中でであってもコンソーシアムへ参画し、構成員として研究に参加することで研究促進、成果共有及び帰属が容易になります。）

協力機関は、構成員とは異なるため、次のような取扱いとなります。

- ア 協力機関は研究費の配分を直接受けることができません。必要な経費は代表機関又は構成員から外注、依頼出張、謝金等の形で支払われます。
- イ 研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。

ただし、構成員が協力機関を共同出願人に加える理由を明らかにし、これを生研支援センターが認め、構成員と協力機関との間で委託契約書に規定した守秘義務と知的財産の取扱いを遵守すること等が規定された共同出願契約書が締結され、同契約書においてコンソーシアム内において当該共同出願について同意が得られている場合に限り、構成員と協力機関が知財を共有することを認めます。

※ 手続きに関しては、Ⅲ-11「第三者との共同出願」を参照してください。

- ウ 協力機関は研究課題の当事者ではありませんので、当該研究課題の成果について、協力機関単独での成果発表は認められません。

ただし、構成員がその理由を明らかにした上で、構成員と協力機関とが共同して成果を発表することは認められます。

- エ 協力機関は生研支援センターとコンソーシアムとの委託契約の対象外であり、守秘義務の対象となっておりません。しかし、協力機関は委託先のコンソーシアムが運営する検討会等への参加により、委託研究の目的、内容及び成果を知り得る立場にあります。

成果等が漏洩することがないように、コンソーシアムごとに定める協定書又は知財合意書等に守秘義務をあらかじめ規定しておく必要があります。

⑥ 普及担当機関

普及担当機関は研究成果の普及を担う観点から、研究段階から参画し、普及が想定される現場の状況や見解を研究に反映させることを役割とする機関です。

構成員又は協力機関のどちらでも研究に参画することが可能です。構成員として参画す

る場合には、実際に研究内容を分担し実施することになります。研究課題の内容によってどちらで参画すべきかはコンソーシアムで判断してください。

⑦ 研究グループにおける構成員と協力機関との違い（整理表）

	構成員	協力機関
研究コンソーシアムとの関係	研究コンソーシアムを構成する機関になります。	研究コンソーシアムに属さない機関であり、委託契約書では第三者として扱われます。
資金配分	代表機関等より研究資金が配分されます。	研究資金を直接受け取ることはできません。代表機関等又は構成員から役務業務の発注費、依頼出張旅費、謝金等を支払うことは可能です。
研究課題の実施	担当の研究課題を実施します。 資金配分が無くても自己資金等で研究課題を実施する場合は構成員として参画する必要があります。	研究課題を受け持つことはできません。
備品関係	研究に必要な備品を購入（リースを含む）することができます。購入後は備品のを所有（管理）します。	研究コンソーシアムの研究費による備品の購入（リースを含む）及び所有（管理）することはできません。
成果に係る知財の取扱い	日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第19条）を適用させて、特許権等の帰属を認めます。 また構成員単独又は構成員同士による特許権等の出願等は可能です。構成員が第三者と共同出願する場合は一定の条件を満たす必要があります。	協力機関だけに研究成果を帰属させる、或いは成果としての知財を帰属させることはできません。 構成員と一定条件の下で知財を共有することは可能です。
成果の公表	構成員が担当した研究課題について、成果を公表することは可能です。（要事前通知提出） 構成員同士又は第三者を加えて成果を公表することは可能です。	研究成果について協力機関単独で公表することはできません。 代表機関又は構成員と共同名義での公表は可能です。
e-Rad	研究機関及び研究者の登録が必要です。なお、研究費の配分を受けない場合、登録は必須ではありません。	研究機関及び研究者を登録する必要はありません。
普及組織としての参画	研究内容によりコンソーシアムごとに参画形態から判断していただきます。	同左

※e-Rad（府省共通研究開発システム）とは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムのことです。

⑧ 契約の対象

契約はコンソーシアムの代表機関等と生研支援センターとの間で当該年度に係る委託契約を締結します。代表機関等は法人格を有する必要があり、個人との契約は行いません。

また、コンソーシアム内に、研究代表機関以外の他の研究機関へ資金を配分するための経理事務体制等が十分に整っている研究機関等が存在しない場合、研究代表機関に代わって経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）を設けて、そこが資金配分等に係る事務を行うことができます。この場合、契約は研究管理運営機関と締結することになります。

⑨ 研究グループを分割した契約

効率的執行の観点から、1研究課題のコンソーシアムの構成員が多数の場合は、中課題単位で複数に分割し、それぞれが概算払請求できることとしました。この場合、以下の点にご注意ください。

ア 生研支援センターが必要と認めたものに限りです。

イ 分割した単位での経費の流用は認められません。

ウ 分割した単位ごとに概算払請求できる者が必要となります。

3. 委託経費の内容

委託経費として計上できる経費の範囲は、研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要な経費とし、具体的な内容は下表のとおりです。

(1) 委託経費計上費目の体系

① 委託業務研究

対象事業：革新的技術創造促進事業（「知」の集積と活用による研究開発モデル事業、異分野融合発展研究）

革新的技術開発緊急展開事業（地域戦略プロジェクト、先導プロジェクト、経営体強化プロジェクト、人工知能未来農業創造プロジェクト）

生産性革命に向けた革新的技術開発事業

戦略的イノベーション創造プログラム〔S I P〕

※ 革新的技術創造促進事業はイノベーション創出強化研究推進事業により委託業務研究として継続実施

区 分	費 目 (細 目)
直接経費	人件費 謝金 旅費 国内旅費 国外旅費 試験研究費 機械・備品費 消耗品費 印刷製本費 借料及び損料 光熱水料 燃料費 会議費 賃金 雑役務費

間接的経費（いわゆる一般管理費等）	直接経費の30%以内
消費税相当額	直接経費、間接的経費のうち非(不)課税、免税取引となる経費の8%を計上(消費税率の変更があった場合は当該改定後の税率とします。)

採択時に「その他必要に応じて計上可能経費」として計上されていた金額は、契約締結時に内容に応じて、改めて上記のいずれかの項目に割り振っていただきます。

② 競争的資金

対象事業：イノベーション創出強化研究推進事業

区 分	費 目 (細 目)
直接経費	物品費 設備備品費 消耗品費 人件費・謝金 人件費(賃金) 謝金 旅費 国内旅費 国外旅費 その他 外注費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 光熱水料 その他(諸経費) 消費税相当額
間接経費	直接経費の30%以内

(2) 各費目の説明

① 委託業務研究

ア 直接経費

費目・細目	説 明	証拠書類の例
人件費	本事業の試験研究計画に直接従事する研究代表者、研究員等の人件費 【具体的な支出の例示】 ・人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当	①単価の設定基準 ②作業(業務)日誌 ③給与台帳(必要部分のみ)

	<p>等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊機器操作のための技能者の費用 ・他構成員からの出向研究員の経費 <p>【特記事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 構成員によっては、その内部規程により人件費を計上できない場合がありますので、自己の内部規程を確認してください。 2 法定外で一般的な福利厚生費は計上できません。 3 生研支援センターでは、具体的な単価の設定方法を規定しておりません。実勢に応じた各構成員の基準単価を設定してください。例えば、他の委託事業で認められている方法であれば差し支えありません。 4 人件費を計上する研究者等については、委託事業と人件費を計上する者との関係を明確にするために、様式Ⅲ-2 5「研究項目別の分担」を参考にして所属、氏名、業務内容を記載した資料を作成してください。（詳細は巻末資料の別紙2を参照） 	<p>④各構成員の給与規程（必要部分のみ）</p>
<p>謝金</p>	<p>本事業の試験研究計画の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費</p> <p>【具体的な支出の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究推進会議等の外部委員に対する委員会の出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代（各構成員の規程等に定めがある場合に限る。） ・研究協力者への謝金等 <p>【特記事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 謝金の算定については、各構成員の謝金支給規程等によるものとします。 2 研究を遂行するために、専門知識の提供、情報収集、セミナーへの参加等で協力を得た者への謝金（旅行に必要な経費は旅費に計上）を含みます。 3 各構成員で認められていれば、謝金を金券（QUOカード、図書カード等）で支払っても構いません。なお余った分については計上しないでください。 	<p>①受領書 ②謝金単価の根拠資料（必要部分のみ）</p>
<p>旅費</p>	<p>構成員に所属し、試験研究計画に記載された研究スタッフについて、本事業の研究推進のために必要な国内外への出張に係る経費、又は本事業の研究推進のために必要な国内外からの研究者等の招へい（依頼出張）に係る経費。</p>	<p>①旅費計算書 ②出張報告書等 ③各構成員の旅費規程（必要部</p>

【具体的な支出の例示】

- ・本事業を実施するに当たり研究者及び補助員の国内外への出張又は移動に係る経費
- ・上記以外の本事業への協力者に支払う、本事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内外への出張又は移動に係る経費
- ・外国からの研究者等の招へい経費
- ・試験研究計画に記載された研究者（ポストドクター等、試験研究のために臨時に雇用する研究者を含む。）が、試料の採取、観測、測定等の調査研究、学会参加、研究成果発表等のための国内外の研究集会等への出張又は移動に係る経費
- ・研究の推進のための打合せ、会議への出席に必要な出張又は移動に係る経費
- ・有料道路等料金、E T Cに係る経費

【特記事項】

- 1 旅費の算定については、原則として、各構成員の旅費規程等に基づき計算された交通費（有料道路等の料金を含む）、宿泊費、日当、旅行雑費、旅費のキャンセル料等とします。
予算の効率的な執行を図るため、旅費は、最も経済的かつ合理的な方法によることとし、宿泊パックを利用した場合は、用務の内容に照らして宿泊日数が適正か確認するとともに、領収書や使用したパックチケットのパンフレット等により内容を確認してください。
必要な証拠書類についても、原則として、各構成員の旅費規程等に基づき管理してください。
- 2 「旅費のキャンセル料」は、やむを得ない事情から、各構成員の旅費規程等に基づきキャンセル料が認められる場合のみ計上可能です。
- 3 「旅行雑費」とは、「空港使用料」、「旅券の交付手数料」、「査証手数料」、「予防注射料」、「出入国税の実費額」、「燃油サーチャージ」、「航空保険料」、「航空券取扱手数料」等とします。
- 4 本事業に係る業務と外部からの依頼に基づく業務を兼ねて出張する場合は、必ず当該依頼に係る依頼文書及び旅費計算書を取り寄せ、依頼先から支払われる旅費の内容を十分に確認した上で、業務の実態に応じて各構成員の旅費規程等に基づき費用を按分するなど適正に経理処理してください。
- 5 研究者等が赴任の際にかかる経費等については、原則計上できません。
- 6 外国への出張及び外国からの出張に関しては、本事業の試験研究計画に記載されている場合を除き、事前に生研支援センターの了解が必要となります。外国への出張の場合は「様式Ⅲ－19」を、外国からの出張の場合は「様式Ⅲ－20」を提出してください。
- 7 学生の旅費も支出可能ですが、国内外を問わず学生単独

	<p>の出張は原則として認められません。学生単独の出張について、大学の規程により認められている場合であって、担当教員が同行できないやむを得ない理由がある場合には、理由書等により、その理由を明確にし生研支援センターの了解を得た上で出張してください。</p> <p>8 旅費を計上する研究者等については、委託事業と旅費を計上する者との関係を明確にするために、様式Ⅲ-25「研究項目別の分担」を参考に所属、氏名、業務内容を記載した資料を作成してください。（詳細は参考資料「I. 関係通知等」の「委託事業に係る会計経理の適正化について」を参照）</p> <p>なお、外部の研究者等の招へい（依頼出張）にかかる旅費については、この必要はありません。</p>	
<p>機械・備品費</p>	<p>本事業の試験研究計画の実施に当たり使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が10万円以上（税込）の物品に係る経費</p> <p>※取得価格とは、消費税相当額を含めた単価のこと。</p> <p>【特記事項】</p> <p>1 購入する場合と比較してレンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースで委託研究経費が抑えられる場合は、経済性の観点から最適な方法を選択してください。（レンタル及びリースとする場合の経費は、「借料及び損料」になります。）</p> <p>2 物品を購入する場合は、入札や見積り合わせを行う等経済性の確保に留意の上、発注先を選定した理由を書面で整理し、保存してください。</p> <p>なお、委託契約書及び試験研究計画書に記載していない機械備品の購入は、原則、認められません。</p> <p>3 汎用性の高い備品（パソコン、フリーザー等）は、事業の目的遂行に必要と認められるものだけに計上可能です。</p> <p>4 本事業で取得した機械・備品については、当該事業で取得したことが確認できるように構成員で適切な標示を行ってください。</p> <p>5 事業実施期間終了後の具体的な物品管理の手続きについては、生研支援センターから別途連絡しますのでご留意ください。</p>	<p>①売買契約書(締結している場合のみ)</p> <p>②随意契約の場合はその理由書</p> <p>③カタログ製品の場合はカタログ及び定価表</p> <p>④見積書、納品書、請求書</p>
<p>消耗品費</p>	<p>本事業の試験研究計画の実施に当たり必要な試験研究用の試薬、材料、実験用動物等各種消耗品、試作品の部材、ソフトウェア、書籍の購入費などで、取得価格が10万円未満（税込）のもの又は耐用年数が1年未満のもの</p> <p>【特記事項】</p> <p>1 文房具類など汎用性の高い消耗品の購入は、事業の目的遂行に必要と認められるものだけに計上可能です。</p>	<p>見積書、納品書、請求書</p>

	<p>2 取得価格が10万円以上（税込）の物品でも、試薬、材料、試作品等の部材、実験用動物、ソフトウェア、書籍等は消耗品（特殊高額消耗品）となります。</p> <p>3 試作品等の部材購入代を計上できるのは、試作品を自主製作する場合です。</p>	
印刷製本費	<p>本事業に係る資料等の印刷、製本に要した以下の経費</p> <p>【具体的な支出の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の研究活動に必要な書類作成のための印刷代等 <p>【特記事項】</p> <p>研究成果報告書等の印刷製本代、写真代、図面コピー代等の研究活動に必要な書類を作成するために必要な経費を含みます。</p>	見積書、納品書、請求書
借料及び損料	<p>本事業の試験研究計画の実施に当たり直接必要な以下の経費</p> <p>【具体的な支出の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用に係る経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料、構成員内の施設・設備使用料 ・レンタカー代（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く。） <p>【特記事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ファイナンスリースの場合は、リース契約期間を法定耐用年数以上、毎月均等払いとし、委託研究期間を超えるリース期間の支払については自費での対応となります。 2 ファイナンスリースにおいて、委託研究期間終了後、研究目的外の使用とする場合は、開発研究用減価償却資産の耐用年数の特例は適用できません。 3 その他のリースであっても、リース料に委託費としての妥当性が求められます。 (委託費による分割購入と見受けられるリースは不可) 	<p>①見積書、納品書、請求書</p> <p>②レンタル（リース）契約書等</p>
光熱水料	<p>本事業の試験研究計画の実施に当たり使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス、水道等の経費</p> <p>【特記事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 直接経費では研究の推進に直接必要な経費だけが計上でき、管理事務等に要する経費は計上できません。 2 個別メータにより管理いただくか、合理的な算出方法が求められます。 	納品書、請求書
燃料費	<p>本事業の実施に当たり使用する研究施設等の燃料（灯油、</p>	納品書、請求書

	<p>重油等) 費</p> <p>【特記事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究の推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限ります。 2 個別メータにより管理いただくか、合理的な算出方法が求められます。 	
会議費	<p>本事業の試験研究計画の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した以下の経費</p> <p>【具体的な支出の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究推進会議等の委員会開催費 ・会場借料 ・茶菓、弁当等（華美でないもの） <p>【特記事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 いわゆる懇親会代・レセプション代は計上できません。 2 他の会議と合同で行う場合の費用負担には、合理的な算出方法が求められます。 	納品書、請求書
賃金	<p>本事業の試験研究計画に直接従事する研究補助者等に係る賃金</p> <p>【具体的な支出の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタントの費用 ・研究補助作業を行うアルバイト、パート ・技術補助員の費用等 <p>【特記事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生研支援センターでは現状、具体的な単価の設定方法を規定しておりません。実勢に応じた各構成員の基準単価を設定してください。例えば、他の委託事業で認められている方法であれば差し支えありません。 2 賃金を計上する研究者等については、委託事業と賃金を計上する者との関係を明確にするために、様式Ⅲ－25「研究項目別の分担」を参考にして所属、氏名、業務内容を記載した資料を作成してください。（詳細は巻末資料の別紙2を参照） 	<p>①単価の設定基準</p> <p>②作業日誌</p> <p>③給与台帳（必要部分のみ）</p> <p>④各構成員の給与規程（必要部分のみ）</p> <p>⑤雇用契約書又は雇用通知書</p>
雑役務費	<p>本事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注に係る経費</p> <p>【具体的な支出の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究実施上、必要不可欠なもので、本事業専用で使用している機械装置、備品等の製作・操作・保守・修理等の業務請負 	納品書、請求書

- ・実験動物等の飼育、設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負
- ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の業務請負(業者請負)等
- ・外注分析に要する経費(役務経費、電子計算機使用料、データベース検索料、各種試作品製作請負費(試作品用購入部品費、材料費、予備部品費を含む。)、プログラム作成費等の外部に役務を発注するために必要な経費。)
- ・学会参加費(学会に参加するための旅費は『旅費』に計上)
- ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)
- ・研究成果発表費(論文審査料・論文投稿料(論文掲載料))
- ・論文別刷り代、研究成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ウェブサイト作成費等)
- ・広報費(ウェブサイト・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費
- ・保険料(業務・事業に必要なもの)
- ・振込手数料
- ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等)
- ・薬事相談費
- ・薬品・廃材等処理代
- ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化
- ・派遣社員の費用
- ・通信運搬費(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等)
- ・減価償却費(原則、企業のみ対象)

【特記事項1】

学会参加費に学会参加と不可分なランチ代・バンケット代が含まれている場合は含んだ額を計上して構いません。

学会年会費など本事業の実施に直接必要と認められないものは計上できません。

国際学会への参加については、生研支援センターの了解が必要になります。

【特記事項2】

減価償却費については、試験研究に利用できる物品を予め保有しており(その他の委託費等で導入されたものを除く)、それを委託研究に利用する場合、雑役務費に計上が可能です。ただし、利用日誌から委託研究とその他の業務に分けて委託研究分を計上してください。

【特記事項3】

試作品作成に必要な経費については、研究開発と一体で行う小規模な実証(又は製造)試験に係るもののみ認められます。なお、研究機関等で資材を購入し、試作品を作成する場合は、「消耗品」としてください。

イ 間接的経費（いわゆる一般管理費）

費目・細目	説明	証拠書類の例
<p>間接的経費 （いわゆる一般管理費等）</p>	<p>いわゆる一般管理費（事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員賃金・旅費等の管理部門の経費）に特許関連経費（当該委託事業で得られた成果を権利化する場合に限り、国内特許のみならず国外特許も含めて登録までに必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費をいう。登録及びそれ以降の経費は含まない。）、さらに国外特許においてはPCT出願も対象となります）を加えた管理部門の経費</p> <p>【特記事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 計上に当たっては、使用内訳と算出根拠の整合性が重要となります。 間接的経費は、間接経費と異なり、本事業に必要な管理経費（直接経費以外）に限定しています。 間接的経費の計上に当たっては、その根拠を明確にしてください。 <ul style="list-style-type: none"> なかでも光熱水料、燃料費等の負担については、受託機関全体の使用料に対する本事業に従事する研究者の effort 率、研究者が本事業の実施に当たり専有して使用する面積等合理的な按分方法により算出し、計上してください。なお、これらによりがたい場合は、事業費比率による按分などにより算出し、計上してください。 算出根拠については、生研支援センターあるいは、代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じて提出いただく場合があります。 コンソーシアム全体として、直接経費の30%以内。 	<ol style="list-style-type: none"> ①納品書、請求書 ②支出計算（按分の積算根拠 ③支払伝票 ④その他支払費目に対応する証拠書類
<p>消費税等相当額</p>	<p>計上した経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%</p> <p>【特記事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 構成員が地方公共団体や免税事業者の場合は発生しません。 消費税等相当額とは、税抜き額と消費税額を分けて書いていただくためのものではありません。非課税取引、不課税取引及び免税取引（人件費、賃金等）の8%に当たる額を上乗せしていただくための欄です。 <ul style="list-style-type: none"> これは、委託契約が課税取引であるためです。 <p>(例)</p> <p>54万円の委託費を受け取り、税込54万円の『物品』を買った場合、委託費の消費税と物品と共に支払った消費税が同じ4万円ですので、消費税の納税額は0円となり、特に問題は発生しません。</p> <p>しかし、100万円の委託費を受け取り、100万円の『賃</p>	<p>消費税等相当額 計上の計算資料</p>

	<p>金』(不課税)を支払った場合、委託費の消費税は100万円×8/108=74,074円になり、その分赤字になります。</p> <p>そのため、108万円の委託費を受け取り、100万円の賃金を支払い、8万円を納税、となるようにしています。この8万円が「消費税相当額」です。</p> <p>3 消費税率の改定があった場合は、当該改定後の税率とします。</p> <p>4 なお、本事業は補助金(不課税)ではありませんので、生研支援センターに消費税を返還する必要はありません。</p>	
--	--	--

② 競争的資金事業

ア 直接経費

費目・細目	説明	証拠書類の例
設備備品費	<p>①委託業務研究(ア 直接経費)の「機械・備品費」を参照。</p> <p>※委託業務研究と同様に一般的な施設は対象外です。</p>	<p>① 売買契約書 (締結している場合のみ)</p> <p>② 随意契約の場合はその理由書</p> <p>③ カタログ製品の場合はカタログ及び定価表</p> <p>④ 見積書、納品書、請求書</p>
消耗品費	<p>①委託業務研究(ア 直接経費)の「消耗品費」を参照。</p>	<p>見積書、納品書、請求書</p>
人件費	<p>①委託業務研究(ア 直接経費)の「人件費」を参照。</p> <p>※競争的資金では「賃金」についても、人件費に計上してください。</p>	<p>① 単価の設定基準</p> <p>② 作業日誌</p> <p>③ 給与台帳(必要部分のみ)</p> <p>④ 各構成員の給与規程(必要部分のみ)</p> <p>賃金の場合は上記に加え</p> <p>⑤ 雇用契約書又は雇用通知書</p>
謝金	<p>①委託業務研究(ア 直接経費)の「謝金」を参照。</p>	<p>① 受領書</p> <p>② 謝金単価の根拠資料(必要部</p>

		分のみ)
旅費	①委託業務研究（ア 直接経費）の「旅費」を参照。	①旅費計算書 ②出張報告書等 ③各構成員の旅費規程（必要部分のみ）
外注費	①委託業務研究（ア 直接経費）の「雑役務費」を参照。	納品書、請求書
印刷製本費	①委託業務研究（ア 直接経費）の「印刷製本費」を参照。	見積書、納品書、請求書
会議費	①委託業務研究（ア 直接経費）の「会議費」を参照。	納品書、請求書
通信運搬費	①委託業務研究（ア 直接経費）の「雑役務費」を参照。	納品書、請求書
光熱水料	①委託業務研究（ア 直接経費）の「光熱水量」を参照。 （①委託業務研究（ア 直接経費）の「燃料費」に該当するものを含む。）	納品書、請求書
その他（諸経費）	①委託業務研究（ア 直接経費）の「雑役務費」を参照。 ※特許関連経費については、間接経費での計上としてください。	納品書、請求書
消費税相当額	計上した経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。 委託先が地方公共団体や、免税事業者の場合は発生しません。	・消費税等相当額計上の計算資料

イ 間接経費

費目・細目	説明	証拠書類の例
間接経費	<p>研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として計上できない経費。</p> <p>個々の構成員ごとに直接経費の30%以内の額を計上できます。</p> <p>具体例 （管理部門に係る経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理施設・設備の整備、維持及び運営経費 ・管理事務の必要経費 <ul style="list-style-type: none"> 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・各費目において上記に記載した証拠書類。 ・使用方針

	<p>(研究部門に係る経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 ・ 本委託事業の研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水料 ・ 特許関連経費 ・ 研究棟の整備、維持及び運営経費 ・ 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費 ・ 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費 ・ 設備の整備、維持及び運営経費 ・ ネットワークの整備、維持及び運営経費 ・ 大型計算機（スパコンを含む。）の整備、維持及び運営経費 ・ 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費 ・ 図書館の整備、維持及び運営経費 ・ ほ場の整備、維持及び運営経費など <p>(その他関連する事業部門に係る経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果展開事業に係る経費 ・ 広報事業に係る経費など <p>上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能。 なお、直接経費として計上できる経費は対象外。</p>	
<p>試験研究調査委託費 (コンソーシアム方式以外の契約方式が認められた場合のみ)</p>	<p>コンソーシアム方式以外による契約方式が認められ、かつ、委託事業の一部の契約について委託・再委託方式による契約が認められた場合における代表機関から共同研究機関（再委託先）への再委託に要する経費（代表機関のみが計上可能）。 コンソーシアムから外部の機関等への再委託は禁止しております。なお、都道府県等においてコンソーシアム内の資金収支等の事務処理上、契約締結の必要がある場合には、当該コンソーシアム内での契約は可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託契約書 ・ 支払伝票

注) 試験研究調査委託費については、緊急対応研究課題の一部の事業でのみ使用する区分です。

ウ 一般管理費

※ 一般管理費は、研究管理運営機関を設置した場合のみ使用する区分です。

費目・細目	説明	証拠書類の例
一般管理費	<p>研究管理運営事務を専門に行う研究管理運営機関のみ当該構成員の直接経費15%に相当する額を上限として計上することができます。研究管理運営機関は研究管理が役割ですので、その事務のための人件費、旅費等については、個々ではなく直接経費に計上して下さい。</p> <p>直接研究費ではないが、本委託事業のために必要な事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員賃金等の管理部門の経費。</p> <p>計上に当たっては、使用内訳と算出根拠の整合性が重要となります。一般管理費は、間接経費と異なり、委託事業に必要な管理経費（直接経費以外）に限定しています。一般管理費の計上に当たっては、その根拠を明確にしてください。</p> <p>なかでも光熱水料、燃料費等の負担については、全体の使用料に対する委託事業への従事者数者等合理的な按分方法により算出し、計上してください。</p> <p>なお、これらによりがたい場合は、事業費比率による按分などにより算出し、計上してください。</p> <p>算出根拠については、生研支援センター、あるいは、コンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じてご提出いただく場合があります。</p> <p>また、事務費として耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の事務用備品を購入することはできません。文房具類については、本委託事業のみに使用することが明確である場合に限り、事務費として計上できます。</p> <p>なお、精算時に直接経費が減少した場合には、減少した直接経費の15%を超えないよう、減少させる必要がありますのでご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書、請求書 ・支出計算書（按分の積算根拠） ・支払伝票 ・その他支払費目に対応する証拠書類
消費税相当額	<p>一般管理費に計上した経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税事業者の場合は発生しません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税等相当額計上の計算資料

(3) 委託経費計上に当たっての注意事項

- ① 経費算定の対象とする支出額は、原則として委託契約期間中に本事業を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託契約期間外に発生又は支払われた経費は認めません。

従って、発注、納品・検収、支払は、原則として、当該委託契約期間中に行ってください。ただし、委託契約期間中に発生し、かつ、経費が確定しているものであって、当該期間中に支払いが行われていないことについて、相当の事由があると認められるものについ

ては次のものはこの限りではありません。(この場合、実績報告書の提出の際には、帳簿の支払年月日欄に支払予定日を記入してください。)

- ② 経費使用に際しては、本事業に係る経費と他の経費を厳格に区別した上で使用してください。また、納品書等証拠書類は、委託契約期間が終了した日が属する年度の次年度の4月1日から起算して5年間、必ず保管してください。

経費を不適正に使用した場合、委託契約に基づく、試験研究の中止、委託経費の返還等の措置を講じることとなりますので、日常からの適正経理に留意してください。

- ③ 本事業は、委託契約に基づくことから、原則として、試験研究計画書作成時の予算積算に基づいて予算執行していただきますが、やむを得ない場合には費目間での流用は直接経費総額の50%まで(届出及び)申請なしで可能です。なお、間接的経費から他の費目への流用も可能ですが、他の費目から間接的経費への流用はできません。

- ④ 旅費の場合は、「他事業分の出張と明確に区分出来る場合」、消耗品の場合は「他事業の用途と合わせて購入する場合で、他事業分の経費と明確に区分出来る場合」に限り、合算による使用が可能です。

- ⑤ 人件費及び賃金の算出基礎となる「作業日誌(様式Ⅲ-5)」は、本事業実施のための作業であるということが明確になるように整理し、保存してください。

また、旅費に係る証拠書類として、復命書又は命令書等において、その必要性とともに、試験研究計画名を明記するなど、本事業に係るものであることが明確になるように整理し、保存してください。

なお、旅費並びに人件費及び賃金については、別紙2「委託事業に係る会計経理の適正化について(平成24年1月17日付け23機構A24011002号農業・食品産業技術総合研究機構理事長通知)」(以下、「適正化通知」という。)をご了知の上、遺漏なき対応をお願いします。

- ⑥ 構成員が自らが担当する研究目的に応じて、自社及び100%子会社(孫会社)の製品を委託経費に計上する場合は、利益排除額(製造原価及び諸経費だけの利益を除いた額)を計上してください。

コンソーシアムの構成員間の売買については、原則、見積り合わせや入札等によることとしますが、機械を製作・販売しているメーカーが参画しており、その機械自体を改良して試作することが研究のメインテーマになっている場合等は、入札など実施せず最初から利益排除額で売買してください。なお、100万円未満のものについては利益排除は不要です。

- ⑦ 園芸施設や畜舎などの建物については、通常建設されているような一般的な建物(単純な箱物)であれば経費の対象とすることはできません。

ただし、以下の場合は設置することが可能です。(対象経費としては、加工費・試作費、資材費、役務費等として雑役務費に計上)

- ・研究を目的とした研究用試作品(仮設物)として設置すること
- ・研究実施上、必要不可欠な簡易的な仮設物を設置すること

なお、試作品とは、市販されている既存の機械・施設とは構造や性能等が異なるもので、当該試作品自体に研究要素があるものを指します。

また、試作品設置のための研究期間中の借地料も経費の対象とできますが、土地の購入はできません。

(4) 委託経費計上に係る費目・細目別の注意事項

- ① 人件費(賃金を含む)

追加の雇用、人事異動等に伴い委託事業に従事する研究スタッフに異動があった場合は、その都度、研究計画等の修正を行ってください。

なお、日頃より複数の事業に係る圃場管理、家畜管理等に従事する者であって、あらかじめ研究計画等に記載することが困難な場合には、作業(業務)日誌等により、委託事業に係る勤務実態を適切に把握したうえで、その実績額を計上してください。

ア 派遣会社との契約

派遣会社を通じたポストク等確保のための研究員経費は人件費に計上してください。

イ エフォート管理

雇用契約書、労働条件通知書、発令通知書等の業務内容において、委託事業に従事することが明確となっていない場合で、複数の外部資金等により、研究スタッフを雇用する場合は、委託事業に直接従事する時間数により人件費、又は賃金を算出することとなりますので、作業（業務）日誌等により委託事業に係る勤務実態を把握していただくなど、十分なエフォート管理を行ってください。（「適正化通知」を参考にしてください。）

なお、複数の事業への従事内容、時間数の算出が可能であれば、既存の様式でも構いません。ただし、研究計画や雇用契約書等で、被雇用者が本委託事業のみに従事することが明確になっている場合には、作業日誌の作成は不要です。

ウ 大学における学生（学部生及び大学院生をいう。以下同じ）の雇用

授業を受けることが本分である学部生を教育目的ではない委託事業において雇用する場合は、一般的な大学の雇用手続きのみならず、委託事業において学部生を雇用する必要性を、大学に規程がある場合は、それに従って、規程がない場合は、任意の様式の理由書により明確にしてください。

また、学業及び研究室での他の研究補助との区分を明確にするために作業（業務）日誌を作成し、雇用責任者（勤務管理者）が責任を持って管理してください。

なお、大学院生を雇用する場合であっても、上記と同様の手続き、管理を行っていただく必要があります。

理由書については、生研支援センター、あるいは、コンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じてご提出いただく場合があります。

エ 勤務実態の確認

勤務実態については、雇用責任者（勤務管理者）において、日々確認していただく必要があります。作業（業務）日誌の様式が1ヶ月まとめて確認（押印）することとなっている場合であっても、日々の確認については確実に行ってください。

（ア）日々の確認を行う際の関係書類の例

出勤簿（出勤状況、休暇、欠勤などの情報）、作業（業務）日誌（勤務実態）、出張伺（出張報告書）、研究（実験）ノートなど

（イ）月締めの確認を行う際の関係書類の例

出勤簿（出勤状況、休暇、欠勤などの情報）、作業（業務）日誌（勤務実態）、出張伺（出張報告書）、人件費（賃金）台帳（勤務日数、時間などの情報）など

オ 有給休暇の取扱

有給休暇取得に伴う費用については、原則として委託費へ計上することはできません。

ただし、以下の条件をすべて満たす場合には、人件費、賃金で被雇用者の有給休暇取得に伴う費用を計上することができます。

（ア）雇用契約書、労働条件通知書等で、当該被雇用者が本委託事業のみに従事することが明確になっていること

（イ）雇用契約書、労働条件通知書等に有給休暇の取扱が規定されていること（規定されていない場合には雇用責任者の証明書、事業実施機関の規程等により明確になっていること。）

（ウ）委託事業に従事するために雇用されたことに伴い付与された有給休暇の日数の範囲内であること（有給休暇を付与することとなる日及び日数については、各研究機関の規程に基づきます。）

なお、特別休暇（夏季休暇、創立記念日、天災地変に伴う公共交通の運行停止等）、産前・産後休暇等及び連続して長期に委託事業に従事しないことがあらかじめ明確な場合並びに年次休暇であっても、退職前に連続して取得し、そのまま退職するなど、年次休暇取得以降委託事業に従事しないことが明確な場合については、委託費への計

上は認められません。

【例外】

月俸・年俸制により雇用されている者については、年次休暇、夏季休暇を取得した場合であっても当該月俸・年俸に変動がないことから、上記にかかわらず委託契約期間中の費用として人件費、賃金に計上することができます。

ただし、産前・産後休暇、退職前の長期連続休暇等、明らかに長期に渡り委託事業に従事しない休暇については、委託費への計上は認められません。

② 謝金

ア 学生への謝金

一時的な作業補助等に対して、雇用契約ではなく、謝金を学生に支払う場合は、その必要性を理由書により明確にしてください。

また、人件費（賃金）同様、作業実態の確認については確実に行ってください。

③ 旅費

ア 事業との関連性

旅費の計上に当たっては、事前の旅行伺い及び出張後の復命書において、本委託事業との関連性を明記してください。

イ 出張伺書

出張伺書の用務について、「〇〇フェアへの参加、展示」、「〇〇研修への参加」、「研究打合せ」のみの記載の場合は、委託事業との関連性がわかりません。用務のみで委託事業との関連がわかるように記載してください。また、会議、研究会、学会等については、開催案内を出張伺書に添付してください。

なお、研究者としてのスキルアップのための研修については、認められません。

ウ 復命書（出張報告書）

復命書（出張報告書）の用務内容（概要）について、用務名をそのまま記載するのみではなく、委託事業との関係及び必要性が明確にわかるように具体的に記載してください。

例えば、作業の場合は、作業内容と委託事業との関係、打合せの場合は、相手方の氏名及び打合せ内容の概要、情報収集の場合は、情報収集の内容と委託事業における明確な必要性、あるいは、有効性等を記載してください。

また、会議、研究会、学会等については、プログラム、（発表した場合は）発表要旨を添付してください。

※情報収集の場合において認められないケース

例えば、園芸関係を研究している研究者が、園芸学会に出席し情報収集することは、委託事業の実施如何に関わらず想定されることですので、出張報告書の用務内容が、「園芸学会秋季大会に出席し情報収集を行った。」などのように委託事業との関係が明記されていない場合は認められません。

エ 旅費

（ア）学生の旅費

研究計画書等で外国出張が認められている場合であっても、学生の外国出張については、理由を明らかにした上で、必ず理由書を提出のうえ、事前にご相談ください。

なお、いずれの場合も、出張報告書等により委託事業の用務で出張した事実が確認できるように整理をお願いします。

学生を出張させる場合は、以下のケース1、あるいは、ケース2の全ての条件を満たす場合に限り計上することができます。

ただし、学生単独での出張は原則として認められません。学生単独の出張について、大学の規程により認められている場合であっても、担当教員が同行できないやむを得ない理由がある場合には、その理由を明らかにした上で、必ず事前に理由書を提出のうえ、ご相談ください。

※学生の出張が認められる場合

ケース 1

○雇用契約により学生が研究補助者として委託事業に従事することが明確に確認できること。

(短期の作業等であり、その必要性が理由書で明確になっているであって、雇用契約ではなく謝金により対応する場合も含まれます。)

ケース 2

㊦学生に対して旅行命令が可能である旨を規定する大学の規程が整備されていること。

㊧学生を出張させる必要性があらかじめ理由書等により明確になっていること。

(イ) 予算区分

- ・出張旅費と人件費（賃金、謝金、派遣を含む。）の予算区分について

委託事業で出張する場合は、原則として、委託事業の研究スタッフ（本委託事業に従事するために臨時に雇用された研究員等を含む。）である必要がありますので、出張旅費の予算と臨時に雇用されている研究員等の人件費（賃金、謝金、派遣費を含む。）の予算は同じである必要があります。

やむを得ない理由により他の事業で雇用されている研究員等を本委託事業で出張させる場合は、必ずその必要性を理由書等により明確にさせていただくとともに、他の事業との整合性についても明確にさせていただく必要があります。

また、委託事業で人件費を支出（計上）している研究員等が出張する場合の出張旅費について、当該委託事業の委託費の予算が不足するなどの理由により、当該委託事業の委託費ではなく、事業実施機関の自己資金（国立大学法人、国立研究開発法人等については寄附金、運営費交付金等を含みます。）から支出する場合であっても、その旨を出張伺書、理由書等により明確にしてください。自己資金で雇用している研究員等について、委託事業において集中的に作業を行う必要があるなどの理由により出張させる必要がある場合などについても同様です。

- ・キャンセル料

自然災害等、その他他律的理由による出張のキャンセル料は、事業実施機関の旅費規程等で当該キャンセル料の負担が認められている場合で、キャンセルの理由が書面に記載してあれば、計上することができます。その場合の費目は雑役務費とします。

ただし、単なる事務手続の誤り等によるキャンセル料の負担はできません。

(ウ) 赴任旅費

- ・人事異動等に伴う赴任経費は計上できません。

④ 機械・備品費（設備備品費）

ア 調達手続き

物品の購入に際しては、研究機関の規程に基づき、複数の見積書を徴する、一般競争に付すなど、購入手続きの適正性に留意した調達手続きを行ってください。

物品購入時における付帯工事費は、各研究機関の会計処理に合わせ、備品費又は雑役務費に計上してください。

イ 汎用品

本来、受託者の負担により整備すべき机、椅子、書庫等の什器、パソコン、デジカメ又はその周辺機器など、汎用性の高い事務機器等の購入は原則として認められません。

ただし、

- ・委託事業で購入した研究用機械の制御装置や解析装置として付属されているパソコン、プリンタ等
- ・委託事業で取得したデータの保存・解析等のために専用で使用するパソコン、デジカメ等

- ・調査現場で収集したデータの保存、事業遂行に必要な各種画像データの保存に必要なパソコン周辺機器等

については、委託事業でのみ使用することを前提に、理由書によりその必要性が明確である場合に限り計上することができます。

なお、これらの事務機器等のうち10万円を超える備品については、必要理由を明記した理由書により事前に生研支援センターにご相談いただく必要があります。

ウ 物品標示票

委託事業により取得した物品については、物品標示票等のシールを貼付していただくこととなっています。標示票には、他の事業で購入した同等の物品との区別を研究室等の現場においても明確に判るように、委託事業（課題）名を備考欄等適宜の箇所に記入していただくなど、委託事業で取得したことが判るようにしてください。

⑤ 消耗品費

ア 汎用品

コピー用紙、トナー、USBメモリ、HDD、WindowsなどのOS、フラットファイル、文房具、作業着、食品用ラップ、辞書、定期刊行物など汎用性が高い消耗品については、原則として認められません。

ただし、委託事業に直接必要であることが理由書により明確な場合に限り、当該年度において委託事業で使用した最低限の必要数については認められます。

これらの汎用品を他の事業の予算とともに一括して購入する場合は、委託事業で使用する（した）数量について明確にした上で、合理的な按分方法により計算した場合に限り計上することができます。

イ 書籍、雑誌

汎用性が低い専門的な書籍、雑誌であっても、委託事業での必要性を確認させていただくことがありますので、購入伺書、あるいは、理由書等によりその必要性を明確にしておいてください。

ウ 調達手続き

委託事業を遂行するため大量に消耗品を購入する、又は、高額な消耗品を購入する場合には、事業実施機関の規程に基づき、一般競争に付す、複数の見積書を徴するなど、購入手続きの適正性に留意した調達手続きを行ってください。

特に、研究者による発注が可能となっている事業実施機関にあっては、事務手続きの煩雑さから、その上限額を超えないようにするために分割発注するなどのことがないようにご留意ください。

消耗品等が委託事業終了間際に大量に納品されている場合は、単なる予算消化と見なし、委託費の返還を求めることがあります。

何らかの理由により契約期間終了間際に多量の消耗品等を購入する必要性が生じた場合は、購入しなければならない理由を明らかにした理由書を作成し、その理由を明確にさせていただくとともに、当該年度の事業において実際に使用し研究成果に反映していただく必要があります。

翌年度に使用する物品は原則として認められません。購入している場合には、翌年度の契約締結後では、委託事業そのものに支障を来すなど、事業との直接的な関連性を理由書等により明確にしてください。

※認められるケース

- ・4月からの田植えに向け、3月に播種し、育苗する必要がある場合の、種子、種苗、あるいは、必要に応じて散布する農薬、肥料等であって、4月の契約・納品までに必要となる最低限の数量
- ・試験牛を飼育しており、毎日の給餌に必要な飼料を最低限購入する必要がある場合の、毎日の給餌に必要な飼料等であって、4月の契約・納品までに必要となる最低限の数量

⑥ 雑役務費

ア 修繕費

修繕費については、原則本委託事業専用で使用する機器等に係る修繕費としますが、複数の事業で使用する機器等を修繕する場合は、使用頻度等により按分して計上してください。

本委託事業推進のために使用している機器等に係る修繕費は、当該機器を本委託事業で購入していなくても、計上できます。

イ 論文別刷代及び論文投稿料

本事業に係る論文別刷代及び論文投稿料については、論文の投稿が委託契約期間内であれば計上できます。ただし、別刷は、成果発表等に必要な部数のみとします。

ウ 通信運搬費

本委託事業で使用する試料等の送料は、直接経費として計上できます。

4. 委託経費により取得した物品等の取扱い

(1) 物品等の所有権

委託経費により取得した物品等の所有権については、構成員が検収した時をもって、本事業実施期間中は構成員に帰属します。

善良なる管理者の注意をもって管理してください。取得（製作）原価が10万円以上（税込）かつ耐用年数1年以上の物品、試作品（施設を含む）（以下『備品等』という。）については（2）、（4）、（6）、（7）などの管理が必要となります。

(2) 物品等の標示

本事業の委託経費により取得した物品のうち備品等については、本事業で取得したことが確認できるように構成員の規定に基づきで適切な標示を行ってください（委託期間中、取得財産を生研支援センターの許可なく委託業務以外の目的に使用することはできません）。

【標示の例】

○○○○○○事業（うち△△△△プロジェクト）	
資産番号	
品名	
規格型式	
取得年月日	
設置場所	
備考	

(3) 物品等の共用使用

本事業の委託費により購入した物品のうち取得原価が50万円以上の研究機器を本事業に支障が生じない範囲内で、一時的に他の研究開発事業に使用することができます。この場合、以下の事項を遵守するとともに、研究機器一時使用報告書（様式Ⅲ-23）を委託事業実績報告書提出の際に併せて生研支援センターに提出してください。

- ① 物品等を他の研究開発事業に一時使用する場合には、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費を委託費から支出しないこと。
- ② 物品等を所有者以外の者が一時使用する場合には、所有者は一時使用予定者との間で、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費の取扱いについてあらかじめ取決めを締結し、かつ、一時使用は無償とし収益を得ないこと。ただし、一時使用に当たり実費相当額を一時使用者から求めることは差し支えありません。

(4) 取得した物品等の移転

本事業で取得した物品等のうち取得（製作）原価が10万円以上（税込）かつ耐用年数1年以上の物品、試作品（施設を含む）について、研究者の異動等による物品等の所有権や設置場所の変更を行う場合は、「委託等物品受入申請書（様式Ⅲ－13）」を提出していただき、生研支援センターがこれを適当と認める時は、設置場所を変更することができます。

（5）複数年研究における年度を跨がる物品等の購入

- ① 複数年契約において、次年度に使用する物品をあらかじめ発注する理由がある場合は、当該年度の前年度に発注行為を行うことは差し支えありません。
- ② 次年度に使用する物品を購入し経費に計上することは原則として認められません。相当の事由があり購入する場合には、次年度の契約締結後では、事業そのものに支障を来すなど、事業との直接的な関連性を理由書等により明確にしてください。

（認められる例）

- ・ 4月からの田植えに向け、3月に播種し、育苗する必要がある場合の、種子、種苗、あるいは、必要に応じて散布する農薬、肥料等であって、4月の契約・納品までに必要となる最低限の数量
 - ・ 供試牛を飼養しており、毎日の給餌に必要な飼料等であって、4月の契約・納品までに必要となる最低限の数量
- ③ 物品を発注した年度に納入・検収ができなくなった場合は、翌年度に支出計上することになり、計画及び契約の変更が必要となりますのでご注意ください。
 - ④ 役務発注などで工期が年度を跨がる場合は、年度末の出来高が、支出計上の対象となりますので2ヶ年度に分かれての支払いとなります。
 - ⑤ 原則として支払も3月までです。ただし、当該年度中に債務が発生し、かつ金額が確定しているものであって、当該年度中に支払いが行われていないことについて、相当の事由があると認められるものは当該年度に計上可能です。

（認められる例）

- ・ 3月分の人件費、賃金、派遣社員の費用
 - ・ 3月分の旅費、謝金、光熱水料、通信費、リース、レンタル料
- ⑥ ソフトウェアライセンス料や保険料等については、原則として、期間に応じて日割り・月割りにより、各会計年度ごとに分割して計上してください。
それが難しい場合、実際に当該年度に使用する目的で購入していれば、翌年度にまたがる期間（1年間）の全額を計上することは可能です。ただし、単に雑誌の年間購読について研究期間を超えて契約することや、残りの研究期間が1年間であるにもかかわらず、3年間の契約を結ぶことなど過度には認められませんので注意してください。

（6）事業実施期間終了後の物品等の取扱について

取得（製作）原価が10万円以上（税込）かつ耐用年数1年以上の物品、試作品については、事業実施期間終了時に、「委託等物品継続使用申請書（様式Ⅲ－14）」を提出していただき、使用用途が研究目的であり、かつ、生研支援センターがこれを適当と認める時は、構成員は、一定期間引き続き無償で取得財産を継続使用することができます。なお、この場合、所有権の帰属や使用実績の報告など当該取得財産の取り扱いについては、生研支援センターの指示によることとします。

また、研究目的によらない利用を希望する場合は有償で買い取っていただくことも可能です。その詳細については生研支援センター担当者にご相談ください。

なお、構成員は、取得財産について、生研支援センターが事業終了後に引き渡しを要求した場合には、これを生研支援センターに引き渡さなければなりません。この場合、取得財産の所有権その他当該取得財産の取り扱いについて、生研支援センターが指示するところによります。

(7) 試作品等の取扱い

委託経費により作成した試作品については、それを所有する構成員は、試作品等の所在及びその所有関係を明確にして、物品同様、善良なる管理者の注意をもって管理してください。

試作品等については、事業実施期間内において、試験研究計画書に則った解体・撤去に係る処分費用を委託経費で支出することが可能です。

ただし、事業実施期間終了後も引き続き試作品等を研究のために継続使用する場合には、解体・撤去などの処分費用は、当該時点においてそれを所有する構成員の自己負担になります。

事業実施期間中あるいは終了時に試作品等が完成したとみなして、構成員において試作品等を資産計上していた、又は、資産計上することとした場合は、各年度の実績報告書により、資産計上した旨を生研支援センターに報告してください。

また、事業実施期間終了後に、資産計上する場合には、それを所有する構成員は、生研支援センターに資産計上した旨を報告してください。

資産計上した試作品等の継続使用については、所有権の帰属や使用実績の報告など、生研支援センターの指示によることとします。

(8) 物品等の導入について

① 研究機器等を導入する際には、購入、レンタル、オペレーティングリース、ファイナンスリース等の手段がありますが、委託研究経費の節減など経済性の観点から最適な方法を選択してください。

② レンタル、オペレーティングリースのように研究機器等を使用する期間（数ヶ月間等）のみ契約する場合は、利用時間当たり単価は購入より割高になりますが、委託研究期間中の総支払額が購入の場合の価格を下回るのであればそちらを選択願います。

③ ファイナンスリースについては一般的にリース期間終了後に所有権がリース会社から契約相手に移転する仕組みになっています。ファイナンスリースを利用する場合は、以下の点を遵守した形での対応をお願いします。

ア リース契約期間は、機器の法定耐用年数以上とすること（委託研究期間を超える分は自己負担となります）。

イ 毎月の支払額は委託研究期間中と委託研究終了後で差をつけずにリース期間内で均等額とすること。

ウ 税制上の「開発研究資産の減価償却の耐用年数」でリース期間を設定している場合はリース契約期間の毎年度（委託研究終了後も含みます）、「開発研究資産の減価償却の耐用年数」を使用せず機器本来の耐用年数でリース期間を設定している場合は、委託研究期間内でリース契約をしている毎年度、当該リース物品の前年度3月末までの利用状況報告書（様式Ⅲ-24）を5月末までに提出すること。

エ リース物品の初月の納品日は原則、月の中旬までとすること（月末納品で1ヶ月分のリース代を計上するようなことのないよう願います。）

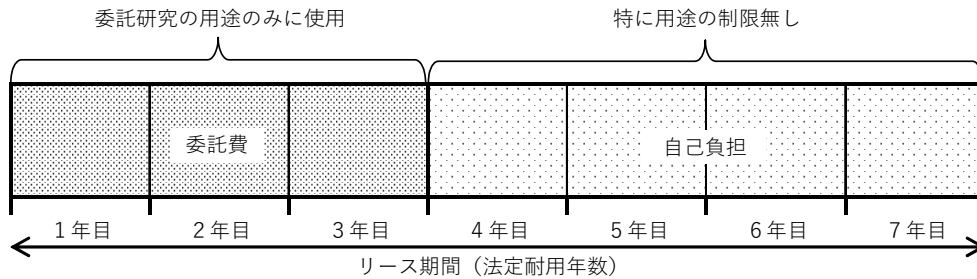
④ 委託研究期間中における事情の変更や手続きの齟齬等により、本来生研支援センターが負担すべき委託費相当額以上のリース料が計上されていると判断された場合には、適正なリース料との差額について返還していただくことになります。

※なお、本取扱いのうち、③と④については、平成29年4月以降にリース契約されたものから適用となります。

※ 適切なファイナンスリースと認められないファイナンスリースの例
 (委託研究期間3年、機器の法定耐用年数7年、開発研究資産の減価償却の耐用年数4年の場合)

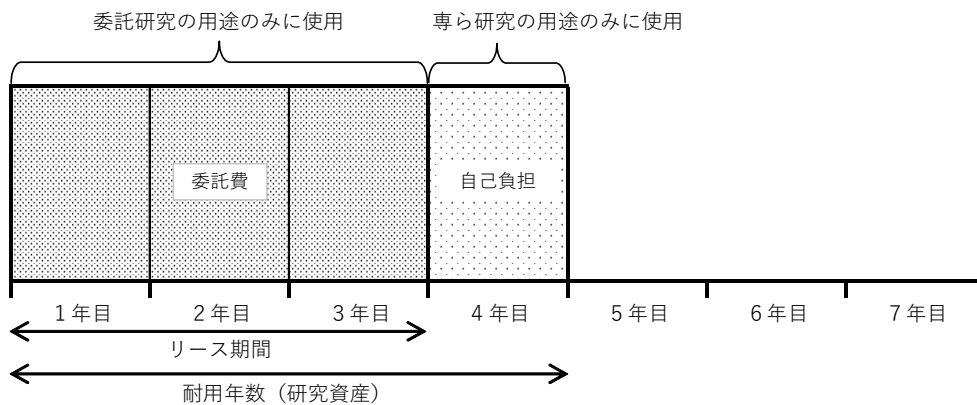
(1) 適切なファイナンスリース

① 法定耐用年数で契約、毎月均等払い (原則)



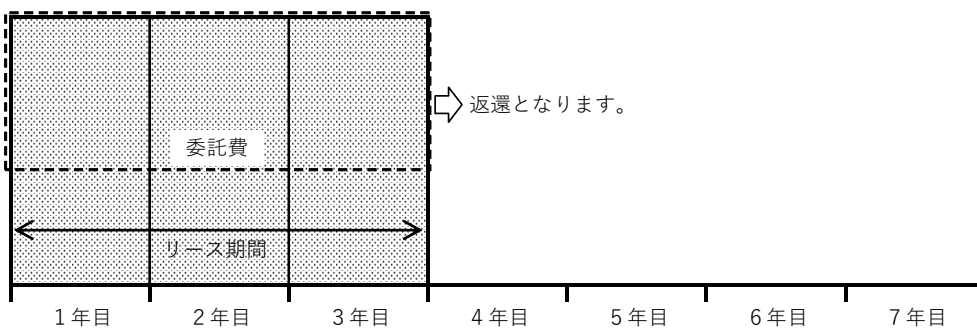
② 開発研究資産の減価償却の耐用年数で契約、毎月均等払い

(ただし、開発研究資産であることが明らかである場合に限る。また、リース終了まで、利用状況報告書(様式Ⅲ-24)を毎年度提出すること。)

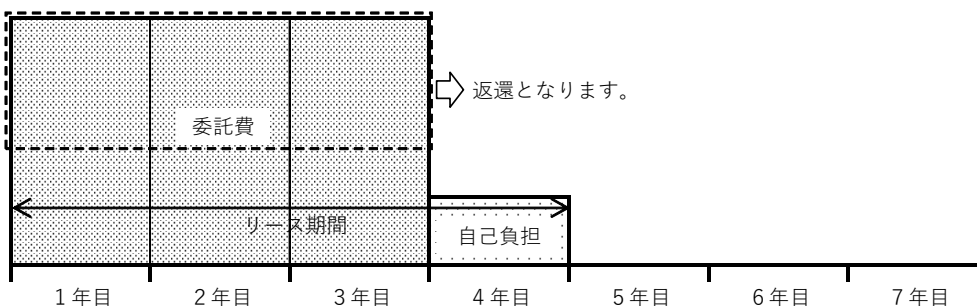


(2) 認められないファイナンスリース

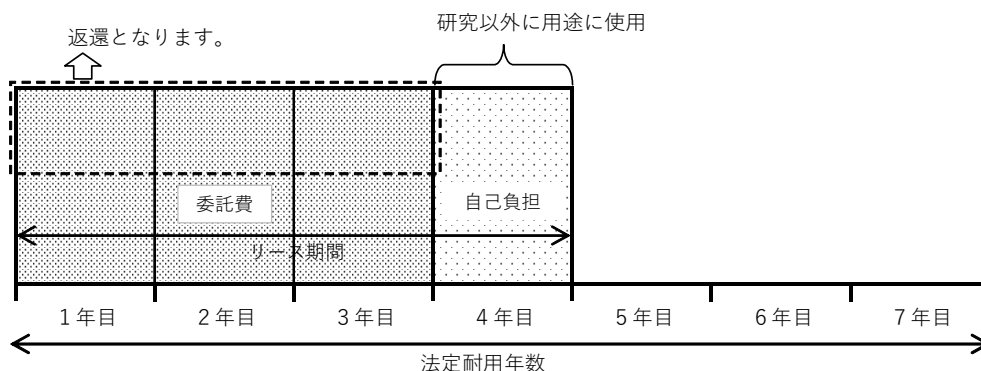
① 委託研究期間中にリースの支払期間を圧縮して契約



② 委託期間中と終了後の支払額に差を付けて契約



③ 研究開発資産の減価償却の耐用年数で契約し、委託研究終了後に研究以外に使用



5. 契約書別紙「委託試験研究実施計画」の変更

委託契約締結後、試験研究計画の変更に伴い、構成員が別紙「委託試験研究実施計画書（様式Ⅲ-2）」（以下「実施計画書」という。）に記載された事項を変更するには、以下の手続きが必要となります。

（1）各項目の変更申請方法

① 試験研究内容の変更

試験研究内容の変更を行う場合は、契約変更を行いますので、生研支援センターにご連絡ください。

ただし、研究代表者の所属及び氏名（研究代表者等が同一研究機関内の他の内部研究所等の部署に異動し、引き続き研究代表者等となる場合も含まれます。）の変更を行う場合は、「委託試験研究実施計画書の変更届（様式Ⅲ-12）」を生研支援センターへ提出してください。この場合、契約変更は行いません。

② 収支予算の変更

収支予算の支出の部に掲げる費目間における流用については、以下の、ア、イ、ウに当てはまらない限り申請の必要はありません。なお、構成員間の予算の流用については、後述の「④構成員の試験研究計画の変更」をご確認ください。

収支予算を変更する場合には、「委託試験研究実施計画変更承認申請書（様式Ⅲ-4-①）」により生研支援センターへ申請してください。

ア 契約総額の変更

イ 他の費目区分から間接的経費への流用（間接的経費から他の費目区分への流用は申請不要）

ウ 当該事業年度の直接経費の50%を超える費目間の流用

③ 物品購入計画の変更

構成員は、当初の物品購入計画を変更（当初計画にない物品を購入する、又は計画していた物品の購入を取りやめる等）する必要がある場合、「備品購入計画変更理由書（様式Ⅲ-11）」を事前に生研支援センターへ提出してください。

単なる機種変更、予定機種が製造中止等により後継機種を購入した場合、競争の結果、安価になったなどにより、物品購入計画に記載する物品の条件を満たさない場合には、事前に理由書を提出する必要はありませんが、生研支援センターあるいは代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じて提出していただく場合があります。

④ 構成員の試験研究計画の変更

構成員の試験研究計画の記載内容を変更しようとする場合（構成員の変更（追加又は脱退）及び各構成員の研究費の限度額の変更等）は、「委託試験研究実施計画書変更承認申請書（様式Ⅲ-4）」にて生研支援センターへ申請してください。

(2) 変更申請に対する承認

生研支援センターは、構成員から提出された「委託試験研究実施計画書変更申請書（様式Ⅲ-4）」に基づき、内容の審査を行い、実施計画書を変更するやむを得ない事情があると認められた時は、実施計画書の変更を承認し、構成員に通知します。

6. 試験研究計画の中止等

構成員は、やむを得ない事情により、本試験研究計画の遂行が困難となった場合には、「委託試験研究中止（廃止）申請書（様式Ⅲ-17）」を提出し、生研支援センターの承認を得るとともに、実績報告書等による精算の手続き及び取得した物品等に係る手続きを行ってください。

7. 収益納付

(1) 構成員は、委託期間中の各年度に本事業の実施に伴い収入が生じた場合には、収入状況を記載した「収入状況報告書（様式Ⅳ-8-1）」を、当該事業年度末の翌日から起算して90日以内に生研支援センターに提出するとともに、相当の収入を生じたと認められるときは収入の一部を生研支援センターへ納付してください。なお、納付額については、次に掲げる計算式により算出します。

計算式

納付額 = 収益額 × 委託費利用割合

（計算式中の用語の意義）

収益額：当該年度の事業の実施に伴って得られた金額のうち、当初の委託費の算定に織り込んでいなかったものの合計

委託費利用割合：当該収入を得るために要した経費に占める委託費の割合

（※）納付額は、当該年度の委託費の確定額の範囲とします。

(2) 構成員は、試験研究成果による収益が生じた場合には、収益状況を記載した「収益状況報告書（様式Ⅳ-8-2）」を委託事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間、各年度末の翌日から起算して90日以内に生研支援センターに提出するとともに、相当の収益が生じたと認められるときは収益の一部を生研支援センターに納付してください。なお、納付額については、次に掲げる計算式により算出します。

計算式

納付額 = (収益額 - 控除額) × (委託費の確定額の総額 / 企業化に係る総費用) - 納付累計額

（計算式中の用語の意義）

収益額：試験研究成果に係る製品・部品等ごとに算出される営業利益（売上高 - 製造原価 - 財産管理費等）の累計

控除額：企業化に係る総費用のうち構成員が自己負担によって支出した製品の製造に係る設備投資等の費用の合計

委託費の確定額の総額：委託業務に必要な経費として確定された委託費の総額

企業化に係る総費用：委託費の確定額の総額及び製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額

納付累計額：（前年度までに収益納付を行っている場合の）累計額

（※）収益額 - 控除額 < 0 となる場合は、収益納付は不要です。

（※）納付額は、委託費の確定額の総額の範囲とします。

(3) 収益納付は、各事業により対応が異なります。収益納付の有無、対象となる時期等について、該当事業の実施要領等をご確認ください。

8. 委託業務の検査・調査等

(1) 確定時の検査

代表機関等から提出された実績報告書及び証拠書類による書面での検査により、委託経費が試験研究計画に沿って適切に履行されたかどうか検査を行います。

① コンソーシアムにおける検査の流れ

ア 構成員

- ・ 構成員の事務担当者は、チェックリスト（コンソーシアム構成員）（様式Ⅲ－３－②）により、各項目について確認し、その結果に基づき検査してください。（疑義等が生じた場合は、研究者等関係者に確認し、必要に応じて実績報告書に計上する精算額等を修正してください。）なお、代表機関においても、当該チェックリストによる同様の検査を行ってください。
- ・ 実績報告書に当該チェックリストを添付し、所属機関の決裁を受けてください。（事務担当者等以外による確認）
- ・ 実績報告書、当該チェックリスト、帳簿（写）、作業（業務）日誌（写）、出張復命書等（写）、その他代表機関が指示する証拠書類を代表機関が示す期日までに代表機関に提出してください。

イ 代表機関

- ・ 代表機関の事務担当者は、チェックリスト（代表機関分）（様式Ⅲ－３－①）により、各構成員から提出された書類を検査してください。（疑義等が生じた場合は、当該内容を確認し、必要に応じて修正を依頼してください。）
- ・ 代表機関は、コンソーシアム全体としての実績報告書を作成し、チェックリスト及び各構成員分の実績報告書等を添付し、所属機関内で決裁を行ってください。（事務担当者以外による確認）
 - ・ 決裁された書類一式を生研支援センターに提出してください。

② 実績報告書の提出期限について

実績報告書は、毎年度3月31日までに提出してください。ただし、委託期間が終了する年度については、終了日までに提出してください。当該年度の委託契約額を概算払で受けている場合では、当該事業年度の終了日又は委託期間の終了日までに委託業務完了届（様式Ⅲ－〇〇）を生研支援センターに提出した場合は、上記実績報告書の提出期限を61日後とすることができます。

この場合、毎事業年度末において委託契約額の1%を超える執行未済額が見込まれる場合は、3月10日又は委託期間の終了日の21日までに返還連絡書（様式Ⅲ－〇〇）を生研支援センターに提出し、毎事業年度末（3月末）又は委託期間の終了日までにその額を生研支援センターに返納していただく必要があります。なお、精算払はできませんので、既に概算払を受けている額が委託経費の額の上限となります。

③ 年度終了時における実績報告書の提出方法（延長せずに3月31日に提出する方法（主に精算払））

②によらず提出期限を61日後に延長しない場合、実績報告書の提出はメールと郵送による2段階で提出をお願いします。

ア メールによる実績報告書抜粋の提出

実績報告書のファイルをメールで送信してください。

ア) 提出期限：毎年3月31日厳守

イ) 提出書類：実績報告書（コンソ全体分）に全体額を記入したもの

ウ) 様式：【様式Ⅲ－３】

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/basic_research/common_form/

※ 留意点

- ・ この時点では押印は必要ありません。
- ・ 金額は、証拠書類による確認によって、修正の場合があります。

- ・ この時点では、金額内訳や備品内訳などは記載されていなくても構いません。

○記入例

(様式Ⅲ-3-①)

委託試験研究実績報告書

平成29年3月31日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表機関
〇〇〇〇大学
学長 〇 〇 〇 〇

平成28年〇月〇日付け委託契約に基づく委託試験研究(試験研究計画名「〇〇〇〇〇〇」)について、下記のとおり、平成28年度の事業を実施したので、委託契約書第〇条の規定により、その実績を報告します。

1 事業の実施状況

(1) 試験研究計画名
〇〇〇〇〇〇

(2) 委託試験研究の開始及び完了の時期
開始:平成28年〇月〇日
完了:平成29年3月31日

(3) 委託試験研究の研究代表者の所属及び氏名
〇〇大学〇〇研究センター 教授 生研 太郎

(4) 委託試験研究の成果
委託試験研究成果報告書のとおり

← 3/31のメールの時点で
押印は無くても良い

2 収支精算

収入の部

区 分	精 算 額 円	予 算 額 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
委託費 自己負担額					
合 計	20,001,234	20,000,000			

← 3/31のメールの時点で
金額内訳は無くても良い

支出の部

区 分	精 算 額 円	予 算 額 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
直接経費					人件費 円 謝金 円 旅費 円 試験研究費 円
一般管理費					
消費税等相当額					
合 計	20,001,234	20,000,000			

↓ 3/31のメールの時点では
3ページ目以降は無くても良い

イ 郵送による書類一式の提出

ア) 提出期限：別途指示（4月10日前後）

イ) 提出書類

◆コンソーシアム契約の場合

- ・実績報告書 (コンソ全体分：代表機関作成)
- ・チェックリスト (コンソ全体分：代表機関作成)
- ・研究項目別の分担 (コンソ全体分：代表機関作成)
- ・実績報告書 (各機関分：代表機関・各構成員作成)
- ・チェックリスト (各機関分：代表機関・各構成員作成)
- ・帳簿（写）＊ (各機関分：代表機関・各構成員作成)
- ・作業（業務）日誌（写） (各機関分：代表機関・各構成員作成)
- ・出張復命書又は出張伺い（写） (各機関分：代表機関・各構成員作成)

◆単独機関契約の場合

- ・実績報告書
 - ・チェックリスト
 - ・研究項目別の分担
 - ・帳簿（写）＊
 - ・作業（業務）日誌（写）
 - ・出張復命書又は出張伺い（写）
- * 帳簿は、1点ごとに記載されていない部分があれば、内訳の分かるもの（納品書等）を添付してください。1点ごとに、品名、規格、数量、金額、契約相手方、契約年月日、納品年月日、支払年月日が記載されていれば、個々の見積書、請求書、旅費計算書等の提出は不要です。

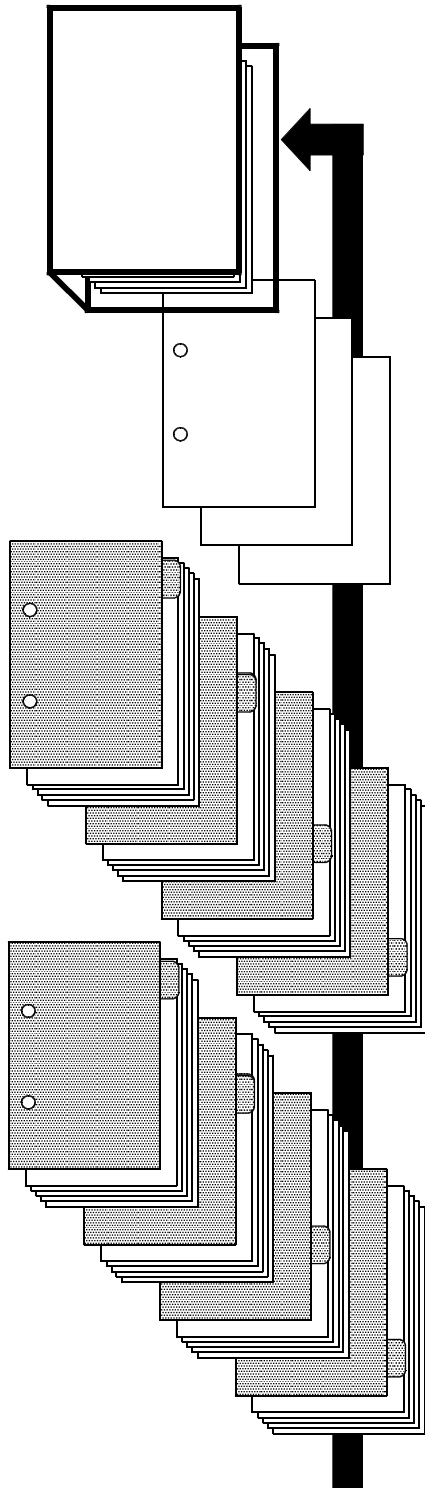
ウ) 提出方法

次の住所へ郵送等で送付してください。

〒331-8537 さいたま市北区日進町1-40-2 基礎技術研究館3階
農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター
新技術開発部研究管理課

可能であれば、郵送品の表面に **実績報告書在中** と記載願います。

(提出書類の構成)



- ・以下のすべての書類を、普通の2穴パンチ（奥行1cm程度、間隔8cm）で穴を開けて、A4版縦でフラットファイル等に綴じてください。
- ・ファイルにタイトル等は書かなくても結構です。
- ・構成員別及び書類別（帳簿、作業（業務）日誌、出張復命書）に整理して、仕切紙を入れてください。

①コンソ全体分：代表機関作成

- 実績報告書（各機関の合計）
- チェックリスト
- 研究項目別の分担

②コンソ代表機関分：代表機関作成

- 仕切紙
- 実績報告書の金額部分のみ *
- チェックリスト
- 仕切紙
- 帳簿（写）
- 仕切紙
- 作業（業務）日誌（写）
- 仕切紙
- 出張復命書又は出張伺い（写）

③構成員分：構成員作成

- 仕切紙
- 実績報告書（写しでも可）
- チェックリスト
- 仕切紙
- 帳簿（写）
- 仕切紙
- 作業（業務）日誌（写）
- 仕切紙
- 出張復命書又は出張伺い（写）

以下、③と同様に構成員分が続く

* 代表機関が作成を要する実績報告書は本来、全体版だけですが、代表機関だけの金額内訳について、実績報告書の金額の様式を使って作成してください。公印は不要です。

(2) 実地調査

生研支援センターは、確定検査における実績報告書や証拠書類で把握しづらい受託機関における管理状況の詳細を確認するため、事業実施期間途中における証拠書類の整理保管や資金の区分管理の状況、資金流用（他事業との混合）の有無等について実地調査を実施します。

なお、実施の方法や時期は事前に通知します。

(調査の内容)

正確性、合规性、経済性、効率性、有効性、その他必要な観点から調査を実施します。

【主な調査内容】

① 研究担当部門

ア 研究実施体制及び施設（研究者の役割分担、ポストドクターの研究参加状況、施設の概要・利用状況等）

イ 試験研究計画の概要（計画と実施内容の整合性、研究の進捗状況等）

ウ 物品等（備品、資産）の使用・管理状況（物品標示票の有無、物品使用簿の有無、使用実績等）

② 経理担当部門

ア 経理事務処理体制

イ 委託経費の執行状況（調査時点での執行状況と今後の見込。経費整理簿等の確認）

ウ 伝票・元帳等の整理状況（独立した帳簿を備えているか）

③ 通帳・帳簿等の調査

ア 委託経費が区分管理されているか、他の委託研究費との混用はないか。

イ 試験研究計画書に基づいて執行されているか。

ウ 委託経費の使用は適切か。

エ 人件費及び賃金の使途は適切か（作業（業務）日誌の管理状況、単価基準等を聴取）。

オ 旅費の使用は適切か（用務、用務先等）。

④ 物品等の購入・管理状況

ア 物品購入計画に基づく購入がされているか。

イ 購入手続きは適切か（競争契約、随意契約等。随意契約の場合はその理由）。

ウ 固定資産の管理は適切か。

エ 試作品等の管理状況

9. 研究費の不正使用防止のための対応

(1) 不正使用防止に向けた取組

本事業で実施する研究活動における研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>）が適用されますので、各研究機関等においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

また、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、実地調査を行う場合があります。

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度

の次年度以降、一定期間、生研支援センターが行う事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者
 - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
 - イ ア以外による場合
 - a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
 - b a及びc 以外の場合：2～4年間
 - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務※に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務の対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託経費の全部又は一部の返還措置が取られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますので下記をご覧ください。

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>

10. 虚偽の申請に対する対応

事業に係る申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究計画に関する委託契約を取り消し、委託経費の一括返済、損害賠償等を委託機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、上記8（2）の不正使用等を行った場合と同様の措置を取ります。

11. 研究活動の不正行為防止のための対応

委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、又は研究成果や論文等のねつ造、改ざん及び盗用といった研究活動における不正行為等が発見された場合、生研支援センターは、以下のような厳しい措

置をとることになります。

また不正行為等を行った場合、生研支援センターの措置とは別に農林水産省及び他の府省においても同様の措置がとられる場合があります。

(1) 不正行為防止に向けた取組

本事業で実施する研究活動における研究の不正行為については、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。※)及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」(平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)が適用されます。

各研究機関等においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時まで研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります(研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません)。また、研究活動の特定不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

なお、生研支援センターにおいても、研究の不正行為に対する告発等の問い合わせを受け付ける窓口を設置しており、問い合わせがあった場合には、「研究活動における特定不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」(平成19年4月26日付け19生研東第18号生研支援センター所長決定)により対応します。生研支援センターと研究機関との協議の上、生研支援センターが必要な調査を行う場合もあります。

※ 不正行為ガイドライン及び規程については、

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm> をご覧ください。

※ 「研究活動における特定不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」については、

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/files/kenkyuchushi_jisshiyoryo_fuseikoui.pdf をご覧ください。

(2) 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の次年度以降2年から10年
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の次年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

12. 法令・指針等に関する対応

委託先は、生研支援センターの委託業務を実施するに当たって、契約書や約款等に特段の規定がなくとも、必要な関係法令を遵守して事業を実施する必要があります。

本要領及び事業ごとの実施要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

Ⅲ 研究成果に係る知的財産権の取扱い

1. 用語の定義

本要領において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとします。

- ① 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権及び不正競争防止法に係るノウハウ等の営業秘密を使用する権利をいいます。また、特許権等を受ける権利を含みます。
- ② 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権をいいます。また、産業財産権を受ける権利を含みます。
- ③ 「ノウハウ」とは、技術情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものをいいます。
- ④ 「通常実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした通常実施権、並びに育成者権及び回路配置利用権を対象とした通常利用権をいいます。
- ⑤ 「専用実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした専用実施権、並びに育成者権及び回路配置利用権を対象とした専用利用権をいいます。
- ⑥ 「バックグラウンド知財」とは、委託先が本委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに取得した特許権等をいいます。
- ⑦ 「フォアグラウンド知財」とは、本委託研究によって発生した特許権等をいいます。
- ⑧ その他、本要領で使用する用語の定義は、特許法（昭和34年4月13日法律第121号）、知的財産基本法（平成14年124日法律第122号）及びその他の関連法令の定めによるものとします。

2. バックグラウンド知財の共有及び実施許諾

- (1) 構成員は、本事業を遂行するために必要となるバックグラウンド知財（著作権及び営業秘密を除く。以下、本項において同じ。）を相互に開示するとともに、委託契約期間中は、当該バックグラウンド知財権者が定める条件に従い、当該バックグラウンド知財を相互間で実施許諾するように努めるものとします。
- (2) バックグラウンド知財が本事業に有用である場合には、当該バックグラウンド知財権者である構成員は、委託契約期間中、当該バックグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成員との間で共有するとともに、当該バックグラウンド知財の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して、実施許諾するための条件を設定し、当該バックグラウンド知財を実施許諾するように努めるものとします。
- (3) 委託契約期間終了後についても、本事業で得られたフォアグラウンド知財を利用するに際し、他の構成員が既存するバックグラウンド知財の使用が不可欠である場合は、当該バックグラウンド知財の所有者はフォアグラウンド知財を利用しようとする者に対して、実施許諾の条件を設定して、当該バックグラウンド知財の実施を許諾するように努めるものとします。

3. フォアグラウンド知財の共有及び実施許諾

- (1) 委託先は、本事業を遂行する目的に限定して、委託契約期間中は、本事業で得られたフォアグラウンド知財（著作権を除く。以下、本項において同じ。）を当該フォアグラウンド知財権者が定める条件に従い、相互間で実施許諾するように努めるものとします。
- (2) 研究成果の有効活用を図る観点から、フォアグラウンド知財が他のコンソーシアムが進める本事業に有用であると判断した場合には、当該フォアグラウンド知財権者である構成員は、委託契約期間中、当該フォアグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成

員との間で共有するとともに、当該フォアグラウンド知財の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して実施許諾するための条件を設定し、当該フォアグラウンド知財を実施許諾するように努めるものとします。

- (3) 国が進める他の試験研究事業へ委託研究成果の一部を提供する場合は、当該成果を有する構成員は、コンソーシアムの他の構成員の同意を得て、当該成果を必要とする者に当該成果を提供するように努めるものとします。この場合、当該成果を提供する構成員は「研究成果発表事前通知書」(様式Ⅱ-2)を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。
- (4) 前項(2)及び(3)の情報の共有及び成果の提供に当たっては、当事者間で秘密保持契約等を事前に締結して、フォアグラウンド知財に係る情報の漏えいを防ぐ対策を講じるものとします。

4. 経費の負担

本事業で得られた成果を権利化する場合に限り、必要な経費(特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費)について、委託経費から支出することが可能です。また、構成員が特許権等を共有する場合は、共有者間で協議して権利維持・管理費用等の負担割合を決定してください。

※事業によっては、委託経費からの支出が認められておらず、原則自己負担となる場合がありますので、各研究支援事業の実施要領をご確認ください。

5. 成果に関する内部規則の整備等

- (1) 委託先は、「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月農林水産技術会議決定)に基づき、研究の開始段階において、研究推進会議等で以下の①から②により知的財産マネジメントに取り組んでいく仕組みを検討・導入して、知的財産の管理を行ってください。

※革新的技術開発・緊急展開事業(うち地域戦略プロジェクト及び先導プロジェクト)については、農研機構に所属する研究所等が代表機関の場合における研究成果に係る知的財産権の取扱いについて、農研機構が定めるところによるものとします。

① コンソーシアムにおける知財合意書の作成及び合意

委託研究に取り組む各コンソーシアムは、委託契約を逸脱しない範囲で、次のアからカを含めた本事業に係る知的財産の基本的な取扱いに関する構成員間における合意書(以下「知財合意書」という。)を作成し、運用してください。また、項目や規定する内容については、研究の進捗に応じて適宜必要な見直しを行ってください。

なお、コンソーシアム協定書にこれらが既に反映されている場合は、知財合意書を新たに作成する必要はありません。

知財合意書の作成及び見直しを行った場合は、速やかに生研支援センターに報告してください。

ア 秘密保持

イ 研究成果の権利化等の決定手続

ウ 研究成果に係る知的財産権の帰属

エ 知的財産権(研究成果に係るもの、参加機関が予め保有しているもの等)の自己実施及び実施許諾

オ 委託研究等の体制変更(研究機関の新規参加や脱退等)への対応

カ 合意内容の有効期間

② コンソーシアムにおける権利化等方針の作成

コンソーシアム（単独の研究機関の場合は当該機関）は、委託研究等を進めるに当たり、先行技術等の状況を踏まえつつ、本事業で想定される研究成果について、権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化といった知的財産としての取扱い、誰にどのように実施許諾し実用化を目指すのかと言った知的財産としての活用等に係る方針（以下「権利化等方針」という。）を「権利化等方針（様式IV-15）」により作成し、生研支援センターに提出してください。

なお、権利化等方針の策定に当たっては、以下の事項に留意願います。

- ア 見込まれる研究成果のうち、民間企業等による商品化・事業化を通じて産業利用が期待される技術・品種については権利化すること、それ以外の技術等については権利化すること及び権利化せずに論文発表等により公知化することを視野に入れること
- イ 産業界等において共通化を図るべき技術については、標準化を視野に入れること
- ウ 上記の取組に当たり、技術移転先の民間企業等において研究成果の利用に係る優位性を確保する観点及び国内外における模倣を防止する観点から、研究成果の一部として非公開とすべき情報が含まれる場合は、当該情報を公開せず秘匿化すること
- エ 委託先は、研究成果の外国における実施あるいは許諾の見込みの有無や外国で研究成果が自由に利用されることを防止する必要性の有無について検討し、該当する場合は、当該国において研究成果を権利化することを視野に入れること

また、例えば、国外での知的財産権の実施、第三者への専用実施権等の設定など特徴的な事項が予め想定される場合などは、当該内容に応じた規定を知財合意書に盛り込むなど、必要に応じて知財合意書の見直しも行ってください。

- (2) 構成員は、構成員の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が委託研究を実施した結果得られた成果に係る国内外における特許権等を受ける権利を従業員等から構成員へ帰属させる旨の契約を、委託契約の締結後従業員等との間で速やかに締結してください。職務発明規程等によって従業員等から構成員への帰属が既に定められ、委託研究に適用できる場合はこの限りではありません。

6. 成果の不正な流出の防止

構成員は、得られた成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとってください。

構成員は、第三者へ不正に成果の流出があった場合、代表機関を通じて遅滞なく生研支援センターへ報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処してください。

7. ノウハウの指定

本事業を実施して得られた研究成果のうち、効率的に活用するためには公表をすることが適当でないものをノウハウとして指定することができます。構成員は、ノウハウに指定する必要がある場合は速やかに生研支援センターに申請してください。生研支援センターは代表機関及び構成員と協議を行い、ノウハウを指定するとともに秘匿すべき期間を決定し明示します。秘匿すべき期間は、原則として事業終了年度の終了日の翌日から起算して5年間となっています。ただし、指定後に必要があるときは、生研支援センターと代表機関及び構成員とが協議の上、秘匿すべき期間を延長し又は短縮することができます。

8. 著作権等の保証

- (1) 構成員は、委託研究によって得た研究成果報告書へ記載した成果について、第三者の権利

(著作権、肖像権等を意味し、産業財産権を除く。)を侵害していない事を保証しなければなりません。

(2) 研究成果報告書に記載した成果について、第三者から特許権等その他の権利の侵害等の主張があったときは、当該構成員は自己の費用負担及び責任においてこれに対処することになります。また、損害賠償等の義務が生じたときは、当該構成員がその全責任を負うことになります。

(3) 構成員は、研究成果報告書に記載した成果に関連した事業を行う場合は、第三者の産業財産権の侵害とならないよう十分な調査を行う必要があります。

成果が第三者の産業財産権を侵害していないことを確認する調査については、最低でも以下の2つについては実施してください。

- ① 特許公報
- ② その他の技術情報

9. 特許権等の帰属

(1) 構成員が委託研究を実施することで発明等を行い、以下の①から④の遵守を約するための「確認書(様式IV-1)」を代表機関が生研支援センターへあらかじめ提出した場合、生研支援センターは日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法第19条)等に基づき、構成員から当該特許権等を譲り受けないこととしています。

なお、構成員間の共同研究によって発生した特許権等は、当該構成員間で共同出願契約を締結した上で、当該構成員間で共有できるものとし、持分は特許権等の発生寄与度等に応じて当該構成員の間で協議して決定してください。

代表機関が確認書を提出しない場合は、生研支援センターが必要と判断した構成員の成果である特許権等について、生研支援センターは構成員から無償で譲り受けます。

また、継続の委託事業の場合は、初年度の契約締結時に確認書を提出していれば、再度提出する必要はありません。

- ① 構成員は、本事業による発明等を行った時、特許権等の出願又は申請(以下「出願等」という。)を行ったとき又は登録若しくは品種登録を受けたとき及び著作物を創作したときは、本要領の第12項(1)特許権等の発明・出願等、(2)特許権等の出願後の状況通知にそれぞれ規定した各通知書・報告書等を定められた期間内に生研支援センターへ提出して報告すること。
- ② 主務大臣(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第22条第1項に規定する主務大臣をいう。)の要請に応じて、生研支援センターが公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、構成員は、構成員に帰属した当該特許権等は無償実施又は利用する権利を生研支援センター又は生研支援センターの指定する者に許諾すること。
- ③ 構成員に帰属した当該特許権等が相当期間実施されておらず、かつ、当該特許権等を相当期間実施していないことについて正当な理由が認められないと生研支援センターが認める場合において、生研支援センターがその理由を明らかにして求めるときには、構成員は当該特許権等を利用する権利を第三者へ許諾すること。
- ④ 構成員は、本要領及び委託契約の特許権等の実施、許諾、移転、放棄等の規定を遵守すること。

詳細については、生研支援センターにお問い合わせください。

(2) 前項の規定により生研支援センターが構成員に当該特許権等の帰属を認めた後、構成員が正当な理由なく前項各号のいずれかに該当しないと生研支援センターが認めるときは、構成員は当該特許権等を生研支援センターへ無償で譲渡していただきます。

- (3) 構成員は、(1)の規定により生研支援センターが構成員に当該特許権等の帰属を認めた後、当該発明に係る出願等を行う場合は、出願等に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願等である旨を表示してください。この表示を怠ったことが判明し、かつ、生研支援センターの指導に従わないときは、(1)の規定にかかわらず、当該特許権等は無償で生研支援センターへ譲り渡していただきます。

この場合、以下の記載例のように出願に係る書類に本事業による成果に係る出願である旨を表示してください。

(記載例)

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター「〇〇〇〇〇〇事業（うち△△△△プロジェクト）」、産業技術力強化法第19条の適用を受けるもの）」

- (4) 構成員は、成果報告書及びその他これに類する生研支援センターへ提出された著作物に係わる著作権について、生研支援センターが成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。当該利用については、著作者人格権を行使しないものとします。また、構成員は、著作者が構成員以外のものであるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとってください。

- (5) 構成員が自らの諸事情や不正行為を行ったため、または試験研究計画書の見直し等に伴い事業実施期間中にコンソーシアムを脱退する場合、生研支援センター又は他の構成員は、脱退する構成員が本事業で得た成果の特許権等（特許権等を受ける権利を含む）の全部又は一部を、特段な理由がない限り無償で譲り受ける権利又は再実施権付実施許諾を受ける権利を持ちます。

なお、コンソーシアムを脱退した構成員が委託研究の成果に係る特許権等を維持する場合、当該構成員は、コンソーシアム脱退後であっても当該特許権等に係る出願、実施、許諾、移転又は放棄等を行おうとするときは、委託契約の特許権等の取扱い規定に基づいてこれを行わなければなりません。

10. 第三者との共同研究

構成員は、第三者（以下、協力機関を含む。）の協力を得て委託業務を行う場合は、第三者との間で、委託契約書に規定した成果の秘密保持及び取扱いに係る規定を適用した共同研究契約等を事前に締結してください。

11. 第三者との共同出願

構成員は、コンソーシアム以外の第三者を本事業の成果に係る特許権等（著作権、ノウハウを除く。）の共同出願人に加えようとするときは、次の①から④の要件を満たす必要があります。なお、コンソーシアム内の事前同意も必要です。

- ① 構成員は、「発明等報告書（様式IV-2）」を生研支援センターへ提出する際に、第三者を共同出願人に加える理由書（様式任意）を提出すること。
- ② 出願日までに、構成員と第三者との間で特許権等の持ち分を峻別した共同出願契約が締結されていること。
- ③ 共同出願契約において、生研支援センターとの委託契約における秘密の保持並びに特許権等に係る規定について、構成員を第三者に読み替えて適用することが規定されていること。また、その旨が「発明等報告書（様式IV-2）」に記載されていること。
- ④ 構成員と第三者との共同出願が、より広い権利を得ることを目的として本事業以外の成果を含む出願である場合は、「発明等報告書（様式IV-2）」の中で委託業務の成果と委託業務以外の成果とを峻別して記載していること。

1 2. 特許権等の出願

(1) 特許権等の発明・出願等

① 構成員は、構成員に帰属する成果に係る発明等を行った場合は、特許権等（著作権、ノウハウを除く。）の出願等を行う前に、代表機関を通じて生研支援センターに「発明等報告書（様式IV-2）」を提出してください。

また、特許権等の出願等を行った時は、出願等を行った事実が確認できる書類の写しを添付して、「特許権等出願通知書（様式IV-3）」を出願又は申請の日から60日以内に代表機関を通じて生研支援センターへ提出してください。

国外において特許権等の出願等を行うとき、又は国内出願を行った後の定められた期間内に優先権を主張した国外への出願等を行うときは、出願等を行う前に、「特許権等出願通知書（国外出願）（様式IV-3-①）」を代表機関を通じて生研支援センターに提出してください。

なお、国外での出願又は実施承諾を行う場合には、以下の点に留意して行ってください。

【国外での出願又は実施承諾に当たり参考とするポイント】

- ・ 国内農林水産業・食品産業等に影響を及ぼさないこと。
- ・ 国内企業等（大学・研究機関等を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがないこと。
- ・ 国内企業の競争力の維持に対する不利益をもたらさないこと。
- ・ 当該知的財産権を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反するものでないこと。
- ・ 当該知的財産権を活用するための事業計画等を有し、実用化・商品化が見込まれること。
- ・ 農林水産業・食品産業等に関する技術の向上が見込まれること。

等

② 構成員が本事業の研究成果により著作物を作成した場合は、「著作物通知書（様式IV-14）」を代表機関を通じて遅滞なく生研支援センターに提出し、当該著作物に係る著作権を生研支援センターに許諾してください。該当する著作物は、以下のとおりです。

- ・ 研究成果報告書
- ・ その他生研支援センターが必要と認めるもの

また、構成員は、本事業の成果によって生じる著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託研究による成果である旨を明示するものとします。

③ 構成員は、研究成果に係る著作物の著作権のうち、著作権の登録制度による登録を受けたもので、以下の項目に掲げるものについて、創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等の書誌的事項を示す書類又は著作物の電子ファイル化したもの1部を添付して「著作者通知書」（様式IV-14）を代表機関を通じて生研支援センターに速やかに提出してください。

- ・ 著作権法第2条に規定するプログラムの著作権及びデータベースの著作物の著作権。（以下「プログラム等の著作権」という。）
- ・ プログラムの手引書その他これに類するもの。
- ・ 構成員の著作権の行使又は第三者への著作物の利用の許諾を行うもの。

(2) 特許権等の出願後の状況通知

構成員は、特許権等（著作権、ノウハウを除く。）の設定登録又は品種登録が行われた時は、登録等の事実が確認できる書類の写しを添付して、「特許権等通知書（様式IV-4）」を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に代表機関を通じて生研支援センターへ提出してください。

1 3. 特許権等の実施

構成員へ帰属した特許権等を自己実施した時、又は、構成員が第三者へ実施許諾した特許権

等を第三者が実施した時は、「特許権等実施報告書（様式Ⅳ－７）」を代表機関を通じて遅滞なく生研支援センターへ提出してください。

また、自ら又は構成員から特許権等の許諾を受けた者が国外で実施する場合には、生研支援センターの事前承認を得る必要がありますので、「特許権等実施申請書（国外実施）（様式Ⅳ－９－①）」を代表機関を通じて事前に生研支援センターへ提出してください。

1 4. 特許権等の実施許諾

構成員が第三者に対して、以下の（１）から（３）について、特許権等の実施許諾を行おうとする場合は、生研支援センターの承認を得る必要がありますので、「特許権等実施許諾承認申請書（様式Ⅳ－１０）」を代表機関を通じて事前に生研支援センターへ提出してください。

また、生研支援センターの承認を得て特許権等の実施許諾を行った場合は、その事実が確認できる書類の写しを添付して、「特許権等実施許諾報告書（様式Ⅳ－１１）」を代表機関を通じて遅滞なく生研支援センターへ提出してください。

なお、以下の（３）を除き、非独占的通常実施権の許諾については、生研支援センターへの承認を必要としないので、許諾後に、その事実が確認できる書類の写しを添付して、「特許権等実施許諾報告書（様式Ⅳ－１１）」を代表機関を通じて遅滞なく生研支援センターへ提出してください。

- （１）構成員へ帰属した特許権等について、第三者に対して独占的通常実施権の許諾を行おうとするとき。
- （２）構成員へ帰属した特許権等について、第三者に対して専用実施権の設定又は専用実施権の移転を行おうとするとき。
- （３）構成員へ帰属した特許権等について、国外で第三者に対して実施許諾を行おうとするとき。
ただし、実施許諾について、特許権等の活用に支障を来すおそれがない場合であって、以下の①から④の場合は、報告書のみ提出してください（申請書の提出を省略することができます）。
 - ① 構成員である当該特許権等権者の合併又は分割によって当該特許権等が移転される場合
 - ② 構成員である当該特許権等権者が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該特許権等の移転又は専用実施権の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）をする場合
 - ③ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者へ移転等をする場合
 - ④ 技術研究組合が組合員へ当該特許権等の移転等をする場合

構成員は、研究成果に係る特許権等を第三者へ実施許諾する場合（本事業の研究成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を実施許諾する場合を除く。）には、本要領第 1 3 項特許権の実施、第 1 4 項特許権等の実施許諾、第 1 5 項特許権等の移転、等の第三者へ実施許諾する前の規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければなりません。

1 5. 特許権等の移転

構成員は、構成員へ帰属した特許権等を第三者へ移転しようとする場合は、生研支援センターに対し承認を得る必要がありますので、「特許権等移転承認申請書（様式Ⅳ－１２）」を代表機関を通じて事前に生研支援センターへ提出してください。

生研支援センターの承認を得て当該特許権等を第三者へ移転した場合には、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して、「特許権等移転報告書（様式Ⅳ－１３）」を代表機関を通じて遅延なく生研支援センターへ提出してください。

ただし、移転について、特許権等の活用に支障を来すおそれがない場合であって、以下の①から④の場合は、報告書のみ提出してください（申請書の提出を省略することができます）。

- ① 構成員である当該特許権等権者の合併又は分割によって当該特許権等が移転される場合

- ② 構成員である当該特許権等権者が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該特許権等の移転又は専用実施権の設定若しくは移転の承諾をする場合
- ③ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者又は認定事業者へ移転等をする場合
- ④ 技術研究組合が組合員へ当該特許権等の移転等をする場合

構成員は、研究成果に係る特許権等を第三者へ移転又は承継する場合（本事業の研究成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、本要領第13項特許権の実施、第14項特許権等の実施許諾、第15項特許権等の移転、等の第三者へ移転する前の規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければなりません。

16. 特許権等の放棄及び取り下げ

構成員が特許権等（ノウハウを除く）を放棄しようとする場合は、「特許権等放棄報告書（様式IV-5）」を代表機関を通じて事前に生研支援センターへ提出してください。また、出願・申請中の特許権等（ノウハウを除く）を取り下げる場合は、「特許権等出願取下げ報告書（様式IV-6）」を代表機関を通じて事前に生研支援センターへ提出してください。

なお、特許権等を共有する構成員が自己の有する持分を放棄しようとするときは、生研支援センター、代表機関、及び他の共有者へ書面で事前通知するものとし、持分は他の共有者の寄与度に応じて他の共有者が無償で承継してください。

17. 研究成果の管理

委託先は、次の事項について取り組んでいただきます。

- ① 委託先は、研究期間中においては、知財合意書に基づき権利化等方針を基本としつつ、研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。
- ② 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を生研支援センターから働きかける場合があります。
- ③ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります（<http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2014/pdf/life-sci.pdf>）。
- ④ コンソーシアム解散後は、本要領前四項に記載した代表機関が行う諸手続を、当該特許権等に係わる構成員が自ら行うものとします。

18. 研究成果に係る秘密保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、委託契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（コンソーシアムによる研究成果である場合は、コンソーシアム外の者）に提供する場合は、事前に生研支援センターと協議する必要があります。

また、公表を前提としている資料を除き、本事業の試験研究計画書、研究成果報告書等については、評価・進行管理に関わる、評議委員、運営管理委員会委員、執行委員会委員、体系PO、専門PO及び事務局構成員に限って、秘密保持を遵守の上、生研支援センターより提供を受けることができるものとします。なお、用務終了後は速やかに生研支援センターに返却する

ものとしします。

IV 問い合わせ先及びウェブサイトについて

本実施要領に係る各様式については、生研支援センターのウェブサイトに掲示しています。

U R L : http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/basic_research/common_form/

○本実施要領についての問い合わせ先

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

住 所 〒331-8537

埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2

U R L <http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/>

受付時間 9:30～12:00、13:00～17:00（土、日、祝日を除く。）

担当課 契約事務関係：研究管理課

TEL：048-669-9199

FAX：048-666-9267

知的財産権関係：連携・企画課

TEL：048-669-9170

FAX：048-666-9267

※E-mailによるお問い合わせは各事業が指定するアドレスを使用してください。

参 考 資 料

II. 提出書類の様式等

1. 委託事業に係る会計経理の適正化について
2. 不適正経理に係る試験研究の中止等実施要領
3. 研究活動における特定不正行為に対する試験研究の中止等実施要領
4. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
5. 農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン



23 機構A24011002号

平成24年1月17日

研究機関代表者 殿

独立行政法人

農業・食品産業技術総合研究機構

理事長 堀 江



委託事業に係る会計経理の適正化について

当機構が実施している委託事業については、委託費として計上できる経費は、委託事業の実施に直接必要なものに限るとして、従来から委託費の適正な執行をお願いしているところですが、今般、会計検査院が当機構及び当機構の委託先に対して行った会計実地検査の結果、①業務日誌が整備・保管されておらず、実績報告書に計上されていた人件費及び賃金の額の妥当性が確認できない。②出張報告書に具体的な用務の内容が記載されておらず、実績報告書に計上されていた出張旅費の額の妥当性が確認できないものがあるとの指摘がありました。

このため、当機構として、委託先においては委託事業に従事するすべての職員及び非常勤職員について、作業（業務）日誌を整備・保管いただくこと及び出張先での用務の内容を出張報告書等に具体的に記載いただくこととし、別紙のとおり、「委託試験研究の事務処理について」を定めましたので、遺漏なきよう取り計らい願います。

なお、関係する内部研究所等がある場合には、貴職から通知頂きますようお願いいたします。

委託試験研究の事務処理について

1. 人件費及び賃金について

1) 委託事業で雇用される研究者等について

委託事業に直接従事する研究者等（委託事業に従事するために臨時に雇用された研究員、研究補助者等（以下「研究スタッフ」という。）を含む。）については、委託事業と人件費及び賃金を計上する者との関係を明確にするために、あらかじめ、委託事業の計画を記載した研究計画書、業務計画書、研究スタッフの所属、氏名、業務内容が記載された研究実施体制図等（以下「研究計画等」という。）に記載すること。追加の雇用、人事異動等に伴い委託事業に従事する研究スタッフに異動があった場合は、その都度、研究計画等の修正を行うこと。

なお、業務計画書、研究実施体制図を作成していない委託事業については、雇用契約書等により、委託事業と研究スタッフの業務内容等との関係を明確にすること。

2) 作業（業務）日誌の整備・保管について

人件費及び賃金は、委託事業に直接従事した時間数等により算出することとなりますので、委託事業に従事するすべての研究スタッフについて、作業（業務）日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（委託事業に係る勤務実態の管理）を行うこと。（記載例参照）

3) 勤務実態の確認について

勤務実態については、雇用責任者（勤務管理者）において、日々確認を行うこと。

確認を行う際の関係書類の例

出勤簿（出勤状況、休暇、欠勤などの情報）、作業（業務）日誌（勤務実態）、出張伺（出張報告書）、研究（実験）ノート、人件費（賃金）台帳など

2. 出張旅費について

1) 委託事業により出張できる者について

委託事業に係る出張については、研究計画等に記載されている研究スタッフに限ること。

2) 研究スタッフ以外の者を出張させる場合について

委託事業のための試料（データを含む）収集や播種、収穫など一時的に人手を要する圃場作業等、研究スタッフとしてあらかじめ研究計画等に記載することが困難な研究スタッフ以外の者を出張させる必要が生じた場合は、その理由を明確にしたうえで、事前に研究計画書を修正（研究計画書に記載）した上で出張させること。

3) 大学における学生の出張について

国内・外国を問わず学生単独での出張は原則として認められません。学生単独の出張について、大学の規程により認められている場合であって、担当教員が同行できないやむを得ない理由がある場合には、理由書等により、その理由を明確にし当機構の了解を得た上で出張させること。

4) 出張内容と研究課題との関連を証明する書類について

出張内容と研究課題の関連を証明するため、出張伺書及び出張報告書等を整備・保管すること。

なお、研究機関の規程等により出張報告書等の作成が義務付けられていない場合は出張伺書等において、出張伺書等の作成が義務づけられていない場合は出張報告書等において、用務名のほか出張内容と委託事業の関係が判るように記載すること。

(出張伺書)

- ・出張伺書に記載する用務について、例えば「〇〇フェアへの参加、展示」、「〇〇研修への参加」、「研究打合せ」のみの用務の場合は、委託事業との関連性が判断できないことから、その用務のみで委託事業との関連がわかるように記載すること。（記載例参照）また、会議、研究会、学会等については、開催案内を添付すること。なお、研究者としての一般的なスキルを向上させるための研修については、認められません。

(出張報告書)

- ・出張報告書の用務内容（概要）について、用務名をそのまま記載するのみではなく、委託事業との関係及び必要性が明確にわかるように具体的に記載すること。（記載例参照）
- ・例えば、作業の場合は、作業内容と委託事業との関係、打合せの場合は、相

手方の氏名及び打合せ内容の概要、情報収集の場合は、情報収集内容の概要と委託事業における必要性、あるいは、有効性等を記載すること。また、会議、研究会、学会等については、プログラム、(発表した場合)発表要旨を添付すること。

※情報収集の場合において認められないケース

例えば、園芸関係を研究している研究者が、園芸学会に出席し情報収集することは、委託事業の実施如何にかかわらず想定されることですので、出張報告書の記載内容が、「園芸学会秋季大会に出席し情報収集を行った。」などのように学会名等を記載しただけになっていて、情報収集内容や委託事業における必要性が明記されていない場合は、委託事業との関係が明確にされているとはいえず、認められません。

6) 適切な旅費額の計上について

当初の出張予定が変更となり、旅費額に増減が生じた場合は、必ず、実態に基づき精算手続きを行うこと。特に、出張日程が短縮された場合、予定の変更により出張を取り消した場合などには注意すること。

7) 出張旅費と人件費(賃金、謝金、派遣を含む。)の予算区分について

委託事業で出張する場合は、原則として、委託事業の研究スタッフ(本委託事業に従事するために臨時に雇用された研究員等を含む。)である必要がありますので、出張旅費の予算と臨時に雇用されている研究員等の人件費(賃金、謝金、派遣費を含む。)の予算は同じであることが必要です。

やむを得ない理由により他の事業で雇用されている研究員等を本委託事業で出張させる場合は、研究計画等を修正するとともに、他の事業との整合性についても明確にすることが必要です。

3. 施行時期について

この通知は、23年度委託事業についても直ちに適用すること。

作業(業務)日誌(記載例)

機関名 ○○○○○○

従事者	氏名	○○ ○○	勤務形態	パートタイム
	所属	○△×研究室	勤務時間	6時間/日
	勤務日	月～金	備考	

平成 年 月分

日	曜日	時 間														従事時間	作業内容 (具体的に記載)				
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			22	23	24	
1	月		←A		→		←B		→											6	A:○○○○分析 3H B:分析結果のPC入力 3H
2	火		←A		→		←C		→											6	A:○○○○分析 3H C:分析結果のPC入力後の整理 3
3	水		←A		→		←A		→											6	A:○○○○分析 6H
4	木		←A		→		休暇													3	A:○○○○分析 3H
5	金		休暇				←B		→											3	B:分析結果のPC入力 3H
6	土																				
7	日																				
"	"																				
"	"																				
"	"																				
30	火																				
31	水																				
実績時間合計																			24		
上記のとおり勤務実績を報告します。		左記の者について、上記業務に従事しており、報告のとおり勤務したことを確認します。				【内 訳】														従事時間 通勤日数	
作業(業務)従事者 氏名 ○○ ○○ (印)		雇用責任者等 職名 ○○ 研究室長 氏名 ○○ ○○ (印)				A:○○○○委託事業(○○センター) ○ h ○ 日 B:○○○○委託事業(○○省○○局) ○ h ○ 日 C:○○農政局) ○ h ○ 日															

- この作業日誌は、委託事業に従事する者が、毎日記入。
- 1か月の勤務が終了した場合には、直ちに「作業(業務)従事者欄」に記入・捺印のうえ、雇用責任者に提出。

【雇用責任者等の留意事項】

- 人件費及び賃金の対象となっている作業(業務)従事者毎の作業(業務)日誌を整備すること。
(当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)
- 作業(業務)日誌の記載は、事業に従事した者本人に原則毎日記載させること。
(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないように適切に管理すること。)
- 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - 委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - 委託事業の内容から、休日勤務(例:土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。
ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- 当該委託事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載させること。
- 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿)等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、氏名・押印する。

旅行命令権者	部長	課(室)長	勤務時間管理員	経理係

出張報告書(記載例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

旅行命令権者 殿

所属 〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇 印

下記のとおり出張しましたので、その概要を報告します。

記

- 1 用 務 委託試験研究(課題名:「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」)における〇〇〇〇の解明方法の打ち合わせのため
- 2 用 務 先 〇〇大学〇〇学部
- 3 旅行期間 平成 〇〇年〇〇月〇〇日から
平成 〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇日間
- 4 復命事項
平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇大学〇〇学部において〇〇教授及び〇〇助教授と委託試験研究課題の〇〇〇〇について解明方法の打ち合わせを行った。
特に〇〇教授とは、〇〇〇〇と〇〇〇〇の抵抗性の関係解明について、今後の解明方法の加速化、効率化を図るため研究手法及び分担についての確認を行った。
また、〇〇助教授とは、分析は〇〇月までに行い結果については、ライブラリー化し共有することについても確認を行った。

(注) 用務欄、復命事項欄の記載内容の例を示したもので、現在、各機関で使用している様式の変更を求めるものではありません。

不適正経理に係る試験研究の中止等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、基礎的委託研究事業実施規程（15規程第73号）第21条、基礎的研究業務委託規程（15規程第76号）第21条、民間実用化研究促進事業実施規程（18規程第95号）第23条及び民間実用化研究促進事業委託規程（18規程第96号）第20条に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の所掌する業務のうち、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施する提案公募型の研究支援事業（以下「研究支援事業」という。）において実施する試験研究（以下「試験研究」という。）について、農林水産省制定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（19農会第706号、以下「ガイドライン」という。）に基づき、研究費の適正な管理等を行うとともに、不適正な経理処理が発生した場合における当該研究者に対する試験研究の中止及び応募・参加の制限等に関し定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「不適正な経理処理」とは、「不正使用」及び「不正受給」からなるものとする。
- 二 「不正使用」とは、試験研究を受託する機関において、受託した研究費を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者の関与に基づき不正に使用された場合など、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 三 「不正受給」とは、他人の氏名を用いて応募するなど偽りその他不正な手段により研究費を受給することをいう。
- 四 「善管注意義務」とは、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務をいう。
- 五 「研究者」とは、研究支援事業に参加する研究者をいう。

(対象事業)

第3条 この要領における中止及び応募・参加の制限等の実施は、研究支援事業を対象とする。

(委託先の管理・監督)

第4条 生研支援センターは、研究機関がガイドライン第1節から第6節に記載した課題を実施する状況について、次のように確認、評価及び対応を行う。

- 一 研究機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行い、管理体制の改善に向けた指導や是正措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。
- 二 研究機関に対して、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、年に1回程度、農林水産省を通じてe-Rad(科学研究費補助金事業電子申請システム)により報告を求める。なお、研究機関がe-Radに登録していない場合は書面により

報告を求める。

三 前号の報告書を基にガイドラインの「全機関に実施を要請する事項」の内容との整合性について確認を行う。

四 第二号の報告書に基づく確認以外に、資金配分額の多い機関を中心にサンプリング等により対象を選定して現地調査を行い、体制整備等の実態把握を行う。

五 第三号の確認や前号の調査の結果、機関の体制整備等の状況について問題を認める場合には、当該機関に対して問題点を指摘するとともに、問題点の事例を機関名を伏して各機関に通知し、注意を促す。

六 問題を指摘された機関は、指摘された問題点について生研支援センターと協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。

七 改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、当該機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。

(ア) 管理条件の付与

管理強化措置等を講じることを資金交付継続の条件として課す。

(イ) 機関名の公表

体制整備等が不十分であることを公表する。

(ウ) 一部経費の制限

間接経費の削減等、交付する経費を一部減額する。

(エ) 配分の停止

当該機関及び当該機関に所属する研究者に対する資金の配分を一定期間停止する。

八 前号の是正措置は、改善の確認をもって解除する。

(試験研究の中止及び応募・参加の制限)

第5条 生研支援センターは、不適正な経理処理に関与し、又は善管注意義務に違反したと認められる研究者（以下「関与・違反研究者」という。）について、当該研究者が実施する試験研究を中止させ、かつ次に掲げる期間、生研支援センターの所掌するすべての研究支援事業への応募・参加を制限（以下「試験研究の中止等」という。）させる。

研究費を返還した年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で不適正な経理処理の内容等を勘案して相当と認められる期間

2 前項に規定する「相当と認められる期間」は、別表に掲げるとおりとする。

3 生研支援センターは、関与・違反研究者の研究課題に係る試験研究に参加した他機関の研究者が実施する試験研究については、研究の進捗状況及び今後の研究の成果等を勘案して中止等の措置を決定することができる。

(告発等の受付と取扱い)

第6条 生研支援センターは、研究支援事業の不適正な経理処理に関する告発等の受付窓口を総務課（研究公正管理チーム）に設置する。

2 前項の受付窓口への告発の受付は、書面または電子メールにより行うものとする。

3 前項により告発のあった場合には、原則として、告発者の氏名、所属、連絡先、不適正な経理処理を行ったとされる研究者・研究者グループ、不適正な経理処理の具体的態様とその具体的根拠、使用された研究費について確認を行うものとする。これらの項目が確認できない場合にも告発内容を総合的に見て内容に信憑性があると認めたものについて告発の受付に準じた取扱いとする。

4 前項により告発を受け付けた場合には、第8条により、不適正な経理処理につい

て調査・確認を行うものとする。

- 5 なお、前項による調査・確認の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名の公表、その他必要な措置を執るものとする。

(調査に関する秘密の保持)

第7条 生研支援センターは、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表までの間、被告発者及び告発者の意に反して関係者以外に漏洩しないよう、関係者に対する秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 生研支援センターは、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公にすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、告発者又は被告発者の負うべき責により漏洩した場合には、本人の了解を得ずに公にすることができる。

(不適正な経理処理の調査・確認)

第8条 生研支援センターは、研究支援事業について、不適正な経理処理が行われた疑いがある場合、当該研究支援事業を受託する機関（以下「受託機関」という。）の長に対して、事実の調査を求め、その調査結果についての調査報告書の提出を求めることができる。

- 2 生研支援センターは、受託機関の長に対し、研究支援事業に関連して当該機関の中で不適正な経理処理が行われた疑いがある場合、その内容について自ら生研支援センターに報告させるよう必要な措置を講ずる。
- 3 生研支援センターが前二項によりがたいと認める場合には、生研支援センター及び受託機関が協議して調査を行う機関を決定する。
- 4 生研支援センターは、自らの実施した調査結果、第1項及び第2項に基づく報告等に基づき、違反状況を確認した上で第5条の判断を行うこととする。

(通知)

第9条 生研支援センターは、この要領の規定により試験研究の中止等を行う場合には、関与・違反研究者及びこれら研究者が所属する受託機関の長に対し、不適正と判断された経理処理の内容、試験研究の継続の可否、応募・参加制限の期間等が記載された通知文書を交付するものとする。

(研究費の返還)

第10条 生研支援センターは、不適正な経理処理が発生した場合、当該経理処理に関与した研究者が所属する受託機関に対し、当該受託機関と締結する委託契約に基づき、不適正な経理処理により使用された研究費及び既に支払った研究費の未使用額の返還請求その他必要な措置を行うものとする。

- 2 生研支援センターは、研究者又は受託機関に対し、不適正な経理処理により生研支援センターが被った損害について賠償の請求を行うことができる。

(情報の提供)

第11条 生研支援センターは、不適正な経理処理が発生した場合、その概要（研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、処分等）を公表するとともに、農林水産省を通じ、他の研究資金を所管する国の機関に対し、速やかに当該不正使用又は不正受給等に関する情報を提供するものとする。

(他の制度により不適正な経理処理が発生した場合の取扱い)

第12条 生研支援センターは、農林水産省等を通じて、国又は農研機構以外の独立行政法人が実施する研究資金において不適正な経理処理があった旨の情報提供を受けた場合には、関係する研究者に対し、関係府省等が講じる処分に準じて、第5条及び第10条に準ずる処分を行うものとする。

2 前項の規定により試験研究の中止等を行う場合には、必要に応じて、第9条に準ずる通知文書を交付するものとする。

(適用除外)

第13条 生研支援センターは、不適正な経理処理が発生した場合に、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものは、第5条、第11条の適用を除くことができるものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、不適正な経理処理等が発生した場合の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

不正使用等に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間
1.不正使用に関 与した研究者	(1)個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2)(1)以 外	①社会への影響が大き く、行為の悪質性も高 いと判断されるもの	5年
		②①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さ く、行為の悪質性も低 いと判断されるもの	1年
2.不正受給に関 与した研究者			5年
3.不正使用に直 接関与していな いが善管注意義 務に違反した研 究者			不正使用等を行っ た研究者の応募制 限期間の半分(上限 2年、下限1年、端 数切り捨て)

※ 以下の場合、応募制限を課さず、嚴重注意を通知するものとし、不正使用等の概要は公表しない。

- ・ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

研究活動における特定不正行為に対する試験研究の中止等実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）第3章及び第4章に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施する提案公募型の研究支援事業（以下「研究支援事業」という。）において実施する試験研究について、研究活動における特定不正行為が発生した場合における措置等に関し定めることを目的とする。

（対象事業）

第2条 この要領における措置等の実施は、研究支援事業を対象とする。

（定義）

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「特定不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。
- 二 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 三 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 四 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- 五 「研究機関」とは、第2条に規定される事業から研究費を現在受けているか又は過去に受けていた機関をいう。
- 六 「研究者」とは、「研究代表者」、「研究分担者」及び「研究実施者」の総体をいう。
- 七 「悪意」とは、被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意志をいう。

（特定不正行為に対応するための責任者及び告発等の受付窓口）

第4条 ガイドライン第3章第2による生研支援センターにおける研究活動の特定不正行為に対応するための責任者（以下単に「責任者」という。）は、生研支援センター所長とする。

2 研究活動における特定不正行為に関する告発等の生研支援センターにおける受付窓口は、総務課（研究公正管理チーム）（以下「告発窓口」という。）とする。

(告発の取扱い)

第5条 研究支援事業に係る研究活動の特定不正行為を発見した者、又は特定不正行為があると思料するに至った者は、書面又は電子メールにより、受付窓口へ告発を行うことができる。

2 前項の告発は、原則として顕名により行うものとし、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- 一 特定不正行為を行ったとする研究者・グループ
- 二 特定不正行為の態様等、事案の内容
- 三 不正とする科学的合理的理由

3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容、匿名で告発を行った理由等の事情を勘案し、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 報道や学会等の科学コミュニティにより特定不正行為の疑いが指摘された場合は、第1項の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

5 告発の意思を明示しない相談を受けたときには、責任者はその内容について告発に準じた確認・精査を行い、相当の理由があると認めた場合には、相談者に対し、告発の意思があるか否かを確認する。なお、相談者に告発の意思がない場合であっても、事案により調査等を行うことができる。

(告発の受理等)

第6条 受付窓口は、告発があった場合、当該告発の対象である研究支援事業の担当課（告発があった時点で既に終了している研究支援事業に係る事案である場合には、当該研究支援事業を担当していた課とする。以下単に「担当課」という。）に回付するものとする。

2 責任者は、告発の受理、不受理を決定し、当該告発を行った者（以下「告発者」という。）にその結果を通知するものとする。

3 責任者は、前項により告発の受理を決定した場合は、研究者等に対し、それらが保管する資料等の保全を命ずることができるものとする。

4 責任者は、告発の受理を決定した場合は、被告発者の所属する機関及び告発に係る研究に関する資金の配分を受けた機関（以下「被告発研究機関」という。）に告発の内容を通知するものとする。

5 責任者は、告発を受理した場合には、告発のあった研究活動について、必要な調査及び特定不正行為の有無の認定を行うための機関（以下「調査機関」という。）を定めるとともに、当該告発を回付し、告発が当該研究機関にあったものとして取り扱うよう要請するものとする。

6 調査機関は、原則として被告発者が所属する研究機関とする。ただし、これによりがたいと生研支援センターが認める場合には、生研支援センター及び被告発者が所属する研究機関が協議して調査を行う機関を決定する。

7 前項の協議の結果、生研支援センターが調査を行う場合には、当該被告発者が所属する研究機関は生研支援センターの調査に誠実に協力しなければならないものとする。また、告発された研究の分野に関連がある研究機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができるものとする。

8 責任者は、調査機関から本調査を行わない旨の通知があった場合は、その旨を被告発者が所属する機関及び被告発研究機関（当該調査機関を除く。）に通知するものとする。

- 9 受付窓口は、研究機関が受理した告発について、当該機関から本調査の実施又は不実施の通知があった場合には、担当課に回付するとともに、当該研究機関に対し、当該告発の担当課を通知するものとする。
- 10 責任者は、研究機関から本調査の実施の通知があった場合は、第5項により当該研究機関を調査機関に特定したものとして取り扱うものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

- 第7条 責任者は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 2 責任者は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
- 3 生研支援センターは、悪意に基づく告発であることが判明しない限りは、単に告発したことを理由に告発者に対し、懲戒処分等を行わないよう、研究機関に要請するものとする。
- 4 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、責任者は、告発者の氏名の公表や当該告発者の所属機関に対する通知、刑事告発等の措置を取ることができる。
- 5 責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止し、又は被告発者に対する懲戒処分等を行ってはならない。

(調査の委託又は協力)

- 第8条 責任者は、第6条第5項の規定に基づき回付すべき適当な研究機関がない場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると認めた場合は、告発された研究の分野に関連がある研究機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができるものとする。

(調査中における一時的措置)

- 第9条 責任者は、第6条第5項の規定により定めた調査機関から本調査を行う旨の通知があった場合、又は第8条の規定により調査を委託した場合には、調査の終了前であっても、必要に応じ調査の中間報告を当該調査機関に求めることができるものとする。

- 第10条 責任者は、前条による中間報告を受けたときは、被告発研究機関に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができるものとする。
- 2 責任者は、前条による中間報告を受けたときは、被告発研究機関に対し、調査機関から調査報告を受けるまでの間、被告発者が研究代表者又は研究分担者若しくは研究補助者（以下「研究代表者等」という。）である研究に関し、当該機関に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止（既に一部交付している場合の未交付分の交付停止を含む。）又は既に別に被告発者を研究代表者等として申請されている研究資金について、採択の決定若しくは採択決定後の研究費の交付を保留（一部保留を含む。）することができるものとする。

(特定不正行為を行ったと認定された者に対する措置の検討体制)

第11条 責任者は、調査機関により特定不正行為があったと認定された場合には、当該特定不正行為を行ったと認定された者（以下「被認定者」という。）に対する措置を検討する委員会（以下「措置検討委員会」という。）を開催し、被認定者に対する措置の検討を求めるものとする。

(措置検討委員会の役割)

第12条 措置検討委員会は、責任者の求めに応じて、被認定者に対してとるべき措置を検討し、その結果を責任者に報告する。

(措置検討委員会の構成)

第13条 措置検討委員会は、原則として、特定不正行為と認定された研究に係る研究分野の研究手法や、特定不正行為についての確な判断を下すために必要な知見を持ち、被認定者や当該特定不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない有識者で構成するものとする。

2 措置検討委員会は、原則として、被認定者が所属する研究機関又は、特定不正行為があったと認定された研究にかかる資金（以下「被認定資金」という。）の配分を受けた機関に属する者は委員としないものとする。ただし、研究分野の特性等により、他に適任者が見つからず、かつ、公正な審議が確保できると判断されるときは、この限りではない。

(措置検討委員会における検討)

第14条 措置検討委員会が被認定者に対する措置を検討するに当たっては、調査機関に対するヒアリングなどを行い、調査結果を精査し、調査内容、調査の方法・手法・手順、調査を行った調査委員会の構成等を確認し、特定不正行為の重大性、悪質性、被認定者それぞれの特定不正行為への関与の度合や特定不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、特定不正行為を防止するための努力の有無などを考慮した上で、速やかに措置についての検討結果を責任者に報告するものとする。

(措置の決定)

第15条 責任者は、措置検討委員会の検討結果を受け、被認定者に対する措置を決定する。

なお、被認定者からの弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わないものとする。

(措置決定の通知)

第16条 責任者は、前条の規定により決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びその者が所属する機関及び被認定資金の配分を受けた機関に通知するものとする。

2 責任者は、当該措置及びその対象者等について、国費による研究資金を所管する各府省に農林水産省を通じて情報提供を行うものとする。

(措置の対象者)

第17条 特定不正行為があったとされた場合の措置の対象者は、次に掲げるものとする。

一 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等において、特定不正行為に関与したと

認定された著者

- 二 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、特定不正行為に関与したと認定された者
- 三 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容に責任を負う者として認定された著者

(措置の内容の決定)

- 第18条 責任者は、前条各号に掲げる者に対して、次条から第22条までに規定する措置を講じるものとする。
- 2 措置の内容は、次条から第22条までの規定を標準とし、特定不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の特定不正行為への具体的な関与の度合や特定不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、特定不正行為を防止するための努力の有無等により、事案ごとに定めるものとする。ただし、措置検討委員会が特に必要と判断するときは、次条から第22条までに規定する措置以外の措置をとることができるものとする。

(研究費の打ち切り)

- 第19条 責任者は、被認定資金のうち第17条各号に掲げる者が行っていた研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該被認定資金の配分を打ち切り、当該被認定資金であって、特定不正行為の認定がなされた時点において未交付分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費については、以後配分しないものとする。
- 2 特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合は、当該研究計画に係る研究全体への資金の配分を打ち切るか否かは、措置対象者以外の研究者の取扱いを含めて、事案ごとに措置検討委員会が判断するものとする。
 - 3 第17条第1号及び第2号に掲げる者に対して、被認定資金以外の、現に配分されている全ての研究資金であって、特定不正行為の認定がなされた時点において未交付分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費については、以下のとおりの措置をとるものとする。
 - 一 第17条第1号及び第2号に掲げる者が研究代表者となっている研究については打ち切りとし、以後配分しないものとする。
 - 二 第17条第1号及び第2号に掲げる者が研究分担者又は研究補助者となっている研究については、当人による研究費使用を認めないものとする。

(研究資金の申請の不採択)

- 第20条 責任者は、特定不正行為が認定された時点において第17条各号に掲げる者が研究代表者となっている申請については、これを採択しないものとする。
- 2 特定不正行為が認定された時点において第17条各号に掲げる者が研究分担者又は研究補助者となっている申請については、当人を除外しなければこれを採択しないものとする。
 - 3 採択後に、当人が除外されないまま採択されたことが判明した場合、その採択を取り消すことができるものとする。

(特定不正行為に係る研究費の返還)

第21条 責任者は、被認定資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費（間接経費若しくは一般管理費を含む。以下本条において同じ。）の一部又は全部の返還請求その他必要な措置を取ることができる。返還額については、第2項、第3項及び第4項を原則としながら、特定不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響等を考慮して定めるものとする。

2 責任者は、特定不正行為があったと認定された研究全体が打ち切られたときは、当該研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求めるものとする。なお、物品購入契約等の破棄にかかる違約金は当該機関の負担とするものとする。

3 当該研究全体のうち、特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部であり、当該研究全体が打ち切られていないときは、当該研究のうち第17条各号に掲げる者が行っていたものに係る資金の配分を受けた全ての機関に対し、当該者に係る未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求めるものとする。なお、物品購入契約等の破棄にかかる違約金は当該機関の負担とするものとする。

4 責任者は、第17条第1号及び第2号に掲げる者が研究の当初から特定不正行為を意図していた場合など特に悪質な場合は、当該研究のうち、当該者が行っていたものに係る資金の配分を受けた機関に対し、当該者に係る当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求めるものとする。なお、特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに措置検討委員会が判断するものとする。

（研究資金の申請資格の制限）

第22条 責任者は、第17条各号に掲げる者に対し、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降、全ての研究資金への研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての申請を制限するものとする。制限期間については、特定不正行為の重大性、悪質性及び特定不正行為への関与の度合いに応じて措置検討委員会が別表で定める基準に基づいて定めるものとする。なお、各府省所管の競争的資金等を活用した研究活動について特定不正行為があった者による申請についても、各府省等が行う特定不正行為に対する措置に応じて同様に取り扱うものとする。

（措置後に訴訟が提起された場合）

第23条 第18条で決定した措置（以下「決定措置」という。）が行われた後、調査機関に設置された調査委員会が行った特定不正行為の認定について訴訟が提起された場合であっても、当該認定が不適切である等、当該決定措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、当該決定措置は継続するものとする。

（措置前に訴訟が提起された場合）

第24条 決定措置を行う前に、調査機関に設置された調査委員会による特定不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに当該決定措置を行うことを妨げない。当該決定措置を行った後の取扱いについては前条の規定によるものとする。

(措置後の訴訟において措置が不適切とされた場合)

第25条 決定措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会による特定不正行為の認定が不適切だった旨の裁判が確定したときは、直ちに当該決定措置を撤回するものとする。

2 決定措置により研究費の返還がなされていた場合、責任者は、その金額を当該決定措置対象者に再交付することができるものとする。

3 決定措置により研究費の打ち切りがなされていた場合には、責任者は、打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否かを決定するものとする。

(措置内容の公表)

第26条 責任者は、原則として、決定措置の対象となった者の氏名・所属、当該決定措置の内容、特定不正行為が行われた研究資金に係る制度の名称及び当該研究費の金額、研究内容及び当該特定不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書等について、速やかに公表するものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等における特定不正行為に係る被認定者の氏名・所属については、公表しないことができるものとする。なお、告発者名については、告発者の了承がなければ公表しないものとする。

(措置内容等の公募要領等への記載)

第27条 責任者は、特定不正行為を行った場合に生研支援センターが行う措置の内容及び対象となる者の範囲について、公募要領や委託契約書(付属資料を含む)等に記載することにより、研究者が予め内容を承知した上で応募又は契約するように取り計らうものとする。

(他の制度により不正行為が発生した場合の取扱い)

第28条 生研支援センターは、他の機関が配分した研究資金を活用した研究活動において、研究上の不正を行ったと認定された者(以下「不正行為実施者」という。)に対して措置を講じる旨の通知を受理した場合には、第15条から第28条までの規定に準じて、不正行為実施者に対する措置の決定等を行うものとする。その場合、第15条の「措置検討委員会の検討結果を受け」は、「回付を受けた措置の内容を踏まえ」に読み替えるものとする。

(雑則)

第29条 この要領に定めるもののほか、不正行為が発生した場合の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

別表（第22条関係）

対象資金への申請を制限する者		特定不正行為の程度	申請制限期間	
特定不正行為に関与したと認定された者	1 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な者		10年	
	2 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者	当該論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く特定不正行為に関与したと認定された者		2～3年	
特定不正行為に関与したとまでは認定されない者の、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	1～2年	

附 則

この要領は、平成19年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

ただし、第4条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

制定 平成19年10月1日 19農会第706号
改正 平成26年12月18日 26農会第888号
26林政政第414号
26水漁第1126号

農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知

本ガイドラインは、平成19年10月に、農林水産省又は農林水産省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として策定されたものである。

今回の改正に当たっては、昨今、不正事案が社会問題として大きく取り上げられている事態を踏まえ、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな内容を加えるとともに、これまでの各機関の取組状況や近年の不正事案の発生要因も考慮しつつ、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化を図った。

各機関では、平成19年度のガイドライン策定時から、その性格や規模を踏まえ、創意工夫ある体制整備を進めてきた現状の取組について、本ガイドラインの改正点を取り込み、PDCAサイクル〈Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Action（改善）〉を徹底すると同時に、情報発信も含めた透明性の確保・向上を図ることにより、より実効性ある取組が一層推進されることを強く期待する。

農林水産省では、今後も各機関の取組状況や本ガイドラインの運用を通じて、機関の実態に即した、現実的かつ実効性のあるガイドラインになるよう見直しを行っていくこととする。

（用語の定義）

本ガイドラインにおいて用いる用語の定義について示す。

（1）競争的資金等

農林水産省又は農林水産省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金。

（2）機関

上記（1）の競争的資金等の配分を受ける全ての機関（大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等）。

（3）配分機関

上記（2）の機関に対して、上記（1）の競争的資金等を配分する機関（農林水産省、農林水産省が所管する独立行政法人）。

（4）構成員

上記（2）の機関に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者。

（5）不正

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資

金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

また、研究活動に関係する不正については、上記のほか、研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）も挙げられるが、これらについては、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日）において、それぞれの機関が整備すべき事項等が示されている。体制整備等においては、共通的事項も含まれているが、それぞれのガイドラインを踏まえ、対策を講じることが必要である。

（6）コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、機関が構成員に対し、自身が取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育（具体的な内容については、第2節（3）の「実施上の留意事項」①を参照）。

（7）管理条件

農林水産省が、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的資金等の交付継続の条件。

（本ガイドラインの構成と留意点）

第1節から第6節においては、それぞれの機関が実施すべき事項をテーマ別に記載し、第7節においては、それらの事項の実施状況評価を踏まえ、農林水産省又は配分機関が講じるべき措置等を記載し、第8節においては、農林水産省又は配分機関が、不正があった機関に対して講じるべき措置等を記載している。

付属資料として、第2節（4）に係る「調査報告書ひな形」（付属資料1）、機関が不正対策について状況を把握するための「自己点検チェックシート」（付属資料2）を参考として添付している。

各節に示す「機関に実施を要請する事項」及び「実施上の留意事項」に掲げる内容は、機関の性格や規模、コストやリソース等を考慮して実効性のある対策として実施されることが必要である。

また、企業等において、会社法に基づく内部統制システムの整備の一環等として規程等が既に設けられ、対策が実施されている場合や、大学等において、コンプライアンス関連の規程等により、これらを包括する体制等が整備されている場合は、本ガイドラインにおける対策をそれらに明確に位置付けた上でこれを準用することを可能とする。

なお、文末が「望ましい」という表現になっている事項は、より対策を強化する観点から例示しているものであり、それぞれの機関のリスクやコスト、リソースなどを踏まえ、実施することが考えられる。

第1節 機関内の責任体系の明確化

機関が、競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表することが必要である。

(機関に実施を要請する事項)

- ① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。
〈役割〉最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- ② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下「統括管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。
〈役割〉統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- ③ 機関内の各部局等(例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織)における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)を定め、その職名を公開する。
〈役割〉コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、
 - 1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - 2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - 3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(実施上の留意事項)

- ① 図に示す体制及び役割のように、機関の組織規模・部局等の構成員の数等を踏まえ、役割の実効性を確保する観点から、各機関において適当と判断する場合は、例えば、コンプライアンス推進責任者については、大学の学科、専攻、研究所の部門等の組織レベルで複数の副責任者を任命し、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するなど、部局単位で責任の範囲を区分することができる。その場合は責任の範囲が曖昧にならないよう、より明確に規定することが必要である。

また、上記③の競争的資金等の管理・執行に関しては、事務部門にも副責任者を任命するなど、コンプライアンス推進責任者へ管理・執行の情報が着実に伝達される体制を構築することも必要である。

② 機関が、コンプライアンス教育や必要な改善指導などを実施していない場合、機関の管理責任を問われるとともに、さらに、不正を行った者の責任を追及できないことになりかねない。このため、機関内の管理責任の明確化の観点から、各責任者の役割（責務）等を定めた内部規程等を整備し、それらの管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には処分の対象となることも内部規程等において明確に位置付け、内部に周知徹底することも必要である。

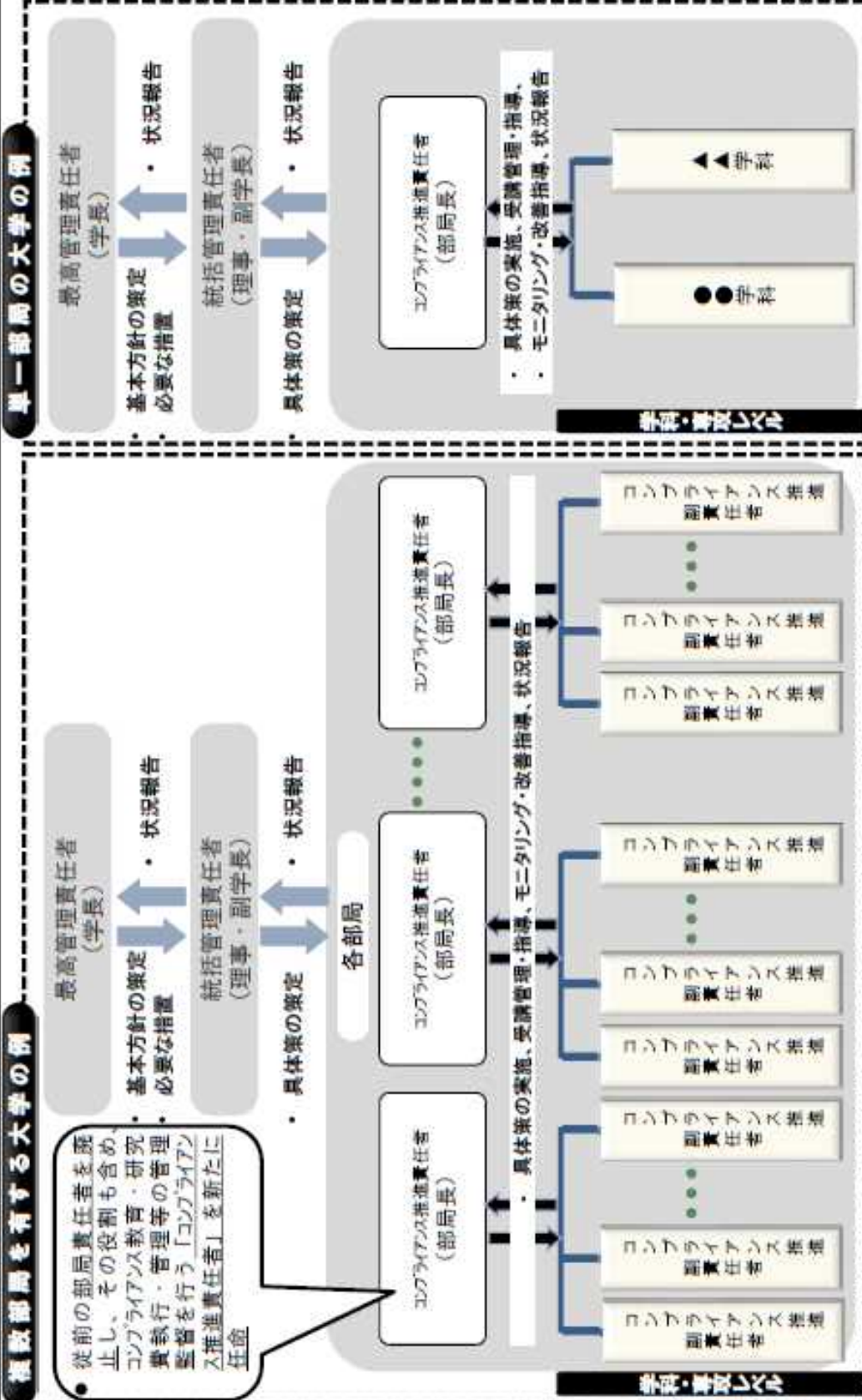
③ 最高管理責任者は、定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置をリーダーシップの下に行う。

基本方針の見直しに当たっては、研究活動そのものの効率の低下を招かず、構成員の負担の軽減、機関の管理コストの低減といった多面的な視点から、単に厳格化するのではなく、機関として不正が起こらないような組織風土が形成されるよう、実態を踏まえ、柔軟に基本方針を見直し、その実効性を確保することが重要である。このため、間接経費等を効果的に活用し、研究支援体制と管理体制の二つの側面から必要な予算や人員配置などの措置を行い、競争的資金等がより効果的かつ効率的に活用される環境を醸成することも求められる。

④ 第7節及び第8節に掲げる間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合、最高管理責任者は、再発防止の観点から、機関内においても、不正が発生した部局等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない部局等や構成員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。また、大学等の教育機関にあっては、併せて、学生の教育研究活動・環境に影響を及ぼさないよう、最大限の努力を払わなければならない。

図 研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図

※大学において、コンプライアンス関連の規程等により、研究費の不正使用防止を包括する体制等が既に整備されている場合は、本ガイドラインにおける責任体系をそれらに明確に位置付けた上でこれを導用することが可能。



※複数部局を有する大学においては、役割の実効性を確保する観点から、部局長がコンプライアンス教育及び研究費執行・管理責任を統括する役割を担った上で、学科又は専攻レベルの一定規模で複数の副責任者を配置し、管理監督を行うことが考えられる。一方、単一部局の大学において、部局全体に目が届く規模の組織であれば、部局長自らがコンプライアンス教育及び研究費執行・管理責任者の役割を統括することも考えられる。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

(1) ルールの明確化・統一化 (機関に実施を要請する事項)

競争的資金等に係る事務処理手続に関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

- ① 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。
- ③ ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。

(実施上の留意事項)

- ① 機関内ルールの策定に当たっては、慣例にとられることなく、実態を踏まえ業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。
- ② ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむを得ず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続を明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が散漫にならないよう最大限の努力を惜しんではならない。
- ③ ルールの周知に当たっては、研究者、事務職員など、それぞれの職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努める。また、競争的資金等の運営・管理に関わるリサーチアシスタント等への周知はもとより、競争的資金等の運営・管理に関わるその他の学生などにも広く周知することが望ましい。

(2) 職務権限の明確化 (機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。
- ② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないように適切な職務分掌を定める。
- ③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。
- ④ 職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。

(実施上の留意事項)

- ① 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要で

ある。

- ② 業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在が曖昧になっていないかという観点から必要に応じ適切に見直す。
- ③ 決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、決裁手続を簡素化する。その際、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少人数に絞ることが望ましい。
- ④ 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、一定金額の範囲内で研究者による発注を認める場合には、その権限と責任（例えば、研究者本人に、発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属すること）を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらうことが必要である。

（３）関係者の意識向上

（機関に実施を要請する事項）

- ① 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育（機関の不正対策に関する方針及びルール等）を実施する。
- ② 実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。
- ③ これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- ④ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

（実施上の留意事項）

- ① コンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等について説明する。
また、効果を高めるため、これらについて具体的な事案を基に懲戒処分等の内容や機関の不正対策としてモニタリング等を行っていることを説明することや、自らの過去の不正について機関に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることがあることなども説明することが考えられる。
コンプライアンス教育の内容は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施すること及びその内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底することも望まれる。
- ② これらの教育を実施していない機関は、管理責任を問われることや、不正を行った者の責任を追及できないことにもなりかねない。
このため、実効性ある取組とするために、例えば、大学の学部等の教授会を活用して周知徹底することや、受講機会を確保するため、複数回の説明会の開催や機関内のe-learningを活用することも考えられる。
- ③ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書等を求めていると、受講内容等を遵守する義務があることの意識付けや不正を行った者に対する懲戒処分等が厳正に行えないことにもなりかねない。

このため、内部規程等により、誓約書等の提出、内容等について明確化し、受講の機会等（新規採用者、転入者等についてはその都度）に提出を求め、遵守事項等の意識付けを図ることが必要である。

また、実効性を確保するため、誓約書等の提出を競争的資金等の申請の要件とすることや提出がない場合は競争的資金等の運営・管理に関わることができないこととするなど、併せて内部規程等により明示することも必要である。

誓約書等は、原則として本人の自署によることとし、盛り込むべき事項を以下に示す。当該誓約書等が確実に履行可能なものとなるよう、構成員と協議するなどしてコンセンサスを形成した上で実施することが望ましい。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・ 機関の規則等を遵守すること
- ・ 不正を行わないこと
- ・ 規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

- ④ 行動規範の内容は、研究者や事務職員など、それぞれの問題意識を反映させたものとする。構成員の意識向上のため、個々の事象への対応ではなく、機関の構成員としての取組の指針を明記し、上記の教育の中で周知徹底するものとする。
- ⑤ 機関は、これらの教育は、不正を事前に防止するための取組の一つであることを十分認識した上で、第4節や第6節に掲げる日常的な取組やモニタリング等の活動と複合的に実施していくことが求められる。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
(機関に実施を要請する事項)

- ① 機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置する。
- ② 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
- ③ 以下の（ア）から（オ）を含め、不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。
 - （ア）告発等の取扱い
告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。
 - （イ）調査委員会の設置及び調査
調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。
調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
 - （ウ）調査中における一時的執行停止
被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。
 - （エ）認定

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等

- 1) 機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
 - 2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する（付属資料1）。
 - 3) また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
 - 4) 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。
 - 5) また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- ④ 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。
- ⑤ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を定める。

(実施上の留意事項)

- ① 不正の告発等の制度を機能させるため、機関の構成員に対しては、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底する。また、取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図る。その際、告発等の取扱いに関し、告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者に周知することが必要である。このほか、告発者保護の観点から、第三者機関等に窓口を設置することも望まれる。
- ② 誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。
- ③ 顕名による告発の場合、原則として、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を、告発者に通知する。
- ④ 不正に係る調査の体制・手続等の規程は、原則として、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日）の手続（再実験に係る部分等を除く。）に準じて整備・見直しを行う。不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置することが必要である。この調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- ⑤ 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、適切に整備する。
例えば、不正を行った者又はその管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分等が内部規程に明確に位置付けられていない場合は、処分等が公正かつ厳正に行えないことにもなりかねない。
このため、研究者の役割や責任（告発等に対する説明責任を含む）を明確にすることはもとより、機関としての責任や役割について、第1節の各責任者の役割や責任の範囲を定めた必要な規程や体制を整備した上で、懲戒規程等の内部規程

に明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことが必要である。

さらに、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ることなど、法的な手続に関しても内部規程上、明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことも必要である。

- ⑥ 機関は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

また、これらの公表に関する手続をあらかじめ定め、構成員に周知徹底しておくことが必要である。

- ⑦ 機関において発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて、構成員に周知することも必要である。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

(機関に実施を要請する事項)

- ① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- ② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

(実施上の留意事項)

- ① 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に以下のようなリスクに注意が必要である。
- (ア) ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など）。
 - (イ) 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確。
 - (ウ) 予算執行の特定の時期への偏り。
 - (エ) 業者に対する未払い問題の発生。
 - (オ) 競争的資金等が集中している部局・研究室。
 - (カ) 取引に対するチェックが不十分（事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分）。
 - (キ) 同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。
 - (ク) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。
 - (ケ) 検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）。
 - (コ) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用。
 - (サ) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ。

(シ) 出張の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）。

(ス) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）や、牽制が効きづらい研究環境（発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など）。

- ② 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。
- ③ 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促す。
- ④ 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うことが必要である。
- ⑤ 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。
- ⑥ 不正防止計画への取組に部局等によるばらつきが生じないように機関全体の観点からのモニタリングを行う。

(2) 不正防止計画の実施
(機関に実施を要請する事項)

- ① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
- ② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(実施上の留意事項)

- ① 防止計画推進部署は、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、機関全体を取りまとめることができるものとする。なお、機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。
- ② 防止計画推進部署には、研究経験を有する者を含むことが望ましい。
- ③ 防止計画推進部署は機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが望ましい。
- ④ 不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。
- ⑤ 部局等は、機関全体で不正が生じにくいように、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。

(機関に実施を要請する事項)

- ① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- ② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- ③ 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
- ④ 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。
- ⑤ ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節（2）の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。
- ⑥ また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。
- ⑦ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。
- ⑧ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。
- ⑨ 換金性の高い物品については、適切に管理する。
- ⑩ 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。

（実施上の留意事項）

- ① 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。
- ② 取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

また、取引業者が過去の不正取引について、機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含めた処分方針の周知徹底を図る。

- ③ 発注・検収業務を含む物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究

の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮する。上記「機関に実施を要請する事項」⑤の取扱いとする場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的に予算執行・取引状況・内容の検証（是正指導）することが必要である。また、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。

このほか、過去に業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正が認められた機関においては、それらを防止するための具体的な対策（例：業者の入出構管理、納品物品へのマーキング、シリアル番号の付記など）を講じることも必要である。

- ④ 書面によるチェックを行う場合、形式的な書類の照合ではなく、ルールや研究内容等との整合性を確認するように実施し、必要に応じて照会や現物確認を行う。
- ⑤ 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来の慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、機関として可能なり統一を図る。
- ⑥ 納品伝票は納品された現物と照合した上で機関の定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする。
- ⑦ 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。
また、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底することも必要である。
- ⑧ 上記「機関に実施を要請する事項」⑦の特殊な役務についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことが必要である。
- ⑨ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的な、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要である。
- ⑩ 換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理する。特に、パソコンについては適切に管理することが望ましい。
- ⑪ 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。
- ⑫ このほか、コンプライアンス推進責任者等は、自己の管理監督する部局等において、研究者と業者の関係が過度に緊密にならないよう、オープンなスペースでの打合せを推奨することや、孤立又は閉鎖的な環境とならないよう、業務支援を推進する体制や相談しやすい環境の醸成に努め、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組みを組織的に推進することが望まれる。

第5節 情報発信・共有化の推進

ガイドラインの趣旨に沿って、多様な機関がそれぞれの規模や特性に応じた実効性

ある体制を整備する上では、機関内での情報共有はもとより、各機関の取組や事例の主体的な情報発信による機関間での情報共有が必要かつ有効である。また、このことは、競争的資金等に対し、広く国民の理解と支援を得る上でも必要不可欠である。

(機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
- ② 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。

(実施上の留意事項)

- ① 不正を事前に防止するためには、研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの可否かを事前に相談できる体制（相談窓口の設置など）を整備することが必要である。また、これらの窓口が適切に機能し、統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解の促進のための研修の実施など、組織的な取組を推進することが望まれる。

また、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックできる体制も必要である。

- ② 機関の不正への取組に関する基本方針等の公表は、機関の不正防止に対する考え方や方針を明らかにするものであり、社会への説明責任を果たす上でも重要である。

このため、「行動規範」、「管理・運営体制」はもとより、機関間での情報共有の観点から、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」、「処分（取引停止等の取扱いを含む。）」、「機関における諸手続」などとともに、これらに関係する諸規程を内外の利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化してホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行うことが求められる。

- ③ 企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、配分機関への報告をもって公表に代えることができる。

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施することが重要である。また、これらに加え、機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ることが必要である。

(機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。
- ② 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。

- ③ 内部監査部門は、上記②に加え、第3節（2）の防止計画推進部署との連携を強化し、同節（1）「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- ④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。
- ⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。
- ⑥ 機関は、第7節（1）「農林水産省が実施すべき事項」③に掲げる調査について協力することとする。

（実施上の留意事項）

- ① 内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置することや公認会計士等の外部有識者を加えて内部監査を実施することも望まれる。
- ② 内部監査は、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。調達業務を例にとると、発注・検収・支払の現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認する。また、内部監査には、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証することも必要である。
- ③ リスクアプローチ監査の具体的な方法については、以下のような手法が考えられる。
 - （ア）研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。
 - （イ）非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。
 - （ウ）納品後の物品等の現物確認。
 - （エ）取引業者の帳簿との突合。
- ④ 監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。
- ⑤ 財政上の制約から、独立した専属の内部監査部門を設置することが困難な場合、以下のような対応を行うことも考えられる。
 - （ア）経理的な側面に対する内部監査は、担当者を指定し、その取りまとめ責任の下に、複数の組織から人員を確保してチームとして対応する。
 - （イ）ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査は、防止計画推進部署等が兼務して実施する。
- ⑥ 防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案する。
- ⑦ 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。
- ⑧ 監事及び会計監査人と内部監査部門が、それぞれの視点から、機関内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。
- ⑨ 監事は、業務監査の観点から、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法について実効性の面から検証し、最高管理責任者に意見を述べることが求められる。

- ⑩ 内部監査部門は、機関のコンプライアンスを包括する部署や外部からの相談を受ける窓口等、機関内のあらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるようにする。
- ⑪ 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図る。

第7節 農林水産省による研究機関に対するモニタリング等及び農林水産省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方

農林水産省は、機関が、第1節から第6節に記載した対策の実施状況について、次のように確認、評価及び措置を行う。

(1) 基本的な考え方

農林水産省は、資金配分先の機関においても研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っている。農林水産省は、機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、所要の改善を促す。

(農林水産省が実施すべき事項)

- ① 農林水産省は、ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じてガイドラインの見直し等を行う。
- ② 農林水産省は、機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行う。管理体制の改善に向けた指導や措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。
- ③ 上記①・②を実施するため、調査機能の強化を図り、機関に対し、以下の調査（書面、面接、現地調査を含む）を実施する。
 - 1) 履行状況調査（毎年、一定数を抽出）
 - 2) 機動調査（履行状況調査以外に、緊急・臨時の案件に機動的に対応）
 - 3) フォローアップ調査（履行状況調査、機動調査における改善措置状況をフォローアップし、必要に応じ措置を講じる）
 - 4) 特別調査（不正発覚後の状況把握・指導）
- ④ 上記③の調査結果等により収集した不正防止のための実効性ある取組事例を活用し、研修会の開催やコンテンツ教材の作成等を行い、機関における研究費の管理・監査体制の構築に向けた支援を行う。

(実施上の留意事項)

- ① 従来も配分機関により額の確定調査やその他の確認が個別の競争的資金等で行われている。農林水産省はそれらの手段を有効に組み合わせ、研究者及び機関の負担を可能な限り増やさずに効率的・効果的な検証を行うよう努める。
- ② 機関が不正を抑止するために合理的に見て十分な体制整備を図っている場合には、農林水産省は、構成員個人による意図的かつ計画的な不正が発生したことをもって、直ちに機関の責任を問うものではない。
- ③ 機関の問題は、個別の部局等にある場合もあるが、部局等も含めた体制整備の責任は、機関の長にある。したがって、体制整備の不備に関する評価、及び評価結果に基づき行われる措置の対象は原則として機関全体とする。

(2) 具体的な進め方
(農林水産省、配分機関、機関が実施すべき事項)

I. 実態把握のためのモニタリング

農林水産省は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、書面による報告を機関に求め、機関は、書面による報告を農林水産省に提出する。

II. 措置のためのモニタリング等

- ① 農林水産省は、毎年度、履行状況調査の実施方針等を定め、一定数を抽出し、機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の状況について調査を実施し、ガイドラインの「機関に実施を要請する事項」等について確認する。また、配分機関において、不正が確認された機関も当該調査の対象とする。
- ② 農林水産省は、上記①の調査以外にも、緊急・臨時の案件に機動的に対応するため、必要に応じて機動調査を実施し、ガイドラインに基づく体制整備等の実態把握を行う。
- ③ 農林水産省は、上記①、②の調査の結果において機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合は、当該機関に対して、農林水産省は以下の(ア)の措置を講じ、その結果を受けて、配分機関は(イ)及び(ウ)の順に段階的な措置を講じる。なお、配分機関は、間接経費を含まない競争的資金については、(イ)の措置を経ず(ウ)の措置を講じる。また、農林水産省は調査結果及び措置の状況を公表する。

ただし、農林水産省が機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は機関における体制整備の不備による不正と認定した場合は、必要に応じて、段階的な措置によらず、農林水産省が(ア)を講じると同時に、配分機関は(イ)の措置を講じることとする。

なお、措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。

(ア) 管理条件の付与

農林水産省は、機関に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件を付す。また、農林水産省は、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査を実施し、調査結果を機関に通知する。

(イ) 間接経費の削減

配分機関は、農林水産省がフォローアップ調査の結果において、管理条件の履行が認められないと判断した場合は、当該機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。

間接経費措置額の削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引上げ、上限を間接経費措置額の15%とする。

(ウ) 配分の停止

間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても農林水産省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当該機関に対する翌年度以降の競争的資金等の配分を停止する。

- ④ ③の(ア)から(ウ)の措置の解除は、以下によるものとする。

(ア)の措置は、機関において管理条件を着実に履行していると農林水産省が判断した時点で、農林水産省が解除する。

(イ)の措置は、機関において管理条件を着実に履行又は履行に進展があると

農林水産省が判断した場合、配分機関がその翌年度に解除する。
(ウ)の措置は、機関において管理条件を着実に履行又は履行に進展があると農林水産省が判断した時点で、配分機関が解除する。

(実施上の留意事項)

- ① 管理条件を付与した翌年度に、機関において当該管理条件を着実に履行していると農林水産省が判断した場合は、当該機関に対するフォローアップ調査を終了する。また、機関において当該管理条件の着実な履行に至らずとも、農林水産省が履行に進展があると判断した場合は、経過観察として、継続的にフォローアップ調査を実施する。
- ② 間接経費措置額の削減割合の基準については、文部科学省が別に定める基準を準用することとする。

第8節 農林水産省、配分機関による競争的資金制度等における不正への対応

機関が告発等を受け付けし、配分機関が機関から調査の要否の報告を受けた際は、機関に対して当該事案の速やかな全容解明を要請し、機関から提出される報告書等を踏まえ、当該機関に対して改善を求めることが必要である。また、本ガイドラインでは、研究費の管理は機関の責任において行うこととしているため、農林水産省又は配分機関は、競争的資金等における不正を確認した場合は、研究者だけでなく、機関に対しても措置を講じることとする。

(配分機関が実施すべき事項)

- ① 配分機関は、機関から調査実施の要否について報告を受けた場合は、機関に対して必要な指示を行うこととする。
- ② 配分機関は、機関における調査が適切に実施されるよう、調査方針、調査対象及び方法等の報告を受け、必要に応じて指示を行うとともに、当該事案の速やかな全容解明を要請する。
- ③ 配分機関は、調査の過程であっても、機関から不正の一部が認定された旨の報告があった場合は、必要に応じ、不正を行った研究者が関わる競争的資金等について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。
- ④ 配分機関は、機関から不正を認定した最終報告書が提出され、それを確認した場合は、当該報告書の内容を踏まえ、以下の措置を講じることとする。
 - (ア) 機関に対する措置
 - ・ 第7節(2)Ⅱ参照
 - (イ) 機関・研究者に対する措置
 - ・ 不正に係る競争的資金等の返還等
不正があった競争的資金等において、配分機関は、機関又は研究者に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、研究費の一部又は全部の返還を求める。
 - (ウ) 研究者に対する措置
 - ・ 競争的資金等への申請及び参加資格の制限
不正があった競争的資金等において、配分機関は、不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的資金等への申

請及び参加資格を制限する。

なお、他府省を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者並びに善管注意義務に違反した研究者については、当該競争的資金等において申請、参加を制限されることとされた期間と同一の期間、競争的資金等への申請、参加を制限する。

(エ) 不正の概要の公表等

上記(イ)により研究費の一部又は全部を返還させ、上記(ウ)により競争的資金等への申請及び参加資格の制限の措置をした場合は、その概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容等)を公表するとともに、他の競争的資金等を所管する国の機関へ当該不正使用等の概要を提供する。

- ⑤ 配分機関は、機関が告発等を受け付けた日から210日以内に最終報告書の提出がない場合、当該機関に対して、状況に応じて、報告遅延に係る以下の措置を講じることとする。

ただし、報告遅延に合理的な理由がある場合は、当該理由に応じて配分機関が別途、最終報告書の提出期限を設けるものとする。

- (ア) 配分機関は、当該機関の不正に関する告発等があった競争的資金における翌年度以降の1か年度の間接経費措置額を一定割合削減する。

間接経費措置額の削減割合については、提出期限を過ぎた日数に応じて、段階的に引上げ、上限を間接経費措置額の10%とする。

- (イ) 被告発者が自らの責任を果たさないことにより最終報告書の提出が遅延した場合、配分機関は、当該研究者が関わる競争的資金等について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。

(実施上の留意事項)

- ① 配分機関は、研究者の責任により最終報告書の提出が遅延した場合をもって、直ちに機関の責任を問うものではない。
- ② 配分機関は、研究者に対する措置として、競争的資金等への申請及び参加資格の制限を行う場合は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、措置を講じることとする。
- ③ 機関から提出された最終報告書について、配分機関との必要な協議を経なかったことなどにより、調査方法及び報告書の内容等に重大な問題があった場合は、配分機関は、機関に対し、最終報告書の再提出を求めることとする。
- ④ 報告遅延に係る合理的な理由としては、研究者の機関に対する申立てにより、機関内の再調査が必要となる場合、捜査当局により関連資料が押収されている場合や、不正を行った研究者が関連資料を隠蔽するなど調査への協力を拒否する場合等が該当する。
- ⑤ 最終報告書の報告遅延に係る間接経費措置額の削減については、原則、翌年度の当該競争的資金における間接経費を対象とするが、最終報告書が、翌年度の当該競争的資金の交付決定後に機関から提出された場合など、翌年度の当該競争的資金における間接経費を削減することが困難な場合は、配分機関は、翌々年度の当該競争的資金における間接経費を削減することとする。
- ⑥ 間接経費措置額の削減割合の基準については、文部科学省が別に定める基準を準用することとする。
- ⑦ 最終報告書の提出以外に、第2節(4)における必要な手続を行わなかった場

合は、配分機関は機関に対し、その他の必要な措置を講じることとする。

報告書に盛り込むべき事項

- 経緯・概要
- 発覚の時期及び契機（※「告発（通報）」の場合はその内容・時期等）
- 調査に至った経緯等

- 調査
- 調査体制（※ 第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置）
- 調査内容
 - ・調査期間
 - ・調査対象（※ 対象者（研究者・業者等）、対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕
（※ 当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）
 - ・調査方法（例：書面調査〔業者の売上げ元帳との突合等〕、ヒアリング〔研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り〕等）
 - ・調査委員会の開催日時・内容等

- 調査結果（不正等の内容）
- 不正等の種別（例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等）
- 不正等に関与した研究者（※ 共謀者を含む。）
 - ・氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
- 不正等が行われた研究課題
 - ・研究種目名、研究期間、研究課題名
 - ・研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・交付決定額又は委託契約額
 - ・研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号））
- 不正等の具体的な内容（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
 - ・動機・背景
 - ・手法
 - ・不正等に支出された競争的資金等の額及びその用途
 - ・私的流用の有無
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

- 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）
- 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
- 発生要因（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
- 再発防止策

- 添付書類
（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）

- その他（機関における当該事案への対応）
（例）関係者の処分、交付中又は委託契約中の競争的資金等の取扱い、刑事告発等

※ 必ずしも当該報告書に盛り込む必要はないが、機関における当該事案への対応が決定次第、速やかに配分機関に報告することとする。

(報告書作成例)

※「報告書に盛り込むべき事項」を満たしていれば、必ずしもこの様式による必要はありません。

〇〇〇〇〇第〇号
平成〇年〇月〇日

(配分機関 殿)

〇〇〇〇〇大学
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇〇の不正等について (報告)

平成〇年度 (競争的資金等の名称) において〇〇〇が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 経緯・概要

- ※ 発覚の時期及び契機 (※「告発 (通報)」の場合はその内容・時期等)
- ※ 調査に至った経緯等

2 調査

(1) 調査体制

- ※ 調査委員会の構成 (第三者 [当該機関に属さない弁護士、公認会計士等] を含む調査委員会の設置)

(2) 調査内容

- ※ 調査期間
- ※ 調査対象 (対象者 (研究者・業者等)、対象経費 [物品費、旅費、謝金等、その他])
- ※ 当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。
- ※ 調査方法 (例: 書面調査 [業者の売上げ元帳との突合等]、ヒアリング [研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り] 等)
- ※ 調査委員会の開催日時・内容等

3 調査結果 (不正等の内容)

(1) 不正等の種別

- ※ 例: 架空請求 [預け金、カラ出張、カラ雇用]、代替請求等

(2) 不正等に関与した研究者 (※ 共謀者を含む。)

氏 名 (所属・職 (※現職))	研究者番号

(3) 不正が行われた研究課題（該当する研究課題分作成）

研究種目名			研究期間		
研究課題名					
研究代表者氏名（所属・職（※現職））					
研究者番号					
交付決定額又は委託契約額					（単位：円）
平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号））					

(4) 不正等の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること。）

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正等に支出された競争的資金等の額及びその用途
- ・ 私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的資金等の額（該当する研究課題ごとに該当する年度分作成）

平成 年度（内訳）

（単位：円）

費 目	交付決定額 又は 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用・不適切 使用額
物 品 費	—			
旅 費	—			
謝 金 等	—			
そ の 他	—			
直接経費計				
間 接 経 費				
合 計				

※ 該当する研究課題ごとに該当する年度分作成

4 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）

- (1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
- (2) 発生要因（※可能な限り詳細に記載すること。）
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
自己点検チェックシート

自己点検チェックシートは、本ガイドラインの第1節から第6節の「機関に実施を要請する事項」を取りまとめたものである。自己点検の際には、各節の「実施上の留意事項」を踏まえて、チェックを行う必要がある。

第1節 機関内の責任体系の明確化

No.	対策の内容	チェック欄
	機関が、競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表することが必要である。	<input type="checkbox"/>
①	機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。 〈役割〉最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。	<input type="checkbox"/>
②	最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。 〈役割〉統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。	<input type="checkbox"/>
③	機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を定め、その職名を公開する。 〈役割〉コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、 1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。 2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。 3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。	<input type="checkbox"/>

第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

No.	対策の内容	チェック欄
①	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。	<input type="checkbox"/>
②	機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。	<input type="checkbox"/>
③	ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。	<input type="checkbox"/>

(2) 職務権限の明確化

No.	対策の内容	チェック欄
①	競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。	<input type="checkbox"/>
②	業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。	<input type="checkbox"/>
③	各段階の関係者の職務権限を明確化する。	<input type="checkbox"/>
④	職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。	<input type="checkbox"/>

(3) 関係者の意識向上

No.	対策の内容	チェック欄
①	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育(機関の不正対策に関する方針及びルール等)を実施する。	<input type="checkbox"/>
②	実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。	<input type="checkbox"/>
③	これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。	<input type="checkbox"/>
④	競争的資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。	<input type="checkbox"/>

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

No.	対策の内容	チェック欄
①	機関内外からの告発等(機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受け付ける窓口を設置する。	<input type="checkbox"/>
②	不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。	<input type="checkbox"/>
③	以下の(ア)から(オ)を含め、不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。 (ア) 告発等の取扱い (イ) 調査委員会の設置及び調査 (ウ) 調査中における一時的執行停止 (エ) 認定 (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等	<input type="checkbox"/>
④	不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。	<input type="checkbox"/>
⑤	懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。	<input type="checkbox"/>

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

No.	対策の内容	チェック欄
①	<p>不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。</p> <p>(実施上の留意事項① 一般的に想定されるリスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) ルールと実態の乖離(発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など)。 (イ) 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確。 (ウ) 予算執行の特定の時期への偏り。 (エ) 業者に対する未払い問題の発生。 (オ) 競争的資金等が集中している部局・研究室。 (カ) 取引に対するチェックが不十分(事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分)。 (キ) 同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。 (ク) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。 (ケ) 検収業務やモニタリング等の形骸化(受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など)。 (コ) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時に納品物品の反復使用。 (サ) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ。 (シ) 出張の事実確認等が行える手続が不十分(二重払いのチェックや用務先への確認など)。 (ス) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境(特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど)や、牽制が効きづらい研究環境(発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究環境など)。 	□
②	不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。	□

(2) 不正防止計画の実施

No.	対策の内容	チェック欄
①	研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。	□
②	最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。	□

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

No.	対策の内容	チェック欄
	第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。	<input type="checkbox"/>
①	予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。	<input type="checkbox"/>
②	発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。	<input type="checkbox"/>
③	不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。	<input type="checkbox"/>
④	発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。	<input type="checkbox"/>
⑤	ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節(2)の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。	<input type="checkbox"/>
⑥	また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。	<input type="checkbox"/>
⑦	特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。	<input type="checkbox"/>
⑧	非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。	<input type="checkbox"/>
⑨	換金性の高い物品については、適切に管理する。	<input type="checkbox"/>
⑩	研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。	<input type="checkbox"/>

第5節 情報発信・共有化の推進

No.	対策の内容	チェック欄
①	競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。	<input type="checkbox"/>
②	競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。	<input type="checkbox"/>

第6節 モニタリングの在り方

No.	対策の内容	チェック欄
①	競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。	<input type="checkbox"/>
②	内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。	<input type="checkbox"/>
③	内部監査部門は、上記②に加え、第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、同節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。	<input type="checkbox"/>
④	内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。	<input type="checkbox"/>
⑤	内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。	<input type="checkbox"/>
⑥	機関は、第7節(1)「農林水産省が実施すべき事項」③に掲げる調査について協力することとする。	<input type="checkbox"/>

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成25年1月31日から施行し、平成25年度当初予算以降の事業（継続事業も含む。）から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知の施行日以降において、この通知による改正前の本ガイドラインを適用することとされている事業について不正使用への対応を判断する場合であって、この通知による改正後の本ガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）を適用することによって応募制限期間が短くなる場合には、新ガイドラインを適用する。

(施行期日)

- 1 この通知は、平成26年12月18日から施行する。
- 2 第1節から第6節までについては、機関において、平成27年度中に、順次、各節に係る取組を行うこととし、第7節、第8節については、平成27年度当初予算以降（継続事業も含む。）における競争的資金等を対象とし、農林水産省、配分機関において、両節に係る措置等を行うこととする。
なお、第8節における「不正に係る競争的資金等の返還等」、「競争的資金等への申請及び参加資格の制限」に関しては、平成26年度以前の予算における競争的資金等の不正事案に対しても、改正後の同節と同様に措置を行うこととする。

農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の 不正行為への対応ガイドライン

制定	平成18年12月15日	18農会第1147号
改正	平成25年1月31日	24農会第1006号 24林政政第562号 24水推第1148号
改正	平成27年1月21日	26農会第920号 26林政政第424号 26水推第793号

農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知

はじめに

農林水産省は、平成18年12月15日に本ガイドラインを策定し、農林水産省所管の研究資金に係る研究活動における不正行為に、農林水産省、農林水産省所管の独立行政法人及び農林水産省の研究資金を活用する研究機関が適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について指針を示してきた。

近年の我が国の科学技術の研究活動における不正行為事案の発生を受け、不正行為への対応は、これまで個々の研究者の自己責任のみに委ねられている側面が強かったが、今後は研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより対応の強化を図ることを基本的な方針とし、今般本ガイドラインを改定した。

各機関においては、本ガイドラインに沿って、研究活動における不正行為に対応する適切な仕組みを整えること、また、研究資金の配分を行う機関においては、当該研究資金に係る公募要領や委託契約書等に本ガイドラインの内容を反映させること等により、研究活動における不正行為への対応等について実効ある取組が一層推進されることを強く求めるものである。

なお、今後の本ガイドラインに基づく各機関の対応状況を見守りつつ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行っていくこととする。

第1章 研究活動における不正行為に関する基本的考え方

第1 研究活動

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。

第2 研究成果の発表

研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。科学研究による人類共通の知的資産の構築が健全に行われるには、研究活動に対する研究者の誠実さを前提とした、研究者相互の吟味・批判によって成り立つチェックシステムが不可欠である。研究成果の発表は、このチェックシステムへの参入の意味を持つものであり、多くが論文発表という形で行われ、また論文の書き方（データ・資料の開示、論理の展開、結論の提示等の仕方）に一定の作法が要求されるのはその表れである。

第3 研究活動における不正行為

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にはほかならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として認識されるようになってきている。こうした行為は、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめの各過程においてなされる可能性がある。

具体的にどのような行為が、二重投稿や不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示すとともに、研究機関においては、これに従って研究成果を適切に取り扱うことが強く望まれる。

なお、新たな研究成果により従来の仮説や研究成果が否定されることは、研究活動の本質でもあって、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしても、それは不正行為には当たらない。

第4 研究活動における不正行為に対する基本姿勢

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為である。また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。さらに、研究者の科学者としての存

在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものでもある。

これらのことを個々の研究者はもとより、科学コミュニティや研究機関、配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。

第5 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律と研究機関の管理責任

研究活動における不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止と併せ、まずは研究者自らの規律並びに科学コミュニティ及び研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

研究者は、研究の公正性を維持する責務を負っていることを改めて確認し、研修や日々の研究活動を通じて研究倫理を継続的に学ぶとともに、修得した研究倫理を日々の研究活動を通じて後進に伝えるなどにより、研究の高い公正性が自律的に維持される風土の醸成に努めるべきである。

このような研究者の自己規律を前提としつつ、科学コミュニティは全体として、各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味・評価することを通じ、人類共通の知的資産の蓄積過程に対して、品質管理を徹底していくという、極めて重い責務を遂行しなければならない。

その際、若手研究者を育てる指導者自身が、この自律・自己規律ということを理解し、若手研究者や学生を教育していくことが重要であり、このこと自体が指導者自身の自己規律でもある。このように指導者、若手研究者及び学生が自律・自己規律を理解することは、研究活動を通じた人材育成・教育を行う上での大前提になることを全ての研究者は心に銘記すべきである。また、複数の研究者等による共同研究の実施や論文作成の際、個々の研究者間の役割分担・責任を互いに明確化すべきことは、研究活動を行う大前提の問題かつ研究者の自己規律の問題として全ての研究者に認識される必要がある。

こうした研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境が作られるよう対応の強化を図る必要がある。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や不正行為を事前に防止する取組を推進するとともに、実際に不正行為の疑惑が生じた際には、迅速で的確な対応をとることができる仕組みをあらかじめ整備しておくことが重要である。

また、研究者や研究支援人材、学生、外国人といった研究活動を行う人材の多様化、共同研究体制の複雑化が進展していることを踏まえ、研究機関においては、共同研究における個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化することや、複数の研究者による研究活動の全体を把握・管理する立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、若手研究者等が自律した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備を行うべきである。

第2章 研究活動における不正行為の未然防止のための取組

第1 本ガイドラインにおける定義

1 対象とする研究資金

本ガイドラインの対象とする研究資金（以下単に「研究資金」という。）は、次に掲げるものである。

- ① 内閣府において「競争的資金」と整理されているもののうち農林水産省所管のもの
- ② ①以外の農林水産省が所管する研究資金のうち、研究機関に委託又は補助を行って実施する研究に係るもの
- ③ 農林水産省の施設等機関及び農林水産省所管の独立行政法人が、運営費交付金等により、自ら行う研究及び他の研究機関に委託する研究に係る資金

2 対象とする研究者及び研究機関

本ガイドラインの対象とする研究者（以下単に「研究者」という。）は、研究資金を活用した研究活動を行っている研究者である。また、本ガイドラインの対象とする研究機関（以下単に「研究機関」という。）は、それらの研究者が所属する機関又は研究資金を受けている機関、すなわち、研究活動を行っている国及び地方公共団体の施設等機関、独立行政法人、大学、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人、企業等である。

3 対象とする配分機関

本ガイドラインの対象とする配分機関（以下単に「配分機関」という。）は、研究資金の配分を行う農林水産省及び農林水産省所管の独立行政法人である。

なお、農林水産省の施設等機関及び農林水産省所管の独立行政法人が運営費交付金等により自ら行う研究については、当該独立行政法人等が自らに資金を配分したものとみなして、本ガイドラインを適用するものとする。

第2 研究活動における不正行為を抑止する環境整備

研究活動における不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることがまず重要である。研究倫理教育の実施に当たっては、研究者の基本的責任や研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、研究分野の特性に応じ、例えば、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（作成方法等を含む）・保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を研究者等に修得・習熟させることが必要であ

る。

研究倫理教育の実施に当たって、各研究機関は、それぞれ所属する研究者に加え、将来研究者を目指す人材や研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に実施する必要がある。例えば、諸外国や民間企業からの研究者や留学生などが研究機関において一時的に共同研究を行う場合であっても、当該研究機関において研究倫理教育を受講できるよう配慮する必要がある。

このため、研究機関においては、研究倫理教育責任者の設置など必要な体制整備を図り、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められる。このような自律性を高める取組は、学生や若手研究者の研究活動を指導する立場の研究者が自ら積極的に取り組むべきである。研究機関全体として、研究倫理教育を徹底し研究者としての規範意識を向上していくため、このような指導的立場の研究者に対しても、研究倫理教育に関するプログラムを履修させることが適切である。

なお、研究活動を行っている農林水産省の施設等機関及び農林水産省所管の国立研究開発法人に所属する研究者は、定期的に教育を履修することとする。

第3 配分機関による確認

配分機関においては、所管する研究資金の契約締結又は交付決定時に、研究機関における研究倫理教育の実施について確認するとともに、必要に応じて、各研究機関において整備した研究倫理教育に関する体制の整備状況について確認を行う。

第4 研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

研究機関においては、研究者に対し、研究活動で得られた成果に関して客観的で検証可能な研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示することを義務付けることとする。研究活動を行っている農林水産省の施設等機関及び農林水産省所管の国立研究開発法人においては、義務付ける内容について規程を設け、その適切かつ実効的な運用を行うこととする。なお、保存又は開示すべき研究データの具体的な内容やその期間、方法、開示する相手先については、データの性質や研究分野の特性等を踏まえることが適切である。

第3章 研究活動における特定不正行為への対応

第1 特定不正行為

本章で対象とする不正行為（以下「特定不正行為」という。）は、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用とする。ただし、故意によるものではないことが根拠を持って明らかにされたものは不正行為には当たらない。

（1）捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

第2 研究機関及び配分機関における体制・規程の整備及び公表

研究機関及び配分機関においては、本章を踏まえて、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの体制を適切に整備するとともに、調査手続や方法等に関する規程の整備に努めることとする。なお、研究活動を行っている農林水産省の施設等機関及び農林水産省所管の国立研究開発法人については、確実に規程を整備し、当該機関の内外に公表するものとする。

体制や規程を整備する際、特に、研究活動における特定不正行為に対応するための責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めること、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る配分機関に行うよう規定すること、特定不正行為の疑惑に関し公表する調査結果の内容（項目等）を定めることが必要である。

第3 告発の受付

1 告発の受付体制

- ① 研究機関及び配分機関（以下第3及び第4において「研究機関等」という。）は、研究活動における特定不正行為に関する告発（当該研究機関等の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置しておくものとする。なお、このことは必ずしも新たに部署を設けることを意味しない。また、受付窓口について、客観性や透明性を向上させる観点から、外部の機関に業務委託することも可能とする。
- ② 研究機関等は、設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、機関内外に周知する。
- ③ 研究機関等は、告発者が告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できるように受付窓口の体制を整える。
- ④ 研究機関等は、告発の受付や調査・事実確認（以下「調査」という。）を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らう。
- ⑤ 告発の受付から調査に至るまでの体制について、研究機関等はその責任者として例えば理事等適切な地位にある者を指定し、必要な組織を構築して企画・整備・運営する。

2 告発の取扱い

- ① 告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、研究機関等に直接行われるべきものとする。
- ② 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付ける。
- ③ ②にかかわらず、匿名による告発があった場合、研究機関等は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- ④ 告発があった研究機関等が調査を行うべき機関に該当しないときは、第4の1により調査機関に該当する研究機関等に当該告発を回付する。回付された研究機関等は当該機関に告発があったものとして当該告発を取り扱う。また、第4の1により、告発があった研究機関等に加え、ほかにも調査を行う研究機関等が想定される場合は、告発を受けた研究機関等は該当する機関に当該告発について通知する。
- ⑤ 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、研究機関等は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に受け付けたことを通知する。
- ⑥ 報道や学会等の科学コミュニティにより特定不正行為の疑いが指摘された場合は、特定不正行為を指摘された者が所属する研究機関に匿名の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。
- ⑦ 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されている場合に限る。）ことを、特定不正行為を指摘された者が所属する研究機関が確認した場合、当該研究機関に告発があった場合に準じて取り扱うことができるものとする。
- ⑧ 告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた機関はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、研究機関等の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- ⑨ 特定不正行為が行われようとしている、あるいは特定不正行為を求められているという告発・相談については、告発・相談を受けた機関はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、告発・相談を受けた機関が、被告発者の所属する機関でないときは、当該機関は被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。被告発者の所属する機関でない機関が警告を行った場合は、当該機関は被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

3 告発者・被告発者の取扱い

- ① 告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者（上記2⑧及び2⑨における相談者を含む。以下3において同じ。）の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- ② 研究機関等は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- ③ 調査事案が漏洩した場合、研究機関等は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
- ④ 研究機関等は、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的合理的理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることなどを機関内外にあらかじめ周知する。
- ⑤ 研究機関等は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇、配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。
- ⑥ 研究機関等は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止し、又は被告発者に対する解雇、配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

第4 特定不正行為の告発に係る事案の調査

1 調査を行う機関

- ① 研究機関に所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として、当該研究機関が告発された事案の調査を行う。
- ② 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- ③ 被告発者が所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究に係る告発があった場合、所属する研究機関と研究が行われた研究機関が合同で、告発された事案の調査を行う。

- ④ 被告発者が、告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行う。
- ⑤ 上記①から④までによって、告発された事案の調査を行うこととなった研究機関は、被告発者が当該研究機関に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。その際、研究機関において調査を適切かつ円滑に進めるため、配分機関や農林水産省の当該案件に係る研究資金所管課（以下「農林水産省の研究資金所管課」という。）は、必要に応じて助言などの支援を行う。
- ⑥ 被告発者が、調査開始のとき及び告発された研究を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発に係る研究に対する研究費を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該研究機関の同意を得て、当該配分機関が調査を行う。この場合、当該研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。
- ⑦ 研究機関は他の研究機関や学協会等の科学コミュニティに、また、配分機関は告発された研究の分野に関連がある研究機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第3の3①から③まで及び第4は委託された又は調査に協力する機関等に準用されるものとする。

2 告発に対する調査体制・方法

各研究機関等は、調査の具体的な進め方について、各研究機関等の実情等に
応じて適切に定めるものとする。

(1) 予備調査

- ① 上記1によって調査を行う研究機関等（以下「調査機関」という。）は、告発を受け付けた後速やかに、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された科学的合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、あるいは被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。調査機関は、以下(2)②の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。
- ② 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- ③ 調査機関は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をす

べきものと判断した場合、本調査を行う。調査機関は告発を受け付けた後、おおむね30日以内に本調査を行うか否か決定するものとする。

- ④ 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。調査機関が研究機関であるときは、研究機関は当該事案に係る研究に対する資金に関する配分機関に本調査を行わない旨通知する。この場合、調査機関は予備調査に係る資料等を保存し、配分機関や告発者の求めに応じ開示するものとする。

(2) 本調査

① 通知・報告

- (ア) 本調査を行うことを決定した場合、調査機関は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- (イ) 調査機関が研究機関であるときは、研究機関は当該事案に係る研究に対する資金に関する配分機関(以下「当該事案に係る配分機関」という。)に本調査を行う旨通知する。当該配分機関が農林水産省でないときは、当該配分機関は当該通知を農林水産省の研究資金所管課に報告する。
- (ウ) 本調査は、実施の決定後相当の期間(おおむね30日)内に開始されるべきものとする。

② 調査体制

- (ア) 調査機関は、本調査に当たっては、当該調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係(例えば、特定不正行為を指摘された研究が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど)を有しない者でなければならない。
- (イ) 調査機関は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- (ウ) 調査委員会の調査機関内における位置付けについては、調査機関において定める。

③ 調査方法・権限

- (ア) 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者に対する弁明の聴取が行われなければ

ならない。

(イ) 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、あるいは被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査機関により合理的に必要とされる範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うことにする。

(ウ) 上記（ア）（イ）に関して、調査機関は調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、調査機関以外の機関において調査がなされる場合、調査機関は当該機関に協力を要請する。協力を要請された機関は誠実に協力しなければならない。

④ 調査の対象となる研究活動

調査の対象には、告発された事案に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

⑤ 証拠の保全措置

調査機関は本調査に当たって、告発された事案に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が調査機関となっていないときは、当該研究機関は調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

⑥ 調査の中間報告

調査機関が研究機関であるときは、当該事案に係る配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

⑦ 調査における研究又は技術上の情報の保護

調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

3 認定

(1) 認定

① 調査委員会は本調査の開始後、相当の期間（おおむね150日）内に調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

② 特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、

併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

- ③ 上記①又は②について認定を終了したときは、調査委員会は直ちにその設置者たる調査機関に報告する。

(2) 特定不正行為の疑惑への説明責任

① 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

② ①の被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は特定不正行為とみなされる。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬などの不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発された事案に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

③ 上記①の説明責任の程度及び②の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

(3) 特定不正行為か否かの認定

調査委員会は、上記(2)①により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき（上記(2)②）も同様とする。

(4) 調査結果の通知及び報告

① 調査機関は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含

む。以下第4において同じ。)に通知する。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。

- ② 調査機関が研究機関であるときは、当該研究機関は、①に加えて当該事案に係る配分機関に、当該調査結果を通知する。当該配分機関が農林水産省でないときは、当該配分機関は当該調査結果を農林水産省の研究資金所管課に報告する。
- ③ 農林水産省以外の配分機関が調査したときは、当該配分機関は農林水産省の研究資金所管課に報告する。
- ④ 悪意に基づく告発との認定があった場合、調査機関は告発者の所属機関にも通知する。

(5) 不服申立て

- ① 特定不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- ② 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、上記(1)③を準用する。)は、その認定について、上記①の例により不服申立てをすることができる。
- ③ 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となる場合や、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。ただし、調査委員会が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- ④ 特定不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会(③ただし書の場合は、調査委員会に代わる者)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するとき、調査機関は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。

- ⑤ 調査機関は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあっ

たときは、告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、加えて当該事案に係る研究に対する資金に関する配分機関に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- ⑥ 調査委員会が再調査を開始した場合は、相当の期間（おおむね50日）内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに調査機関に報告し、調査機関は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、加えて当該事案に係る配分機関に通知する。当該配分機関が農林水産省でないときは、当該配分機関は農林水産省の研究資金所管課に当該審査結果を報告する。調査機関が農林水産省以外の配分機関であるときは、その結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知するとともに、農林水産省の研究資金所管課に報告する。
- ⑦ 上記②の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、調査機関は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、加えて当該事案に係る配分機関に通知する。
- ⑧ 上記⑦の不服申立てについては、調査委員会（③ただし書の場合は、調査委員会に代わる者）は相当の期間（おおむね30日）内に再調査を行い、その結果を直ちに調査機関に報告するものとする。調査機関は、この審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、加えて当該事案に係る配分機関に通知する。当該配分機関が農林水産省でないときは当該配分機関は当該審査結果を農林水産省の研究資金所管課に報告する。調査機関が農林水産省以外の配分機関であるときは、その結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、農林水産省の研究資金所管課に報告する。

（6）調査資料の提出

配分機関は、事案の調査が継続中であっても、調査機関に対して当該事案に係る資料の提出又は閲覧を求めることができる。調査機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合でなければ、これを拒むことができない。配分機関は、提出された資料について、下記第5及び第4章のために使用するほかに使用してはならない。

（7）調査結果の公表

- ① 調査機関は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、調査機関が公表時までにを行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。
- ② 調査機関は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合

は、調査結果を公表する。公表する場合、その内容には、特定不正行為が行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。）、被告発者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。悪意に基づく告発の認定があったときは、告発者の氏名・所属を併せて公表する。

第5 告発者及び被告発者に対する措置

告発者及び被告発者等に対する、調査中又は認定から配分機関による措置等がなされるまでの間などにおいて、研究機関又は配分機関がとる措置は以下のとおりとする。

1 調査中における一時的措置

(1) 研究機関による支出停止

被告発者が所属する研究機関は、本調査を行うことが決まった後、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(2) 配分機関による使用停止・保留等

① 第4の2(2)⑥による中間報告を受けた配分機関は、本調査の対象となっている被告発者に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。

② 第4の2(2)⑥による中間報告を受けた配分機関は、本調査の対象となっている被告発者に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、被告発者に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止（既に一部交付している場合の未交付分の交付停止を含む。）や、既に別に被告発者から申請されている研究資金について、採択の決定、あるいは採択決定後の研究費の交付を保留（一部保留を含む。）することができる。

2 特定不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等

(1) 研究資金の使用中止

特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為に係る研究に資金を配分した機関と、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が所属する研究機関は、当該被認定者に対し、直ちに当該研究資金の使用中止を命ずる。

(2) 研究機関による処置等

研究機関は、所属する被認定者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

3 特定不正行為が行われなかったと認定された場合の措置

- ① 特定不正行為が行われなかったと認定された場合、告発された研究に係る資金を配分した機関及び被告発者が所属する研究機関は、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- ② 調査機関は、当該事案において特定不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して、周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。
- ③ 告発された研究に係る資金を配分した機関及び被告発者が所属する研究機関は、上記②に準じて周知をするなど、特定不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。
- ④ 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が研究機関に属する者であるときは、当該研究機関は当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行う。

第4章 特定不正行為に対する配分機関の措置

前章の特定不正行為について、配分機関は、調査機関から本調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、当該調査機関における調査が適切に実施されるよう、必要に応じて指示を行うとともに、速やかにその事案の全容を解明し、調査を完了させるよう要請する。配分機関は、研究資金に係る研究活動において特定不正行為が行われたと認定された場合に、当該研究者及び研究機関に対して講じる措置について、以下に沿って規程を整備し、当該規程に沿って措置を講じるものとする。

1 措置を検討する体制

(1) 措置を検討する委員会

配分機関は、配分した研究資金に係る研究活動における特定不正行為に関する被認定者への研究資金に係る措置（以下単に「措置」という。）を検討する委員会（以下単に「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の役割

委員会は、当該委員会を設置した配分機関の求めに応じて、被認定者に対してとるべき措置を検討し、その結果を配分機関に報告する。

(3) 委員会の構成

委員会は、原則として、特定不正行為と認定された研究に係る研究分野の

研究方法や、特定不正行為についての的確な判断を下すために必要な知見を持ち、被認定者や当該特定不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない有識者で構成される。また、原則として、被認定者が所属する研究機関に属する者は委員としない、あるいは、当該被認定者に係る審議に参加させないものとする。ただし、研究分野の特性等により、他に適任者が見当たらず、かつ、公正な審議が確保できると判断されるときは、この限りではない。

2 措置の決定手続

(1) 委員会における検討

- ① 委員会は、配分機関の求めがあったとき検討を開始する。
- ② 委員会が措置を検討するに当たっては、調査機関に対するヒアリングなどを行い、調査結果を精査し、調査内容、調査の方法・手法・手順、調査を行った調査委員会の構成等を確認し、特定不正行為の重大性、悪質性、被認定者それぞれの特定不正行為への関与の度合や特定不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、特定不正行為を防止するための努力の有無などを考慮した上で、速やかに措置についての検討結果を配分機関に報告する。

(2) 措置の決定

配分機関は、委員会の報告を尊重しつつ、被認定者に対する措置を決定する。なお、被認定者に対する弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

(3) 措置決定の通知

配分機関は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びその者が所属する研究機関、当該配分機関以外の配分機関及び農林水産省の研究資金所管課に通知する。また、農林水産省の研究資金所管課は、当該措置及びその対象者等について、国費による研究資金を所管する各府省に情報提供を行う。

3 措置の対象とする研究者

- ① 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等において、特定不正行為に関与したと認定された著者
- ② 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、特定不正行為に関与したと認定された者
- ③ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

4 措置の内容

配分機関は上記3に掲げる者に対して、以下の措置のうち一つあるいは複

数の措置を講じる。原則として措置の内容は以下を標準とし、特定不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の特定不正行為への具体的な関与の度合や特定不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、特定不正行為を防止するための努力の有無等により、事案ごとに定められるものとするが、委員会が特に必要と判断するときは、以下によることのない措置をとることを妨げない。

（１）研究資金の打ち切り

- ① 上記３に掲げる者に対して、特定不正行為があったと認定された研究に係る研究資金の配分を打ち切り、当該研究資金であって、特定不正行為の認定がなされた時点において未だ配分されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費については、以後配分しない。なお、特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に係る研究全体への資金配分を打ち切るか否かは、措置対象者以外の研究者の取扱いを含めて、事案ごとに委員会が判断するものとする。
- ② 上記３①及び②に掲げる者に対して、特定不正行為があったと認定された研究に係る研究資金以外の、現に配分されている全ての研究資金であって、特定不正行為の認定がなされた時点において未だ配分されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費については、以下のとおりの措置をとる。
 - （ア）上記３①及び②に掲げる者が研究代表者となっている研究については打ち切りとし、以後配分しない。
 - （イ）上記３①及び②に掲げる者が研究分担者又は研究補助者となっている研究については、当人による研究費使用を認めない。

（２）研究資金の申請の不採択

- ① 研究資金で、特定不正行為が認定された時点で上記３に掲げる者を研究代表者として申請されているものについては採択しない。
- ② 研究資金で、特定不正行為が認定された時点で上記３に掲げる者を研究分担者又は研究補助者として申請されているものについては、当人を除外しなければ採択しない。また、採択後に、当人が除外されないまま採択されたことが判明した場合は、その採択を取り消すことができる。

（３）特定不正行為に係る研究資金の返還

特定不正行為があったと認定された研究に配分された研究費（間接経費若しくは管理費を含む。以下（３）において同じ。）の一部又は全部の返還を求める。返還額については、以下の①及び②を原則としながら、特定不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響等を考慮して定めるものとする。

なお、①及び②いずれの場合も、研究機関と契約する研究の場合は当該研究機関が責任を負う。研究者個人と契約する研究の場合は研究者個人が責任

を負う。

① 未使用研究費等の返還

(ア) 当該研究全体が打ち切られたときは、当該研究機関に対し、未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は当該研究機関の自己負担とする。

(イ) 当該研究全体のうち、特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部であり、当該研究全体が打ち切られていないときは、当該研究機関に対し、上記3に掲げる研究者が行っていた研究に係る未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は当該研究機関の自己負担とする。

② 研究費全額の返還

3①及び②に掲げる者が研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な場合は、当該者に係る当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。なお、特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに委員会が判断するものとする。

(4) 研究資金への申請及び参加資格の制限

上記3に掲げる者に対して、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降、農林水産省所管の全ての研究資金への研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての申請を制限する。制限期間については、特定不正行為の重大性、悪質性及び特定不正行為への関与の度合に応じ、別表で定める基準に基づいて委員会が定める。なお、他府省所管の研究資金を活用した研究活動について特定不正行為があった者による申請についても、他府省等が行う特定不正行為に対する措置に応じて同様に取り扱うものとする。

5 措置と訴訟との関係

配分機関が行う措置と調査機関の認定に関する訴訟との関係については以下のとおりとする。

(1) 措置後に訴訟が提起された場合

配分機関が措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会が行った特定不正行為の認定について訴訟が提起された場合であっても、当該認定が不適切である等、当該措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、当該措置は継続するものとする。

(2) 措置前に訴訟が提起された場合

措置を行う前に、調査機関に設置された調査委員会による特定不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに当該措置を行うことを妨げない。当該措置を行った後の取扱いについては上記(1)によるものとする。

(3) 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合

措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会による特定不正行為の認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、直ちに当該措置は撤回される。

- ① 当該措置により研究費の返還がなされていた場合は、配分機関は、その金額を措置対象者に再交付することができる。
- ② 当該措置により研究費の打ち切りがなされていた場合は、配分機関は打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否か判断するものとする。

第5章 組織としての管理責任に対する措置

第1 組織としての責任体制の確保

研究活動における不正行為を未然に防止するとともに、不正行為の疑いのある事案が発覚した場合に適切に対応することにより、公正な研究活動を推進することが重要である。本ガイドラインでは、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境が作られるよう対応の強化を図ることを基本としており、組織として不正行為に適切に対応するための体制や規程の整備を求めている。

1 研究活動を行っている農林水産省の施設等機関及び農林水産省所管の国立研究開発法人に対する履行状況調査

- ① 研究活動を行っている農林水産省の施設等機関及び農林水産省所管の国立研究開発法人に対し、農林水産省本省における各機関の所管課は、本ガイドラインを踏まえた体制整備状況等について定期的に履行状況調査を行い、実態を適切に把握する。履行状況調査は、書面、面接若しくは現地調査又はその組み合わせによって行う。
- ② 履行状況調査の結果、当該機関の体制整備等に不備があることが確認された場合、当該機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付すなどの指導・助言を行う。
- ③ 農林水産省本省における各機関の所管課は、当該機関において管理条件に基づいた体制整備等が完了したと判断するまで、管理条件の履行状況について毎年度確認を行う。

2 研究活動における特定不正行為が発生した場合の当該研究機関に対する履行状況調査

- ① 研究活動における特定不正行為が発生した場合、当該案件に係る配分機関は、当該研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた体制整備状況等について履行状況調査を行う。農林水産省の研究資金所管課は、調査結果について報告を受けるとともに、必要に応じて自ら履行状況調査を行うことができるものとする。
- ② 履行状況調査の結果、当該研究機関の体制整備等に改善を求める必要があると配分機関及び農林水産省の研究資金所管課が判断する場合、配分機関は農林水産省の研究資金所管課と協議の上、改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付すなどの指導・助言を行う。なお、協議を受けた農林水産省の研究資金所管課は、農林水産省内の関係課（当該配分機関の所管課や特定不正行為を行った研究機関の所管課等）に協議を行うものとする。
- ③ 配分機関は、当該研究機関において管理条件に基づいた体制整備等が完了したと判断するまで、管理条件の履行状況について随時確認を行う。

第2 研究機関に対する措置

研究機関において、特定不正行為の疑いのある事案が発覚したにもかかわらず正当な理由なく調査が遅れた場合や、上記1による管理条件が履行されない場合、配分機関は農林水産省の研究資金所管課と協議の上、以下の措置を講じる。なお、協議を受けた農林水産省の研究資金所管課は、農林水産省内の関係課（当該配分機関の所管課や特定不正行為を行った研究機関の所管課等）に協議を行うものとする。措置の実施に当たっては、あらかじめ当該研究機関からの弁明の機会を設けるものとする。

- (1) 正当な理由なく調査が遅れた場合
間接経費等、交付する経費を一部削減する。
- (2) 管理条件が履行されない場合
間接経費等、交付する経費を一部削減する。本措置を決定した後も、管理条件の履行に進展が認められないと配分機関が判断した場合、当該研究機関に対する研究資金の配分を停止する。これらの措置は、当該研究機関において改善計画が履行されていると配分機関が判断した場合に解除される。

第6章 措置内容の公表

配分機関は、第4章及び第5章に掲げる措置を決定したときは、それを速やかに公表する。

第7章 措置内容等の公募要領等への記載

配分機関は、研究活動における特定不正行為を行った場合に配分機関がとる制裁的措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、研究資金の公募要領や委託契約書（附属資料を含む。）等に記載し、研究者がそれをあらかじめ承知して応募あるいは契約するように取り計らうものとする。

附 則

この改正されたガイドラインは、平成27年4月1日から適用する。

別表

研究資金への申請を制限する者		特定不正行為の程度	申請制限期間	
特定不正行為に関与したと認定された者	1 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者	当該論文等のうち内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く特定不正行為に関与したと認定された者			2～3年
特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等のうち内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	1～2年	

II. 提出書類の様式等

〔主に記載例を掲載〕

1. 委託契約・経理関係

- ・ 委託契約書標準様式
- ・ 様式Ⅱ－1 研究実施内容発表事前通知書（研究実施プレスリリース用等）
- ・ 様式Ⅱ－2 研究成果発表事前通知書（研究成果論文投稿等用）
- ・ 様式Ⅱ－3 研究成果発表事前通知書（研究成果プレスリリース用等）
- ・ 様式Ⅱ－3－2 報道発表時報告書（報道発表事後報告用等）
- ・ 様式Ⅲ－2 委託試験研究実施計画書
（別記1 物品購入計画書）
（別記2 構成員の試験研究計画）
- ・ 様式Ⅲ－3 委託試験研究実績報告書
（参考1 委託事業に係るチェックリスト（代表機関用））
（参考2 委託事業に係るチェックリスト（構成員：代表機関含む））
- ・ 様式Ⅲ－4 委託試験研究実施計画変更承認申請書
- ・ 様式Ⅲ－5 作業（業務）日誌
- ・ 様式Ⅲ－6 振込依頼書
- ・ 様式Ⅲ－7 委託試験研究概算払請求書
- ・ 様式Ⅲ－8 試験研究委託費帳簿
- ・ 様式Ⅲ－9 繰越承認申請書
- ・ 様式Ⅲ－1 1 備品購入計画変更理由書
- ・ 様式Ⅲ－1 2 委託試験研究実施計画書の変更届
- ・ 様式Ⅲ－1 3 委託等物品受入申請書
- ・ 様式Ⅲ－1 4 委託等物品使用継続申請書
- ・ 様式Ⅲ－1 5 委託等物品継続使用実績報告書
- ・ 様式Ⅲ－1 6 委託等物品廃棄許可申請書
- ・ 様式Ⅲ－1 7 委託試験研究中止（廃止）申請書
- ・ 様式Ⅲ－1 8 封印申請書
- ・ 様式Ⅲ－1 9 外国出張申請書（当初計画外）
- ・ 様式Ⅲ－2 0 外国招へい旅費申請書（当初計画外）
- ・ 様式Ⅲ－2 1 委託試験研究精算払請求書
- ・ 様式Ⅲ－2 2 権利義務承継承認申請書
- ・ 様式Ⅲ－2 3 研究機器一時使用報告書
- ・ 様式Ⅲ－2 4 リース物品の利用状況報告書
- ・ 様式Ⅲ－2 5 研究項目別の分担
- ・ 様式Ⅲ－2 6 委託業務完了届
- ・ 様式Ⅲ－2 7 返還連絡書

2. 特許等関係

- ・ 様式Ⅳ－1 確認書
- ・ 様式Ⅳ－2 発明等報告書
- ・ 様式Ⅳ－3 特許権等出願通知書
- ・ 様式Ⅳ－3－1 特許権等出願通知書（国外出願）
- ・ 様式Ⅳ－4 特許権等通知書
- ・ 様式Ⅳ－5 特許権等放棄報告書
- ・ 様式Ⅳ－6 特許権等出願取下げ報告書
- ・ 様式Ⅳ－7 特許権等実施報告書
- ・ 様式Ⅳ－8 収益状況報告書
- ・ 様式Ⅳ－9 特許権等実施申請書
- ・ 様式Ⅳ－9－1 特許権等実施申請書（国外実施）

- ・様式IV－1 0 特許権等実施許諾承認申請書
- ・様式IV－1 1 特許権等実施許諾報告書
- ・様式IV－1 2 特許権等移転承認申請書
- ・様式IV－1 3 特許権等移転報告書
- ・様式IV－1 4 著作物通知書
- ・様式IV－1 5 権利化等方針

第2章 委託業務の実施

(委託業務の実施)

第5条 乙は、実施計画書に記載された内容に従って委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも同様とする。

2 乙は、本契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって本契約に基づく業務を行わなければならない。

3 乙は、委託業務の実施中において、事故その他の委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生したときは、発生したときから7日以内にその旨を乙代表機関を通じて甲へ通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙構成員が第三者へ本契約により生ずる権利を譲渡し又は義務を承継させようとするときは、当該乙構成員は、乙構成員の全員が同意していることがわかる書類を添付した権利義務承継承認申請書(様式Ⅲ-22)を乙代表機関を通じて甲へ提出し、甲の事前承認を得なければならない。

2 前項の定めによることなく当該乙構成員が本契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡または承継させ、もしくは解散した場合又は甲がその書類の内容に不備があったと認めた場合は、当該乙構成員の権利義務は乙代表機関へ承継されたものとみなす。

3 乙構成員は、本契約により生じる乙構成員の債権について、第三者に対する譲渡又は担保の用に供する等の行為を行ってはならない。ただし、甲の事前承認を得た場合はこの限りではない。

4 乙構成員は、本契約によって得られた取得財産に対し、抵当権、質権その他の担保物権を設定してはならない。

(帳簿等の整備)

第8条 乙は、委託業務に係る経費について、専用の帳簿を備え、収入支出の額を経費項目に従って記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託期間が終了した日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

(旅費並びに人件費及び賃金)

第9条 乙は、委託費からの旅費並びに人件費及び賃金の支払いについては、いずれも第1条に定める委託業務と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該委託費を返還しなければならない。

第3章 委託業務の管理

(実績報告)

第10条 乙代表機関は、委託期間中の事業年度が終了する毎年3月31日までに、当該年度における委託業務の実施に要した費用の使用実績をまとめた「委託試験研究実績報告書(様式Ⅲ-3)」

(以下「実績報告書」という。)を作成して、甲に対し提出するものとする。

- 2 乙代表機関は、委託期間が終了する日を含む事業年度については、当該事業年度の終了日又は委託期間の終了日までのいずれか先に到来する日までに、実績報告書を作成して甲に対し提出するものとする。
- 3 甲は、第4条第2項の規定により委託費の全部または一部を概算払いした場合において、乙代表機関が当該事業年度の終了日又は委託期間の終了日までのいずれか先に到達する日までに委託業務完了届(様式Ⅲ-26)を甲に提出したときは、前二項に掲げる実績報告書の提出期限を当該期限の61日後とすることができるものとする。この場合、第21条に掲げる「確定額」は概算払した金額を上限とするものとする。
- 4 乙代表機関は、第14条、第15条又は第16条の規定により契約が解除になった場合は、その解除された日の翌日から起算して30日以内、又は委託期間の終了日のいずれか早い日までに、実績報告書を作成して甲に対し提出するものとする。

(検査及び報告の徴収)

- 第11条 甲は、乙代表機関から実績報告書を受領したときは、実績報告書の記載内容について、委託業務の契約内容に適合するものであるかどうかを速やかに検査するものとする。
- 2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができる。
 - 一 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査
 - 二 その他、甲が必要と認めた検査
 - 3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。
 - 一 実績報告書に記載された実施内容とこれに対して支出した経費との整合性
 - 二 実施計画書に対する実績報告書の内容の整合性
 - 三 第8条に掲げる帳簿、書類の整合性
 - 四 甲が委託業務に関して必要と認めるその他の事項
 - 4 甲は、第1項及び第2項の検査を乙構成員の工場、研究施設その他の関連事業所において行うことができる。
 - 5 甲が、事実確認の必要があると認めるときは、乙代表機関又は乙構成員は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。
 - 6 甲は、第4項の検査を実施しようとするときは、乙代表機関を通じて対象の乙構成員に、検査の場所と日時、甲が派遣する検査職員、その他検査を実施するために必要な事項をあらかじめ通知するものとする。
 - 7 乙代表機関又は乙構成員は、前項の通知を受けたときは、甲が指定する書類を事前に準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。
 - 8 甲が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

第4章 変更手続

(契約の変更)

- 第12条 甲又は乙代表機関は、著しい経済情勢の変動、天災地変その他やむを得ない事由により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったときは、相手方の承諾を得て契約内容を変更できるものとする。

2 甲又は乙代表機関は、委託業務の実施の途中において、委託期間、委託費の限度額又は実施計画書に定められた試験研究内容（研究代表者の所属及び氏名を除く。）の変更を行う必要が生じたときは、相手方の承諾を得て契約内容を変更できるものとする。

3 前二項のほか、日本国政府の予算又は方針の変更等により本契約の変更を行う必要が生じたときは、甲は本契約の内容を変更できる。

4 消費税率の変更に伴い契約金額が変更される場合は、変更契約書の作成を省略することができる。この場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。

（実施計画書の変更）

第13条 乙代表機関は、前条の契約変更以外で、実施計画書の収支予算又は構成員の試験研究計画を変更しようとする場合は、「委託試験研究実施計画変更承認申請書（様式Ⅲ－4）」を甲へ提出し、甲の事前承認を受けなければならない。ただし、実施計画書の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目間（直接経費から間接的経費（いわゆる一般管理費等）への流用を除く。）における直接経費総額の50%以内の流用については、この限りではない。

2 前項に規定する実施計画書に記載された内容の主要な変更を行う場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。

第5章 契約の解除

（甲の解除権）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙構成員の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。

二 乙構成員の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。

三 乙構成員が委託業務に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

四 実施計画書に定める乙構成員の研究者が、委託業務に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究成果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為。以下同じ。）を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。

五 実施計画書に定める乙構成員の研究者が、委託業務に関して公的研究費の不正使用等（研究資金の他の用途への使用又は本契約の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）があったと認定されたとき。

六 乙構成員において【特記事項1】第1条に規定する談合等の不正行為が認められたとき、あるいは【特記事項2】第3条に規定する暴力団関与の属性要件に適合する場合。

2 前項に定める場合以外において、日本国政府の予算又は方針の重大な変更に伴い、甲が委託業務の中止を決定した場合は、1か月の予告期間を定めて乙代表機関を通じて乙構成員へ通知することにより、中止を決定した日以降の契約を解除することができる。

（乙の解除権）

第15条 乙代表機関は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反しその結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(その他の契約解除)

第16条 著しい経済情勢の変動、天災地変等、本契約締結の際に予測することのできない事由であつて、甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除することができる。

(解除措置)

第17条 本契約を解除するときは、乙代表機関は「委託試験研究中止(廃止)申請書(様式Ⅲ-17)」を甲へ提出して、甲の承認を得るとともに、第4条及び第18条から第21条までの規定に準じて精算するものとする。

(違約金等)

第18条 第14条第1項に規定した甲の解除権に基づき本契約の全部又は一部を解除したときは、甲はその解除により完了できない委託業務(以下「解除部分」という。)に係る経費の支払義務を免れるとともに、乙代表機関は違約金として解除部分(解除日が属する事業年度の翌年度以降の部分を除く。)に対する契約金額の百分の十に相当する金額を、甲へ支払わなければならない。

2 甲は、甲が既に負担した費用のうち、前項により本契約の全部又は一部の解除部分に係る支払額の返還を乙代表機関へ請求するものとする。

3 乙代表機関は、第1項の違約金及び前項の返還金を甲が指定する支払期日までに支払わないときは、未払金額に対して支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

第6章 委託費の確定及び支払い

(委託費の額の確定)

第19条 甲は、乙代表機関から受理した実績報告書を遅滞なく検査し、委託業務の実施に要した経費が本契約内容に適合していると認めるときは、当該経費の額と委託費の限度額とのいずれか低い額を支払うべき額として確定(以下「確定額」という。)し、乙代表機関へ通知する。

(確定額の請求及び支払)

第20条 乙代表機関は、前条の通知を受けたときは、「委託試験研究精算払請求書(様式Ⅲ-21)」により確定額を甲に請求するものとする。ただし、既に第4条第2項に規定する概算払を受けている場合は、確定額から当該概算払の額を減じた額を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により「委託試験研究精算払請求書(様式Ⅲ-21)」を受理したときは、受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、これを乙代表機関へ支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙代表機関の「委託試験研究精算払請求書(様式Ⅲ-21)」を受理した後、その内容の全部又は一部を不当と認めるときは、その理由を明示して当該請求書を乙代表機関に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された支払請求書を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しない。

4 甲は、約定期間内に確定額を乙代表機関に支払わないときは、未払金額に対して約定期間満了の日の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した金額を遅延利息として、乙代表機関に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わ

ないことが、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金等の返還)

第21条 乙代表機関は、既に第4条第2項に規定する概算払を甲から受けた額が確定額を超えるとき（以下「過払金」という。）は、過払金を甲へ返還しなければならない。

2 乙代表機関は、過払金を甲が指定する期日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した延滞金を付して返還しなければならない。

第7章 取得財産の管理

(取得財産の帰属等)

第22条 委託業務を実施するため委託費により製造し、取得し、又は効用を増加させた財産のうち、その価額が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、乙構成員が検収した時をもって、委託期間（本委託業務が、甲が複数年度において予定する委託試験研究の一部として行われる場合には、継続的に委託業務が実施される期間をいう。以下同じ。）中は当該乙構成員に帰属するものとする。

2 当該乙構成員は、委託期間中、取得財産について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 当該乙構成員は、取得財産について他の財産と区分するために、表示票を貼付して管理しなければならない。

4 当該乙構成員は、委託期間中、取得財産を甲の許可なく委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、当該乙構成員は、取得財産のうち取得価額が50万円以上の研究機器を委託事業に支障が生じない範囲内で、一時的に他の研究開発事業に使用することができる。この場合において、当該乙構成員は次の事項を遵守するとともに、研究機器一時使用報告書（様式Ⅲ-23）を第10条に規定する乙代表機関が提出する実績報告書の提出に併せて提出するものとする。

（一）当該乙構成員が一時使用する場合には、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費を委託費から支出しないこと。

（二）当該乙構成員以外の者が一時使用する場合には、当該乙構成員は、一時使用予定者との間で、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費の取扱いについてあらかじめ取決めを締結し、かつ、一時使用は無償とし収益を得ないこと。

5 当該乙構成員は、取得財産について、甲がその引渡しを請求した場合には、これを甲に引き渡さなければならない。なお、この場合、当該取得財産の所有権の帰属その他当該取得財産の取扱いについては、甲が指示するところによる。

(取得財産の継続使用)

第23条 当該乙構成員は、委託期間が終了した後において引き続き取得財産を使用することを求める場合には、乙代表機関を通じて甲へ「委託等物品使用継続申請書（様式Ⅲ-14）」及び委託等物品の継続使用計画書（様式任意）を提出して、甲の事前承認を受けることによって取得財産を一定期間継続使用することができる。なお、この場合、当該取得財産の所有権の帰属その他当該取

得財産の取扱いについては甲が指示するところによる。

- 2 当該乙構成員は、委託業務の実施期間中に取得財産の設置場所を変更しようとするときは、乙代表機関を通じて甲へ「委託等物品受入申請書（様式Ⅲ－13）」を提出して甲の事前承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定に基づいて委託業務の実施期間終了後に取得財産を一定期間継続使用している場合に取得財産の設置場所を変更しようとするときは、同申請書を甲へ事前に提出するものとする。

（財産管理に係る費用の負担等）

第24条 当該乙構成員の取得財産の管理に要する経費のうち、委託業務の実施に要した経費として甲に認められた費用以外の費用及び委託業務の実施期間終了後又は本契約が解除された場合の解除された日以降の費用は、当該乙構成員の負担とする。

（取得財産等の弁償）

第25条 乙構成員は、取得財産又は甲から貸与された財産を滅失又は毀損（研究内容上、当然発生する毀損を除く）した場合は、発生日から原則として7日以内に乙代表機関を通じて甲へ報告するとともに、補修、部品の取替、製造等を行い、原状に復元しなければならない。ただし、甲により特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

第8章 成果の取扱・知的財産権

第1節 定義

（用語の定義）

第26条 この章において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路配置利用権、著作権及び不正競争防止法に係わるノウハウ等の営業秘密を使用する権利をいう。また、これらの特許権等を受ける権利を含む。
- 二 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権をいう。また、これらの産業財産権を受ける権利を含む。
- 三 「ノウハウ」とは、技術情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものをいう。
- 四 「通常実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした通常実施権、並びに育成者権及び回路配置利用権を対象とした通常利用権をいう。
- 五 「専用実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした専用実施権、並びに育成者権及び回路配置利用権を対象とした専用利用権をいう。
- 六 「試験研究成果」とは、委託業務を実施した結果得られた成果をいう。

第2節 成果の取扱い

（成果報告書の提出）

第27条 乙代表機関は、委託業務終了時（委託業務を中止、又は廃止したときを含む。）に、委託試験研究成果報告書（以下「成果報告書」という。）を作成し、書面と電子ファイルとを各1式甲へ遅滞なく提出するものとする。

- 2 成果報告書には、乙構成員が委託業務を実施することによって得られた成果の詳細、実施計画書に定められた委託業務の目的に照らした達成状況、及び成果の公表に係わる情報、発明並びにその他の技術情報を的確に整理して記載するものとする。

- 3 乙代表機関は、委託業務により作成し甲に提出する成果報告書及びこれに係わる著作物については、提出後に「著作物通知書（様式Ⅳ－１４）」を甲へ遅滞なく提出しなければならない。
- 4 甲は、成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料の提出を乙代表機関へ求めることができる。

（著作権等の保証）

- 第28条 乙構成員は、甲に対し、研究成果報告書が第三者の権利（著作権、肖像権等を意味し、産業財産権は除く。次項において同じ。）を侵害していないことを保証するものとする。
- 2 成果報告書に関して第三者から権利の侵害等の主張があったときは、成果報告書に係る記載について第三者から当該主張を受けた乙構成員はその全責任を負う。ただし、乙構成員が甲の指示に従った結果、第三者から権利の侵害等の主張があったとき（乙構成員が、甲の指示に従えば第三者の権利を侵害するおそれがあることを知りながらその旨を甲に告げなかったときを除く。）は、この限りではない。
 - 3 乙構成員は、成果報告書に記載した内容に関連した事業を行う場合、第三者の産業財産権の侵害とならないよう、十分な調査を行うものとする。また、第三者から産業財産権の侵害の主張があったときは、当該乙構成員はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、当該乙構成員がその全責任を負う。ただし、乙構成員が甲の指示に従った結果、第三者から権利の侵害等の主張があったとき（乙構成員が、甲の指示に従えば第三者の権利を侵害するおそれがあることを知りながらその旨を甲に告げなかったときを除く。）は、この限りではない。

（成果の公表等）

- 第29条 乙構成員は、委託期間中又は委託期間終了後において、未出願又は未公開の特許権等、未公開論文及び秘匿すべきノウハウに係るもの以外の委託業務で得られた成果を適切に発表又は公開することとする。
- 2 乙構成員は、委託期間中又は委託期間終了後において、委託業務で得られた成果を甲以外の者へ提供しようとするときは、「研究成果発表事前通知書（様式Ⅱ－２又は３）」を乙代表機関を通じて甲へ事前に提出しなければならない。
 - 3 成果を公表する場合は、委託業務による成果であることを明示し、又は口頭で発表しなければならない。
 - 4 甲は、委託期間終了後、試験研究の成果を公表するものとする。ただし、乙構成員が業務上の支障があるため、甲に対して成果を公表しないよう申し入れたときは、甲は、乙構成員の利害に関係ある部分についてはその成果を公表しないことができる。

第3節 知的財産権

（委託業務の成果に関する内部規則の整備等）

- 第30条 乙は、「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月農林水産技術会議決定）に基づき、知的財産の管理を行うものとする。
- 2 乙構成員は、乙構成員の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が委託業務を実施した結果得られた成果に係る国内外における特許権等を受ける権利を従業員等から乙構成員へ帰属させる旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業員等との間で締結しなければならない。職務発明規程等によって乙構成員への帰属が既に定められ、本委託業務に適用できる場合はこの限りではない。

(委託業務の成果に関する不正な流出の防止)

第31条 乙構成員は、委託業務を実施した結果得られた成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。

2 乙構成員は、第三者へ不正に成果の流出があった場合には、乙代表機関を通じて遅滞なく甲へ報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処するものとする。

(ノウハウの指定)

第32条 乙代表機関は乙構成員と協議の上、試験研究成果のうち、秘匿すべきノウハウについて指定することができるものとする。その際には、乙代表機関はそのことを甲に報告するものとする。

2 前項の秘匿すべき期間は、甲と乙代表機関及び乙構成員とが協議し決定するものとし、原則として当該事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

3 第1項において指定したノウハウについて、指定後に必要があるときは、甲と乙代表機関及び乙構成員とが協議の上、秘匿すべき期間を延長し又は短縮することができるものとする。

(特許権等の帰属)

第33条 乙構成員が委託業務を実施することで発明等を行い、次の各号の全てを約する特許権等の帰属に係る「確認書(様式IV-1)」を乙代表機関が甲へあらかじめ提出した場合、甲は、乙構成員から委託業務に係る特許権等を譲り受けない。なお、乙構成員間の共同研究によって発生した特許権等は、当該乙構成員間で共同出願契約を締結した上で、当該乙構成員間で共有できるものとし、持分は特許権等の発生寄与度等に応じて当該乙構成員の間で協議して決定するものとする。

乙代表機関が甲へ確認書を提出しない場合は、甲が必要と判断した乙構成員の特許権等について、甲は乙構成員から無償で譲り受けるものとする。

一 乙構成員は、委託業務による発明等を行ったとき、特許権等の出願若しくは申請(以下「出願等」という。)を行ったとき、登録若しくは品種登録を受けたとき又は著作物を創作したときは、第34条及び第35条にそれぞれ規定する各通知書・報告書等を定められた期間内に甲へ提出して報告すること。

二 主務大臣(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第22条第1項に規定する主務大臣をいう。)の要請に応じて、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙構成員は、乙構成員に帰属した当該特許権等を無償実施又は利用する権利を甲又は甲の指定する者に許諾すること。

三 乙構成員に帰属した当該特許権等が相当期間実施されておらず、かつ、当該特許権等を相当期間実施していないことについて正当な理由が認められないと甲が認める場合において、甲がその理由を明らかにして求めるときには、乙構成員は当該特許権等を利用する権利を第三者へ許諾すること。

四 乙構成員は、第36条の規定を遵守すること。

2 前項の規定により甲が乙構成員に当該特許権等の帰属を認めた後、乙構成員が正当な理由無く前項各号のいずれかに該当しないと甲が認めるときは、乙構成員は当該特許権等を甲へ無償で譲渡

しなければならない。

3 乙構成員は、第1項の規定により甲が乙構成員に当該特許権等の帰属を認めた後、当該発明に係る出願等を行う場合は、出願等に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願等である旨を表示しなければならない。この表示を怠ったことが判明し、かつ、甲の指導に従わないときは、第1項の規定にかかわらず、当該特許権等を無償で甲へ譲り渡さなければならない。

4 乙構成員は、成果報告書及びその他これに類する甲に提出された著作物に係わる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲へ許諾したものとす。

5 乙構成員が、自らの諸事情又は不正行為等を行ったため、若しくは実施計画書の見直し等にもない乙を委託期間中に脱退する場合は、甲又は他の乙構成員は、当該乙構成員が委託費によって委託期間中に得た成果に係る特許権等を無償で利用する権利又は無償で再実施権付実施許諾を受ける権利を有するものとする。なお、当該特許権等には、特許権等を受ける権利を含む。

また、乙を脱退した乙構成員が委託業務の成果に係る特許権等を維持する場合、当該乙構成員は、乙脱退後であっても当該特許権等に係る出願、実施、許諾、移転又は放棄等を行うときは、本契約に規定する成果の守秘義務及び取扱い規定に基づいてこれを行わなければならない。

(発明・出願の通知)

第34条 乙構成員は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、特許権等（本条では著作権、ノウハウを除く。）の出願又は申請を行う前に、当該発明等の内容を記載した「発明等報告書（様式IV-2）」を乙代表機関を通じて甲へ提出して報告しなければならない。

2 乙構成員は、国内において委託業務の成果に係る特許権等の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請番号、出願日又は申請日、出願人又は申請人名及び発明等の名称等が確認できる書類の写しを添付して「特許権等出願通知書（様式IV-3）」を出願又は申請の日から60日以内に乙代表機関を通じて甲へ提出しなければならない。

国外において委託業務の成果に係る特許権等の出願若しくは申請を行うとき、又は国内出願を行った後の定められた期間内に優先権を主張した国外への出願若しくは申請を行うときは、出願若しくは申請を行う前に、「特許権等 出願通知書（国外出願）（様式IV-3-①）」を乙代表機関を通じて甲へ提出しなければならない。

(出願後の状況通知)

第35条 乙構成員は、委託業務の成果に係る特許権等（本条では著作権、ノウハウを除く。）の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称等が確認できる書類の写しを添付して「特許権等通知書（様式IV-4）」を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に乙代表機関を通じて甲へ提出しなければならない。

(特許権等の実施、許諾、移転、放棄)

第36条 委託業務の成果に係る特許権等を実施した場合であって、以下の各号に該当するときには、乙構成員は「特許権等実施報告書（様式IV-7）」を乙代表機関を通じて甲へ遅滞なく提出して報告しなければならない。

- 一 第33条第1項に基づいて乙構成員へ帰属した特許権等を当該乙構成員が自己実施したとき。
- 二 第33条第1項に基づいて乙構成員へ帰属した特許権等であって、当該乙構成員が第三者へ実

施承諾したとき又は移転した当該特許権等を当該第三者が実施したとき。

- 三 当該特許権等の再実施承諾又は再移転を受けた者が当該特許権等を実施したとき。
- 2 乙構成員は、委託業務の成果に係る特許権等について、自ら又は乙構成員から承諾を受けた者が国外で実施する場合には、「特許権等実施申請書（国外実施）（様式Ⅳ－9）」を乙代表機関を通じて甲へ提出して、甲の事前承認を受けなければならない。当該特許権等の再実施承諾を受けた者が当該特許権等を実施するときも同じとする。
- 3 乙構成員は、自らに帰属した委託業務の成果に係る特許権等について、第三者に対して独占的通常実施権の承諾若しくは専用実施権の設定を行おうとする場合、又は専用実施権の移転を行おうとする場合にあつては、「特許権等実施承諾承認申請書（様式Ⅳ－10）」を乙代表機関を通じて甲へ提出して、甲の事前承認を得なければならない。

乙構成員は、甲の事前承認を得て実施権の承諾若しくは設定又は移転を行った後に、その事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等実施承諾報告書（様式Ⅳ－11）」を乙代表機関を通じて甲へ遅滞なく提出して報告するものとする。
- 4 乙構成員は、自らに帰属した委託業務の成果に係る特許権等について、第三者に対して非独占的通常実施権の承諾を行う場合は、甲への事前承認申請は必要とせず、承諾後にその事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等実施承諾報告書（様式Ⅳ－11）」を乙代表機関を通じて甲へ遅滞なく提出して報告するものとする。
- 5 前項にかかわらず、乙構成員は、自らに帰属した特許権等について、国外で第三者に対して非独占的通常実施権に係る実施承諾を行おうとするときは、乙代表機関を通じて甲へ事前に協議を行うものとする。
- 6 第33条第1項に基づいて乙構成員へ帰属した特許権等を第三者へ移転しようとする場合は、乙構成員は「特許権等移転承認申請書（様式Ⅳ－12）」を乙代表機関を通じて甲へ提出して、甲の事前承認を得なければならない。

甲の事前承認を得て当該特許権等を第三者へ移転した場合には、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等移転報告書（様式Ⅳ－13）」を乙代表機関を通じて甲へ遅滞なく提出して報告するものとする。
- 7 第3項に記載した実施権の承諾若しくは設定又は移転又は第6項に記載した特許権等の移転について、当該特許権等の活用に支障を来すおそれがない場合であつて、下記各号に該当するときは、申請書の提出を省略して報告書のみ提出するものとする。
 - 一 乙構成員である当該特許権等権者の合併又は分割によって当該特許権等が移転される場合
 - 二 乙構成員である当該特許権等権者が株式会社であつて、その子会社又は親会社に当該特許権等の移転又は専用実施権の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）をする場合
 - 三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者へ移転等をする場合
 - 四 技術研究組合が組合員へ当該特許権等の移転等をする場合
- 8 特許権等を共有する乙構成員が自己の有する持分を放棄しようとするときは、甲、乙代表機関及び他の共有者へ書面で事前通知するものとし、当該持分は他の共有者の寄与度に応じて他の共有者が無償で承継するものとする。
- 9 乙構成員は、委託業務によって得られた特許権等（ノウハウを除く）を放棄しようとする場合は「特許権等放棄報告書（様式Ⅳ－5）」を乙代表機関を通じて甲へ事前に提出して報告しなければならない。また、出願・申請中の特許権等（ノウハウを除く）を取り下げようとする場合は「特許権等出願取下げ報告書（様式Ⅳ－6）」を乙代表機関を通じて甲へ事前に提出して報告するものと

する。

10 乙解散後は、本条項に記載された乙代表機関が行う諸手続きを、当該特許権等に係わる乙構成員が自ら行う。

(特許権等の第三者との共同出願)

第37条 乙構成員が乙構成員以外の第三者を委託業務の成果に係る特許権等（本条では著作権、ノウハウを除く。）の共同出願人に加えようとするときは、以下の各号の要件を満たさなければならない。

- 一 乙構成員は、第34条第1項に規定した「発明等報告書（様式IV-2）」を乙代表機関を通じて甲へ提出する際に、第三者を共同出願人に加える必要性を示す理由書（様式任意）を併せて提出すること。
- 二 出願日までに、当該乙構成員と当該第三者との間で特許権等の持ち分を峻別した共同出願契約が締結されていること。
- 三 当該共同出願契約において、本契約における秘密の保持及び特許権等に係る規定について、当該乙構成員を当該第三者に読み替えて適用することが規定されていること。また、その旨が「発明等報告書（様式IV-2）」に記載されていること。
- 四 当該乙構成員と当該第三者との共同出願が、より広い権利を得ることを目的として委託業務以外の成果を含む出願である場合は、「発明等報告書（様式IV-2）」の中で委託業務の成果と委託業務以外の成果とを峻別して記載していること。

(著作権の利用等)

第38条 乙構成員は、第33条第4項に規定した著作物の甲及び第三者による利用について、著作人格権を行使しないものとする。また、乙構成員は、著作者が乙構成員以外のものであるときは、当該著作者が著作人格権を行使しないように必要な措置をとらなくてはならない。

2 乙構成員は、委託業務の成果によって生じる著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

(準用)

第39条 著作権の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものであって、甲が特に指定するものについては、第33条及び第36条の規定を準用する。

(技術情報の封印等)

第40条 乙構成員は、乙構成員が必要とする場合は、本契約の締結時に既に所有している技術情報であって重要なものを記録し、封印申請書を乙代表機関を通じて甲に提出するものとする。

- 2 前項の申請書の提出があったときは、甲及び乙構成員は、両者立ち会いの上封印を実施するものとする。
- 3 封印された記録は乙構成員が保管し、封印された記録のリストを甲及び乙構成員が各々保管するものとする。
- 4 前条の規定により甲が指定した技術情報の帰属について乙構成員から異議の申し出があったときは、甲及び乙構成員両者立会の上、封印した技術情報のうち当該申し出に係る技術情報を開封することができるものとし、開封後は速やかに再封印するものとする。
- 5 甲は、前項の開封の結果、前条の規定により指定した技術情報が乙構成員に帰属すると認めた

ときは、当該技術情報の指定を解除するものとする。

6 甲は、開封により知り得た技術情報を使用し、第三者に漏らしてはならない。

7 前条の規定により甲が指定した技術情報の帰属について乙構成員からの異議の申し出がなかったときは、甲及び乙構成員は、第2項の規定により実施した封印を解除するものとする。

(収益納付等)

第41条 乙構成員は、試験研究成果により収益が生じた場合には、収益状況を記載した「収益状況報告書(様式IV-8-1)」を、委託事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間、各年度末の翌日から起算して90日以内に乙代表機関を通じて甲に対し提出するとともに、甲が相当の収益が生じたと認めたときは、甲の指示により次の算式により算出される金額を甲に対し納付しなければならない。

納付額 = (収益額 - 控除額) × (委託費の確定額の総額 / 企業化に係る総費用) - 納付累計額

2 前項の算式中に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

収益額 試験研究成果に係る製品・部品等ごとに算出される営業利益(売上高 - 製造原価 - 財産管理費等)の累計額

控除額 企業化に係る総費用のうち乙構成員が自己負担によって支出した製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額

委託費の確定額の総額 委託業務に必要な経費として第19条に基づき確定された委託費の総額

企業化に係る総費用 委託費の確定額の総額及び製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額

納付累計額 (前年度までに収益納付を行っている場合の)累計額

※収益額 - 控除額 < 0 となる場合は、収益納付は不要。

※納付額は、委託費の確定額の総額の範囲内とする。

3 乙構成員は、委託期間中の各年度に本委託事業の実施に伴い収入が生じた場合(第1項に規定する試験研究成果による収益を除く)には、収入状況を記載した「収入状況報告書(様式IV-8-2)」を、当該事業年度末の翌日から起算して90日以内に乙代表機関を通じて甲に対し提出するとともに、甲が相当の収入を生じたと認めたときは、甲の指示により次の算式により算出される金額を甲に対し納付しなければならない。

納付額 = 収入額 × 委託費利用割合

4 前項の算式中に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

収入額 当該年度の委託事業の実施に伴って得られた金額のうち当初の委託費の算定に織り込んでいなかったものの合計

委託費利用割合 当該収入を得るために要した経費に占める委託費の割合

※納付額は、当該年度の委託費の確定額の範囲内とする。

第9章 雑則

(不正申請又は不正行為に対する対応等)

第42条 乙構成員は、農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン(平成18年12月15日18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「研究不正対応ガイドライン」という。)に示す研究倫理教育を受けた研究者により委託業務の研究を実施しなければならない。

2 乙構成員は、研究不正対応ガイドラインに示す特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)を行っては

ならない。

- 3 乙構成員は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年10月1日19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「公的研究費管理ガイドライン」という。）による研究資金を適正に管理するために必要な体制整備に努めなければならない。
- 4 甲は、乙構成員が本契約の締結に際しての不正の申請（以下「不正申請」という。）又は委託業務の実施に当たっての不正、不当な行為若しくは第2項の特定不正行為（以下「不正等行為」という。）をした疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部調査を指示することができる。
- 5 乙構成員は、前項の指示を受けたときには、その内部調査の結果を書面により、乙代表機関を通じて甲に報告しなければならない。
- 6 甲は、不正申請又は不正等行為の有無を確認するため、前項の報告の内容を精査するに当たり、必要と認めるときは、乙構成員に通告の上、乙構成員の施設等に立ち入り、調査（以下「立入調査」という。）をすることができる。
- 7 甲は、第5項による報告が著しく遅滞している場合など、特に必要があると認めるときは、前三項の規定にかかわらず、内部調査を経ずに立入調査をすることができる。
- 8 甲は、第5項の報告の精査又は前二項の立入調査の結果、不正申請又は不正等行為が明らかになったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙代表機関を通じて乙構成員に請求できる。
- 9 甲は、不正申請又は不正等行為の事実が確認できたときは、氏名及び当該事実の内容を公表することができる。
- 10 甲は、不正等行為の事実が確認できたときは、研究不正対応ガイドライン若しくは公的研究費管理ガイドラインの体制整備状況等について履行状況調査を行うことができる。
- 11 甲は、前項の履行状況調査の結果、乙構成員の体制整備等に改善を求める必要があると判断する場合は、乙構成員に対して改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付すことができる。
- 12 甲は、前各項のほか、契約の適正化を図るための必要な措置を講じることができる。

（加算金）

第43条 甲は、前条第8項の規定に基づく返還金に対して、加算金を付加するものとする。

2 加算金は、返還金に係る委託費を乙代表機関が受領した日の翌日から起算し、返還金を納入した日までの日数に応じ、年利5%の割合により計算するものとする。

（秘密の保持）

第44条 乙構成員、従業員等及び委託業務に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの委託期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- 一 知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
- 二 知得した後、乙の責めによらず公知となった情報
- 三 秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 四 甲から開示された情報によることなく独自に開発して得たことを証明できる情報
- 五 事前協議により、甲の同意を得た情報

(個人情報に関する秘密保持等)

第45条 委託事業従事者は、委託業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(個人情報の複製等の制限)

第46条 乙構成員は、委託業務を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出ししてはならない。

(個人情報漏えいなどの事案の発生時における対応)

第47条 乙構成員は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が生じた旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託業務終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第48条 乙構成員は、委託業務が終了したときは、委託業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読できないよう情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(個人情報の保護)

第49条 甲は、乙構成員の研究課題データのほか、研究者の個人情報を取り扱う際にはプライバシーの保護に十分に配慮し、法令その他の規範を遵守するものとする。

(事故の報告)

第50条 乙構成員は、委託業務において毒物等の滅失や飛散など、人体等に影響を及ぼす恐れがある事件、事故等が発生した場合は、事故の内容を事故が発生したときから7日以内に乙代表機関を通じて甲へ報告しなければならない。

(賠償責任)

第51条 甲は、委託業務の実施に起因して生じた乙構成員の財産、従業員及び臨時雇用者等の損害並びに第三者に与えた損害に対し、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の損害賠償の責を負わないものとする。

2 委託期間終了後においても同様とするものとする。

(協力事項)

第52条 乙構成員は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について甲に協力するものとする。

- 一 委託業務に係る試験研究の成果について行う評価及び委託業務終了後一定期間経過後に行う追跡調査に係る資料の作成、情報の提供及びヒアリングへの対応並びに委員会等への出席等
- 二 甲が開催する成果報告会における報告及びそれに伴う資料の作成等委託業務で得られた成果に係る普及並びに国民理解の促進に関する取組

(乙の解散に係る権利義務の承継)

第53条 乙は、乙が解散することとなった場合には、その権利義務を承継することとなる者について、書面により、全構成員が同意していることがわかる書類を添付した上で、甲に報告しなければならない。当該報告書が提出されないまま乙が解散した場合、又は甲がその内容に不備があったと認めた場合には、乙の権利義務は、甲との関係において乙代表機関に承継されたものとみなすものとする。

(存続条項)

第54条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第14条、第15条若しくは第16条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

- 一 各条項に期間が定めてある場合においては、その期間効力を有するもの
第8条第2項、第11条第8項、第32条第2項、第41条第1項及び第3項。
- 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
第23条第1項及び第3項、第27条から第29条、第33条から第39条、第42条、第52条。
- 三 その他
第44条に規定する業務上の秘密及び第45条から第47条に規定する個人情報の取扱い。

(雑則)

第55条 第1条、第4条第3項、第5条第3項、第7条第1項、第10条、第13条、第17条、第23条第1項及び第2項、第25条、第27条第1項及び第3項、第29条第2項、第31条第2項、第33条第1項、第34条、第35条、第36条第1項から第4項まで及び第6項から第9項まで、第37条、第39条、第40条第1項、第41条第1項及び第3項、第42条第5項、第47条、第50条、第53条の報告又は提出は、甲の所長に行うものとする。

(疑義の解決)

第56条 前各条のほか、本契約に関して疑義を生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、この契約に関し、乙構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。併せて、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙構成員又は乙構成員の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙構成員又は乙構成員の代理人（乙構成員又は乙構成員の代理人が法人の場合にあっては、その役員、使用人その他従業員を含む。次条第1項第4号及び第2項第2号において同じ。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙構成員は、この契約に関して、乙構成員又は乙構成員の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙構成員又は乙構成員の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙構成員又は乙構成員の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙構成員又は乙構成員の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙構成員又は乙構成員の代理人に係る刑法第96条の6又は第198条若しくは独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号の規定により確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙構成員又は乙構成員の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

【特記事項2】

（暴力団関与の場合の属性要件に基づく契約解除）

第3条 甲は、乙構成員が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合

は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（暴力団関与の場合の行為要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙構成員が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（暴力団が関与していない旨の表明確約）

第5条 乙構成員は、第3条の各号及び第4条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

（暴力団関与の場合の損害賠償）

第6条 甲は、第3条又は第4条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙構成員に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。

- 2 乙構成員は、甲が第3条又は第4条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙構成員が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙構成員は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第3項に規定する場合において、乙構成員が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙構成員の代表者であった者又はその構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙構成員の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して違約金の支払を行わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合に

研究実施内容発表事前通知書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

コンソーシアム名 : コンソーシアム方式でない場合は「コンソーシアム名:」
を削除。

代表機関又は機関名 : コンソーシアム方式の場合はコンソーシアム代表機関名。

代表者名 : コンソーシアム方式の場合はコンソーシアム代表者名、
役職名も記す。

研究代表者名 :

「○○○○○事業(○○○○○○○○○○・・・)」により実施している次の試験研究計画の研究実施内容を、
下記により発表したいので(コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記)提出します。

試験研究計画名 : 「契約書に記載されている試験研究計画名を記入する。」

研究実施機関名 :

研究実施者名 :

記

1. 研究実施内容の発表形態

次の4つの方法のうち該当するものを選びチェックを入れ、その内容を記入する。

- マスコミ取材
- プレスリリース等
- HPへの掲載(生研センターHPの掲載も含む)
- イベント開催等(※具体的に記述すること。)
- その他(※具体的に記述すること。)

2. 発表タイトル及び発表者(全員)氏名

- ①マスコミ取材の場合は、マスコミ名、取材者及び取材対応者名を記述する。
- ②プレスリリースの場合には、発表タイトル及び発表者氏名を記述する。
- ③HPへの掲載の場合には、掲載タイトル及び著者名を記述する。

3. 発表内容

- ①マスコミ取材の場合は、取材日、取材記事掲載予定日を記述する。
- ②プレスリリースの場合には、「別紙のとおり」と記載し、プレスリリースの原稿を添付する。

- ③HPへの掲載の場合には、発表内容の要旨を本葉又は別紙に簡潔に記載する。また、生研センターHP以外に掲載する場合、可能であれば原稿を添付する。
- ④イベント開催等の場合は、開催要領（案）を添付する。

研究成果発表事前通知書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

コンソーシアム名：(注:単独機関の場合は削除してください)

所属機関名：

研究代表者氏名：

「○○○○○事業（○○○○○○○・・・）」により実施している次の試験研究計画の研究成果を、下記により発表したいので提出いたします。

試験研究計画名：

所属機関名：

研究実施者氏名：

記

1. 研究成果の発表形態

次の3つの方法のうち該当するものを選び、その内容を記入する。

- 学術論文投稿：投稿学術誌名
- 学会発表（ポスター発表を含む。）：学会名、開催時期及び開催場所
- その他：(商業誌の総説等への記事掲載等、具体的に記述すること。)

2. 発表タイトル及び発表者（全員）氏名

論文投稿の場合には、論文のタイトル及び著者名（論文に掲載する順に）を記述する。学会発表の場合には、発表タイトル及び発表者氏名を記述する。

3. 発表内容

論文投稿の場合には、必ず謝辞を記載した部分を提出するとともに、発表内容の要旨を本業又は別紙に簡潔に記載し、可能であれば論文原稿を添付する。学会発表の場合には、「別紙のとおり」と記載し、発表要旨の原稿を添付する。

4. 特許権等との関係

(発表内容が、特許権等に関係する可能性の有無について記入する。)

研究成果発表事前通知書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

コンソーシアム名 : コンソーシアム方式でない場合は「コンソーシアム名:」
を削除。
代表機関名又は機関名 : コンソーシアム方式の場合はコンソーシアム代表機関名。
代表者名 : コンソーシアム方式の場合はコンソーシアム代表者名、
役職名を記す。
研究代表者名 :

「○○○○○事業(○○○○○○○・・・)」により実施している次の試験研究計画の研究成果を、下記により発表したいので(コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記)提出します。

試験研究計画名 : 「契約書に記載されている試験研究計画名を記入する。」
(担当する研究項目名を併記することも可)

研究実施機関名 :
研究実施者名 :

記

1 研究成果の発表形態

次の4つの方法のうち該当するものを選び印を付けて下さい。

- 雑誌等への記事掲載 :
雑誌名、取材予定日・場所、掲載予定日等を具体的に記入する。
(商業誌への記事掲載等は様式Ⅱ－2を使用する。)
- マスコミ取材 :
マスコミ名、取材者、取材予定日時、記事掲載予定日・発表予定日等を具体的に記入する。
- プレスリリース等 :
発表の場所、予定日時を記入する。
- その他 :
具体的に記述すること。(論文投稿、学会発表は様式Ⅱ－2を使用する。)

2 発表タイトル

3 発表者、取材対応者

記事掲載の場合は著作者名を記入する。

取材対応、プレスリリースの場合は対応者全員の名を記入するが、実際に取材対応する者あるいは発表する者には「○」を付して区別して記入する。

4 発表内容

雑誌等へ記事を掲載する場合は、記事の要旨を本葉又は別紙に簡潔に記載し、記事の原稿のコピーを可能であれば添付する。

マスコミ取材又はプレスリリースの場合は、発表内容の要旨を本葉又は別紙に簡潔に記載し、発表原稿のコピー或いは提示資料又はそのコピーを可能であれば添付する。

発表には謝辞が必要です。該当するものに印を付けて下さい。

謝辞は 資料、掲載記事等に明記します。

口述します。(謝辞を記す紙面がない、余白がない場合のみ可。)

5 特許権等との関係

発表内容が、特許権等に関係する可能性の有無について記入する。

特に、特許申請事案については、発明の新規性が喪失されることが無いかどうか留意すること。(特許法第30条を参照。)

報道発表事後報告書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

コンソーシアム名 : コンソーシアム方式でない場合は「コンソーシアム名:」
を削除。
代表機関名又は機関名 : コンソーシアム方式の場合はコンソーシアム代表機関名。
代表者名 : コンソーシアム方式の場合はコンソーシアム代表者名、
役職名を記す。
研究代表者名 :

「○○○○○事業(○○○○○○○○・・・)」により実施している次の試験研究計画の研究内容・成果を、
下記により報道発表が行われたので(コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記)提出し
ます。

試験研究計画名 : 「契約書に記載されている試験研究計画名を記入する。」
(担当する研究項目名を併記することも可)

研究実施機関名 :
研究実施者名 :

記

1 研究成果の発表形態

次の4つの方法のうち該当するものを選び、印を付けて下さい。

- 新聞への記事掲載 :
新聞名(朝刊又は夕刊)、掲載日、掲載頁等を具体的に記入する。
- 雑誌等への記事掲載 :
雑誌名、発売日、掲載頁等を具体的に記入する。
- テレビ又はプレスリリース等 :
マスコミ名、番組名、放送日時等を具体的に記入する。
- その他 :
具体的に記述すること。

2 発表タイトル

3 発表者

4 発表内容

発表した研究内容又は成果の要旨を本葉又は別紙に簡潔に記載し、要旨がわかる資料(現物のコピー
など)を添付する。

委託試験研究実施計画書

1 試験研究内容

(1) 委託試験研究計画名

(2) 委託試験研究計画の目的及び概要

1) 目的

2) 概要

(3) 委託試験研究の主な実施場所

(4) 委託試験研究の開始及び完了の時期

開始：平成 年 月 日

完了：平成 年 月 日

(5) 研究代表者の所属及び氏名

2 平成 年度の収支予算等

(1) 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
委 託 費	円	消 費 税 円を含む。

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
直接経費	円	人件費 円 謝金 円 旅費 円 試験研究費 円
間接的経費（いわゆる 一般管理費）		直接経費の30%以内
消費税等相当額		非課税、不課税及び免税取引に係る消費税等
合 計		

様式Ⅲ-2(別記1)
 (2)物品購入計画

品名	規格	員数	購入予定		所有機関	備考
			単価	金額		
○○○○○○	○○社製 ○○○-○○○○	1台	1,200,000	2,400,000	○○大学	購入
△△△△△	△△社製 △△△-△△△△	2台	1,200,000	2,400,000	△△株式会社	ファイナンスリース 48ヶ月分 ¥9,600,000 (2台分)
		合計				

注)リースによる物品の導入についても記載願います(レンタルについては記載不要です)。その際、単価及び金額についてはリース料総額のうち該当年度の額を記載願います。また備考欄にリースの種類(ファイナンス又はオペレーティングリース)、リース期間月数及びリース料総額を記載願います。所有機関欄については、リース会社ではなく、リース料金を支払っている機関を記載願います。

様式Ⅲ-2(別記2)
 (3) 構成員の試験研究計画

ア 担当試験研究名	イ 構成員名		ウ 構成員の試験研究内容及び委託費の限度額
	住所		委託費の限度額: 円
	名称		
	住所		委託費の限度額: 円
	名称		
	住所		委託費の限度額: 円
	名称		

<記載例>
(様式Ⅲ-3)

委託試験研究実績報告書

平成30年 3 月 30 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住 所)
(コンソーシアム名) ※単独機関の場合は記載する必要はない。
(代表機関名)
(代表者) ←※契約書記載の代表者名とすること。 印

〇〇年度委託事業について、下記のとおり実施したので、その実績を報告します。
なお、併せて委託費金〇,〇〇〇,〇〇〇円の交付を請求します。
※なお書きは、実績報告書で精算払請求する場合だけ記載すること。

1 事業の実施状況

(1) 試験研究計画名

〇〇〇〇〇〇 ←※委託研究契約書に記載されている試験研究計画名を記載すること。

(2) 委託試験研究の開始及び完了の時期

開始:平成〇〇年〇月〇日 ←※当該年度の事業実施期間を記載すること。

完了:平成〇〇年〇月〇日

(3) 委託試験研究の研究代表者の所属及び氏名

××大学××研究センター 生研 太郎 ←※研究代表者の所属・氏名を記載すること。

(4) 委託試験研究の成果

委託試験研究成果報告書のとおり

2 収支精算

収入の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
委託費	円 21,100,000	円 21,100,000	円	円	
自己負担額	200,000		200,000		
合 計	21,300,000	21,100,000	200,000		

支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
直接経費	円 17,800,000	円 17,600,000	円 200,000	円	人件費 2,000,000 円 謝金 100,000 円 旅費 700,000 円 試験研究費 15,000,000 円
間接的経費(いわゆる一般管理費)	3,000,000	3,000,000			←※契約書の収支予算の表に記載されている区分名を記載すること。
消費税等相当額	500,000	500,000			
合 計	21,300,000	21,100,000	200,000		

3 物品購入実績

品名	規格	員数	購入金額		所有者	備考
			単価	金額		
DNAシーケンサー	〇〇社製 型式等	1式	円 12,600,000	円 12,600,000	〇〇大学	
△△△△△△	△△社製 △△△-△△△△	2台	1,200,000	2,400,000	△△株式会社	ファイナンスリース48ヶ月分 ¥9,600,000(2台分)
計				15,000,000		

4 取得した試作品等

試作品名	構成	仕 様	製造又は 取得価格	所有権者 (試作品の所 在地)	資産計上し た場合の年 月	備 考
〇〇〇システム		〇〇〇〇	1,631,000	〇〇大学	未計上	〇年度に 資産計上予定
	ベース車体	A社製 ABC-123	1,230,000			
	センサー	B社製 DEF	45,000			
	〇〇装置	C社製 G-012	67,000			
	〇〇装置	C社製 G-345	89,000			
	〇〇加工 外注	〇〇製作所	200,000			
計			1,631,000			

(記載要領)

- ・試作品等が複数の部分により構成される場合には、その部分を試作品等の内訳として記載すること。
- ・「製造又は取得価格」欄は、当該試作品等の直接材料費の額を記載すること。
- ・「資産計上した場合の年月」欄は、各年度中に資産計上した場合に記載すること。
- ・「備考」欄には、委託先において、事業終了までに試作品等を完成品として資産計上する予定がある場合に、その旨を記載すること。

委託事業に係るチェックリスト
コンソーシアム代表機関

委託事業名		コンソーシアム名 代表機関名		
		試験研究 計画名		
契約期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日		
主な項目		チェック	チェックに関するコメント	
構成員から提出された 実績報告書について	構成員から以下の実績報告書及び関係書類の提出を受けているか。 ・実績報告書 ・委託事業に係るチェックリスト ・帳簿 ・作業日誌 ・出張報告書(又は出張伺い) ・研究機器一時使用報告書(様式Ⅲ-23) ・リース物品の利用状況報告書(様式Ⅲ-24)			
	構成員から提出があった実績報告書と帳簿の計数の照合の結果は妥当であったか。			
	構成員から提出があった帳簿の内容は妥当であったか。			
	構成員から提出があった作業(業務)日誌の内容は妥当であったか。			
	構成員から提出があった出張報告書(又は出張伺い)の内容は妥当であったか。			
	構成員から提出があった委託事業に係るチェックリストの内容は妥当であったか。(空欄は無いが、チェック欄が「×」のところには理由が記載されているか、等)			
	生研支援センターに代表機関として提出する実績報告書等について	「1 事業の実施状況」 「(1)試験研究計画名」、「(2)開始及び完了の時期」、「(3)研究代表者の所属及び氏名」は、当初(変更承認を受けている場合は変更後)の計画どおりとなっているか。		
		「1 事業の実施状況」 「(4)委託試験研究の成果(又は概要)」は、記載されているか(当該欄に書ききれない場合は、別記により記載されているか。)		
		「2 収支精算」 「精算額」は、各構成員から報告のあった実績額が正確に集計され、計上されているか。		
		「2 収支精算」 「予算額」の計は、委託試験研究実施計画書の予算額(変更承認を受けている場合は変更後の予算額)となっているか。		
		「2 収支精算」 個々の構成員の「精算額」が「予算額」を超えている場合は、超えた額について、「自己負担額」として計上し、コンソーシアム全体分を合計し「収入の部」の「精算額」及び「比較増減」の「増」欄に計上しているか。		
		「2 収支精算」 個々の構成員の「精算額」が「予算額」を下回った場合は、その差額合計について、「比較増減」の「減」欄に計上しているか。		
		「2 収支精算」 区分欄の直接経費から一般管理費又は間接的経費(いわゆる一般管理費)に流用していないか。		
	「2 収支精算」 一般管理費(又は、間接的経費(いわゆる一般管理費))の精算額は、試験研究費(間接的経費の場合は直接経費)の精算額の15%以内(ただし契約書で15%を超えた額が計上されている場合は当該割合以内)となっているか。			
	「2 収支精算」 消費税等相当額は、コンソーシアムの個々の構成員の計上している額の合計額が計上されているか。			
	「3-1 物品購入実績」 当初の物品購入計画どおりの物品を購入し、記載しているか。当初計画していない物品を追加で購入している場合、記載しているか。(取得価格10万円以上かつ耐用年数1年以上)			
	「3-1 物品購入実績」 当初計画していない取得価格10万円以上かつ耐用年数1年以上の物品を追加で購入している場合、別途備品購入計画変更理由書(様式Ⅲ-11)が提出されているか。			
	「4-1 取得した試作品等」 取得価格10万円以上かつ耐用年数1年以上の試作品を取得した場合にその内容を記載しているか。			
	人件費、賃金の支給対象者である委託事業に直接従事する研究者や、委託事業を実施するために臨時に雇用した研究補助者(以下「研究スタッフ」)を記載した、研究項目別の分担(様式Ⅲ-25)を作成しているか。			

【記入要領】

- ① 本チェックリストは、実績報告書提出時に併せて提出してください。
- ② チェックの結果、「×」(否)となった場合は、その原因を確認し、必要に応じて各構成員に実績報告書の修正を依頼し、確認のうえ、実績報告書とともに研究機関内の決裁を受けた上で提出してください。
- ③ 「委託事業名」については、公募要領の委託事業名を記入。
- ④ 「チェック」については、実態に基づき、チェックポイントの設問に対応している場合(Yes)は「○」を、対応できていない場合(No)には「×」を、設問自体に該当しない場合は「-」を選択してください。
- ⑤ 「チェックに関するコメント」については、チェック上は「×」であっても、計上した理由を記載してください。

委託事業に係るチェックリスト
コンソーシアム構成員(構成員としての代表機関を含む。)

委託事業名		コンソーシアム名 構成員名	
		試験研究 計画名	
契約期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日	
主な項目		チェック	チェックに関するコメント
経 理 全 般	区分経理	当該委託事業について、他の事業(予算)と区分した経理処理を行っているか。	
	帳簿・ 証拠書類	帳簿の様式は、(1点毎に)品名、規格、数量、金額、契約相手方、契約年月日、納品年月日、支払年月日が確認できるものとなっているか。	
		各費目において、委託契約期間外のもの計上されていないか。(3月の人件費など、3月中に額は確定しているものの、支払いが4月となるような経費を除く。)	
		人件費、謝金、旅費等の単価、支払手続き、物品の購入手続き等について、事業実施機関の規程等に基づき適正に行われているか。	
		計上費目は、研究実施計画に基づき、委託業務研究実施要領等の「委託経費計上費目の体系」の区分、細目により整理されているか。	
人 件 費 ・ 賃 金	本委託費で雇用した者について、雇用契約書、労働条件通知書、あるいは、作業日誌等に委託事業名あるいは試験研究計画名が明記されているか。		
	本委託費で雇用した者について、委託事業に従事した時間と他の事業に従事した時間とが、作業日誌により明確に区分されているか。		
	各種諸手当は、就業規則、各規程等に則った支給となっているか(支給要件を満たさない者に対して手当が支給されていないか。)		
	日額単価、時間単価により雇用されている者について、委託事業に従事していない日(他の事業に従事した日、退職前の長期有休休暇、産前産後休暇、特別休暇、欠勤など)について、計上されていないか。		
	有給休暇分の費用を計上する場合において、本委託費により雇用されたことによって付与された有給休暇の日数以内の計上となっているか。		
	人件費、賃金の計上額については、出勤簿(出退簿)、作業(業務)日誌等照合し、相違ないことを確認しているか。		
	本委託事業において、大学等が学生を雇用する場合は、雇用契約を締結しているか。また、大学等の規程等に基づいているか。		
謝 金	支出対象が委託事業に関するものとなっているか。		
	事業実施機関の謝金規程等に基づく支払いであるか。		
	大学等が本委託事業において、学生に謝金を支払う場合は、大学等の規程等に基づいているか。		
旅 費 (外部の者に対する委員旅費を含む)	研究スタッフ以外の者が計上されていないか。研究スタッフ以外の者が出張した場合において、その必要性を書面により明確にしているか。		
	委託事業で雇用されている者が出張している場合において、旅費の予算区分と人件費、賃金、謝金の予算区分は同じもの(同課題の予算)になっているか。もし、予算区分が異なる場合、その理由は明確か。		
	用務が委託事業に関するものとなっているか。また、旅行先等が委託事業と関係のない場所となっていないか。		
	外部の者に出張を依頼した場合、用務は本委託事業に関する内容となっているか。		
	復命書(出張報告書)等が提出されており、委託事業の用務で出張したことが確認できるか。(事業実施機関の規程等により、出張報告書を提出することとなっていない場合は、出張用の用務において、委託事業の用務であることが明確になっているか。)		
	本委託事業以外の業務と旅行を兼ねている場合は、本委託事業の用務開始から終了までの交通費、日当及び宿泊料となっているか。		
	出張伺書、出勤簿、旅費計算書(旅費請求書)、復命書(作成が義務付けられている場合)を照合し、予定どおりの出張期間、出張先、用務内容と相違ないことを確認しているか。また、変更があった場合は、事業実施機関の規程等に基づき、旅費額も含め変更手続きが行われているか。		
	大学等が学生の出張旅費を計上する場合、学生に対して旅行命令が可能である旨の規程等はあるか。		
	学生単独の出張はないか。やむを得ず単独で出張させている場合は、その理由が書面で明確になっているか。		
	機 械 ・ 備 品	委託契約書の物品購入計画により予定された物品を購入しているか。予定していた物品を購入しなかった場合は、備品購入計画変更理由書(様式Ⅲ-11)を代表機関を経由し、生研支援センター宛提出しているか。	
本委託事業の専用で使用しているか。(一時的に共用使用している場合、右コメント欄にその旨を記入し、設備等一時使用報告書(様式Ⅲ-23)を提出)			
計画外購入の場合、備品購入計画変更理由書(様式Ⅲ-11)を、代表機関を経由して、生研支援センター宛提出しているか。			
委託事業の内容、研究計画から見て購入時期は適正か。			
机、椅子、書庫等の什器、パソコン、デジカメ等の汎用性の高い物品を購入している場合は、その必要理由は明確であり、委託事業で専用で使用することとなっているか。			
取得した物品は、台帳等に登録するとともに、物品標示票を貼付し、適正に管理されているか。また、物品標示票には、委託事業で取得した旨記載されているか。			

主な項目	チェックポイント	チェック	チェックに関するコメント
消 耗 品 費	委託事業で必要な経費の支出となっているか。(必要以上の購入となっていないか。)		
	事務用品など直接材料とならないものや、汎用性の高い消耗品を直接経費で購入している場合、委託事業に直接必要であることが明確か。またこのような消耗品を他の事業とともに一括して購入している場合、合理的な按分方法により算出した金額(所要数量)に限り直接経費として計上しているか。また、合理的な算出は書面にて明らかとなっているか。		
	購入時期は適正か(年度末に集中していないかなど)。やむを得ず事業終了間際に委託事業実施の必要上、大量の消耗品を購入している場合は、当該年度における必要理由が理由書等により明確になっているか。		
印 刷 製 本 費 借 料 及 び 損 料 雑 役 務 費	委託事業で必要な経費の支出となっているか。		
	物品のリース料、保守料を計上している場合であって、委託事業で取得後、他の事業で使用することとなった場合に、使用簿等により合理的に按分し計上しているか。		
	修繕費は、本委託事業専用で使用する機器の修繕であるか。また、複数の事業で使用している機器の修繕の場合、使用頻度等により按分しているか。またその算出根拠について書面にて明確にしているか。		
会 議 費	委託事業で必要な経費の支出となっているか。		
	支出経費は、会場借料、茶菓等、必要最小限のものとなっているか。		
一 般 管 理 費 又 は 間 接 的 経 費	委託事業で必要な経費の支出となっているか。		
	光熱水料、燃料費等を負担している場合は、委託事業に従事する研究者のエフォート率、研究者が本委託事業のために専有で使用している使用面積比、あるいは、事業費比率などにより合理的に按分しているか。またその内容を書面により明らかにしているか。		
実 績 報 告 書 (単独機関契約の場合及び構成員が代表機関に提出する場合の実績報告書)	「1 事業の実施状況」 「(1)試験研究計画名」、「(2)開始及び完了の時期」、「(3)研究実施責任者の所属及び氏名」は、一構成員としての当初計画どおり(変更承認を受けている場合は変更後)となっているか。		
	「1 事業の実施状況」 「(4)委託試験研究の成果(又は概要)」は、記載されているか(当該欄に書ききれない場合は別記により記載されているか。)		
	「2 収支精算」 「精算額」は、当該事業に要した額(自己負担を含む)が計上されているか。		
	「2 収支精算」 「予算額」の合計は、別記2の「構成員の試験研究計画」の限度額(変更承認を受けている場合は変更後の限度額)となっているか。		
	「2 収支精算」 「精算額」が「予算額」を超えている場合は、超えた額について、「自己負担額」として、「収入の部」の「精算額」及び「比較増減」の「増」欄に計上しているか。		
	「2 収支精算」 「精算額」が「予算額」を下回った場合は、その差額について、「比較増減」の「減」欄に計上しているか。		
	「2 収支精算」 区分欄の直接経費から一般管理費又は間接的経費(いわゆる一般管理費)に流用していないか。		
	「2 収支精算」 一般管理費の精算額は、試験研究費の精算額の15%以内(あるいは、コンソーシアム内で決定した額以内)となっているか。又は、間接的経費(いわゆる一般管理費)の精算額は、直接経費の15%以内(あるいは、コンソーシアム内で決定した額以内)となっているか。		
	「2 収支精算」 消費税相当額は、不(非)課税、免税取引額の8%が計上されているか。 (地方公共団体等の非課税団体は除く。)		
	「3-1 物品購入実績」 当初の物品購入計画どおりの物品を購入し、記載しているか。当初計画していない物品を追加で購入している場合、記載しているか。(取得価格10万円以上かつ耐用年数1年以上の物品)		
「4-1 取得した試作品」 取得価格10万円以上かつ耐用年数1年以上の試作品を取得した場合にその内容を記載しているか。			

【記入要領】

- ① 本チェックリストは、実績報告書を代表機関に提出する際に併せて提出してください。(代表機関も、このチェックリストにより自らの分担分をチェックしてください。)
- ② 委託事業を複数の内部研究所において実施している場合は、各研究所毎にチェックを行い、すべての研究所分を提出いただくか、全ての研究所分を取りまとめたチェックリストを提出してください。
- ③ チェックの結果、「×」(否)となった場合は、その原因を確認し、必要に応じて修正を行って、実績報告書とともに研究機関内の決裁を受けた上で提出してください。
- ④ 「委託事業名」については、公募要領の委託事業名を記入。
- ⑤ 「チェック」については、実態に基づき、チェックポイントの設問に対応している場合(Yes)は「○」を、対応できていない場合(No)には「×」を、設問自体に該当しない場合は「-」を選択してください。
- ⑥ 「チェックに関するコメント」については、チェック上は「×」であっても、計上した理由を記載してください。

委託試験研究実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住 所)
(コンソーシアム名) ※単独機関の場合は削除してください
(代表機関名)
(代表者) ※契約書記載の代表者名 印

平成〇〇年〇月〇日付け委託契約に基づく委託試験研究(試験研究計画名「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」)について、
下記のとおり変更したいので試験研究委託契約書(注2)第〇条の規定により承認されたく申請します。

1 変更する理由

2 変更する委託試験研究の内容

3 変更した経費区分

(注1)記載方法は、別に定める場合を除き、委託試験研究実施計画書の様式を準用し当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

(注2)戦略イノベーションプログラム(SIP)の場合には、「委託契約書」、異分野融合共同研究の場合は「基礎的試験研究委託契約書」と表記すること。

<記載例>
(様式Ⅲ-5)

作業(業務)日誌(記載例)

機関名 ○○○○○○

従事者	氏名	○○ ○○	勤務形態	パートタイム
	所属	○△×研究室	勤務時間	6時間/日
	勤務日	月～金	備考	

平成 年 月分

日	曜日	時間														従事時間	作業内容 (具体的に記載)									
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			22	23	24						
1	月		←		→		←		→																6	A:○○○○分析 3H B:分析結果のPC入力 3H
2	火		←		→		←		→																6	A:○○○○分析 3H C:分析結果のPC入力後の整理 3
3	水		←		→		←		→																6	A:○○○○分析 6H
4	木		←		→		←		→																3	A:○○○○分析 3H
5	金		←		→		←		→																3	B:分析結果のPC入力 3H
6	土																									
7	日																									
8	月																									
9	火																									
10	水																									
11	木																									
12	金																									
13	土																									
14	日																									
15	月																									
16	火																									
17	水																									
18	木																									
19	金																									
20	土																									
21	日																									
22	月																									
23	火																									
24	水																									
25	木																									
26	金																									
27	土																									
28	日																									
29	月																									
30	火																									
31	水																									
実績時間合計																							24			
上記のとおり勤務実績を報告します。		左記の者について、上記業務に従事しており、報告のとおり勤務したことを確認します。										【内 訳】										従事時間 通勤日数				
作業(業務)従事者 氏名 ○○ ○○ (印)		雇用責任者等 職名 ○○ 研究室長 氏名 ○○ ○○ (印)										A:○○○○委託事業(○○センター) ○ h ○ 日 B:○○○○委託事業(○○省○○局) ○ h ○ 日 C:○○農政局) ○ h ○ 日														

- この作業日誌は、委託事業に従事する者が、毎日記入。
- 1か月の勤務が終了した場合には、直ちに「作業(業務)従事者欄」に記入・捺印のうえ、雇用責任者に提出。

【雇用責任者等の留意事項】

- 人件費及び賃金の対象となっている作業(業務)従事者毎の作業(業務)日誌を整備すること。
(当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)
- 作業(業務)日誌の記載は、事業に従事した者本人に原則毎日記載させること。
(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないように適切に管理すること。)
- 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - 委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - 委託事業の内容から、休日勤務(例:土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。
ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- 当該委託事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載させること。
- 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿)等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、氏名・押印する。

(様式Ⅲ—6) 記載例

振込依頼書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

↑

提出する日を記入してください。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

振込依頼書に記載する代表者名については、基礎的試験研究委託契約書の代表者とし、内部規程により経理責任者等になっている場合は、様式下欄余白部分にその旨を注記して下さい。

試験研究委託契約書（委託契約書（注））に基づく支払いについては、下記の口座に振込願います。

記

金融機関名	〇〇〇〇 銀行	銀行コード (4桁)	1	2	3	4		
	△△△△ 支店	支店コード (3桁)	1	2	3			
(フリガナ)	〇〇〇ダイガク							
口座名	〇〇〇大学							
預金種別	普通預金							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	右詰めで記入願います (7桁)

※太枠で囲った箇所にご記入願います。

(銀行コード、支店コードが分かる場合は記入して下さい。)

※口座名のフリガナは、必ずご記入願います。

注：戦略イノベーションプログラム（SIP）の場合には、「委託契約書」と表記すること。

※当様式は参考様式です。
同じ項目があれば別のもので
構いません。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業(〇〇〇〇〇〇〇研究)

単独機関の場合は代表機関名

コンソーシアム名： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
試験研究計画名： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
構成員名(所在市町村名)：(株)〇〇〇〇(〇〇県〇〇市)
当該事業年度の実施期間： H26.〇.〇～H27.3.〇

品名	規格	数量	単位	金額(税込)	契約相手方	契約年月日	納品年月日	支払年月日	備考
給与	別紙人件費等内訳のとおり			4,125,760				-	-
人件費計				4,125,760					
〇〇研究会出席謝金	原則1人・1件 毎に記載			9,000	〇〇 〇〇 ←氏名		-	-	H*.**.*
〇〇研究会出席謝金に係る源泉徴収税				1,000	〇〇税務署		-	-	H*.**.*
謝金	用務期間、用務地 用務			10,000					
7/3~4 〇〇大学(所在市町村名)	〇〇研究会成果発表			5,880	〇〇 〇〇		-	-	H*.**.*
8/3~4 〇〇大学(所在市町村名)	実施課題における〇〇〇〇に関する研究打ち合わせ			2,940	〇〇 〇〇		-	-	H*.**.*
国内旅費(一般)				8,820					
6/3~4 〇〇大学(所在市町村名)	〇〇研究会出席旅費			13,500	〇〇 〇〇 ←氏名		-	-	H*.**.*
6/3~4 〇〇大学(所在市町村名)	〇〇研究会出席旅費に係る源泉徴収税			1,500	〇〇税務署		-	-	H*.**.*
国内旅費(依頼出張)				15,000					
9/3~13 〇〇研究所(国名)	国際〇〇シンポジウムにおける〇〇に関する講演			50,000	〇〇 〇〇		-	-	非課税等
9/3~13 〇〇研究所(国名)	国際〇〇シンポジウムにおける〇〇に関する講演			200,000	〇〇 〇〇		-	-	非課税等
外国旅費				250,000					
旅費計				273,820					
〇〇遠心機	メーカー名 型式	1	台	113,400	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
〇〇解析装置	メーカー名 型式	1	台	570,000	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
フリーザー	メーカー名 型式	1	台	1,250,000	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
機械・備品費計				1,933,400					
部材	原則一点毎に記載	15	個	39,375	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
部材		2	個	18,480	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
部材		1	個	15,540	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
試薬		1	本	113,400	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
試薬		1	本	36,750	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
試薬		1	本	99,960	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
試薬		4	箱	89,775	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
試薬		1	本	38,850	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
消耗品計				452,130					
パンフレット	仕様書のとおり	1	件	13,840	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
〇〇〇〇〇	仕様書のとおり	1	件	231,472	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H*.**.*	
印刷製本費計				245,312					
〇〇〇レンタル	10~12月	1	件	6,920	(株)〇〇			H*.**.*	
〇〇〇リース料		1	件	231,472	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H27.4.〇	
〇〇〇レンタル	1月~3月	1	件	6,920	(株)〇〇	H*.**.*	H*.**.*	H27.4.〇	
借料及び損料計				245,312					

人件費を別途整理している場合は、「別紙〇〇のとおり」として、合計額を記入

原則1人・1件 毎に記載

用務期間、用務地

用務

出張者に直接支払う場合は出張者
それ以外は支払先

原則一点毎に記載

4月払いの経費は支払い予定日を記入

品名	規格	数量	単位	金額(税込)	契約相手方	契約年月日	納品年月日	支払年月日	備考
〇〇室電気代〇月分		1	件	7,130	〇〇電力(株)	H***	H***	H***	
〇〇室上下水道料〇月分		1	件	6,710	〇〇水道事務所	H***	H***	H***	
光熱水料計				13,840					
〇〇室A重油代〇月分		100	L	7,130	〇〇石油(株)	H***	H***	H***	
〇〇室灯油代〇月分		50	L	8,520	〇〇石油(株)	H***	H***	H***	
燃料費計				15,650					
お茶代		15	本	1,500	〇〇商店(株)	H***	H***	H***	
会場借料	〇〇会議室	1	件	2,000	〇〇市	H***	H***	H***	
会場借料	〇〇会議室	1	件	3,500	〇〇市	H***	H***	H***	
会議費計				7,000					
〇〇〇〇				1,500		H***	H***	H***	
保険料				2,000		H***	H***	H***	
修理代				3,500		H***	H***	H***	
雑役務費計				7,000					
12月分賃金				400,000	〇〇 〇〇 ←氏名	-	-	H***	
"				487,340	□□ □□ ←氏名	-	-	H***	
1月分賃金				400,000	〇〇 〇〇 ←氏名	-	-	H***	
"				487,340	□□ □□ ←氏名	-	-	H***	
2月分賃金				400,000	〇〇 〇〇 ←氏名	-	-	H***	
3月分賃金				400,000	〇〇 〇〇 ←氏名	-	-	H27.4.〇	
賃金計				2,574,680					
試験研究費計				5,494,324					
直接経費計				9,903,904					
電気料金(1月分)				43,612		-	H***	H***	
電気料金(2月分)				42,033		-	H***	H***	
LPガス(1月分)				1,598		-	H***	H***	
LPガス(2月分)				2,297		-	H***	H***	
電気料金(3月分)				41,144		-	H***	H27.4.〇	
水道料金(1~3月分)				32,989		-	H***	H27.4.〇	
LPガス(3月分)				1,104		-	H***	H27.4.〇	
賃金	別紙入件費等内訳のとおり			489,765		-	-	-	
間接的経費(いわゆる一般管理費)計				654,542					
消費税等相当額				584,214					
合計額				11,142,660					

賃金を別途整理している場合は、「別紙〇〇のとおり」として、合計額を記入

管理部門の経費を別途整理している場合は、「別紙一般管理費計算書のとおり」として、合計額を記入

4月払いの経費は支払い予定日を記入

管理部門の人員費を別途整理している場合は、「別紙〇〇のとおり」として、合計額を記入

地方公共団体等、非課税団体は計上不可

消費税等相当額の計算		地方公共団体等、非課税団体は計上不可 課税額が含まれる場合は除くこと(例: 通勤手当)
人件費	4,000,000	
賃金	2,574,680	
外国旅費	250,000	
一般管理費	478,000	
合計	7,302,680	
消費税等相当額	584,214	合計額の8%

**【参考】有給休暇の按分計算
様式ではなく、単なる計算の一例です。**

- ・委託研究期間のうち、各研究者の従事期間(=作業日誌を付けていた月)の有給休暇について、エフォートを掛けて計上するための計算例。
- ・あまりないと思われるが、委託研究期間中に集中的に取得した場合に備え、上限値を設定。上限を設けない場合、極端な例では、1日だけ当事業をやって、他20日すべて有給休暇という日誌を作った場合、 $20日 \times エフォート100\% = 20日$ の有給休暇の計上となり、おかしな事になるため。例では上限値を「年間有給休暇日数 \times (従事期間 / 365日) \times エフォート」とした。
- ・ここでは例として15分単位(0.25時間単位)で計算。1分単位、30分単位、1時間単位など機関ごとに計算しやすい単位で可。

氏名	作業日誌より			上限値				計上時間数				
	委託研究	自社業務	有給休暇	エフォート	按分時間数	従事開始	従事終了		従事期間日数	今年の日数	年間有給休暇(繰越含)	上限時間
	A	B	C	$D = A \div (A+B)$	$E = (C \times D)$			F	G	H	$I = H \times (F/G)$	(E,Dの少ない方)
	時間	時間	時間		時間						時間	時間
〇〇	255.00	212.00	15.00	54.60%	8.00	H26.8.8	H27.3.31		365	300.00	105.75	8.00
◎◎	90.00	52.50	22.50	63.16%	14.00	H27.4.1	H27.4.30		365	300.00	15.50	14.00

【参考】別紙人件費等内訳様式ではなく、単なる計算の一例です。単価の基準によってまったく違った形式になっても構いません。

支払日	従事月	職員名	日数	交通費単価	交通費(課税)	出役時間	賃金単価	うち課税 外	賃金	うち課税 外	社会保 険料負 担金	雇用保 険 事業主	労災保 険料 (非課税)	事業主 負担額 計	総額 ⑦～⑩	うち課税 外	備考※
〇月〇日	〇月	〇〇 〇〇			0	123.25	5,328	5,197	656,676	640,530				0	656,676	640,530	* 1
年間分	有給休暇分	〇〇 〇〇			0	18.00	5,328	5,197	95,904	93,546				0	95,904	93,546	* 1 * 2
人件費					0				0	0				0	0	0	
〇月〇日	〇月	◎◎ ◎◎	20.00	1,000	20,000	150.00	1,100	1,100	165,000	165,000	10,000	10,000	10,000	30,000	215,000	195,000	
賃金					0				0	0				0	0	0	
〇月〇日	〇月	□□ □□			20,000				165,000	165,000	10,000	10,000	10,000	30,000	215,000	195,000	
年間分	有給休暇分	□□ □□			0	50.00	1,967	1,934	98,350	96,700				0	98,350	96,700	* 1
一般管理費人件費					0	14.00	1,967	1,934	27,538	27,076				0	27,538	27,076	* 1 * 2
総計					20,000				1,043,468	1,022,852	10,000	10,000	10,000	30,000	1,093,468	1,052,852	

* 1 賃金単価には各種手当で、法定福利費等を含む。単価の計算は別紙。

* 2 委託研究全期間の有給休暇を按分して計上した。

【参考】人件費時間単価計算
 様式ではなく、単なる計算の一例です。
 人件費単価の計算は合理的な方法であれば良く、以下に合わせる必要はありません。

当社の社員単価は、農林水産省の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(H22.9.27.22
 経第96号経理課長通知)を採用し、「人件費時間単価 = (年間総支給額 + 年間法定福利費等) ÷ 年間
 理論総労働時間」(金額はいずれも前年実績額)を時間単価とする。

社員単価計算

期間	社員名	基本給	通勤手当 (課税)	管理職手 当	家族手当	住宅手当	※時間外 手当	※食事手 当	ボーナス	児童手当拠 出金	社会保険料 事業所負担	雇用保険 事業所負担	労災保険料	退職手当引 当金	合計 (※を除く)	うち課税外	年間営業日 数 2013/3/21~ 2014/3/20	年間総労 働時間	人件費単 価	うち課税 外
H25.4~ H26.3支払 期	〇〇 〇〇	6,000,000	238,320	900,000	288,000	120,000	3,168,422	96,000	1,725,000	95,000	120,000	72,000	96,000	96,000	9,750,320	9,512,000	244	1,830,000	5,328	5,197
"	◎◎ ◎◎	2,700,000	60,000	0	0	0	500,000	0	675,000	30,000	40,000	25,000	40,000	30,000	3,600,000	3,540,000	244	1,830,000	1,967	1,934

※基準上計算には用いないが参考として掲載。

当社営業日数(昨年度)	
2013/4	21
2013/5	21
2013/6	20
2013/7	22
2013/8	22
2013/9	19
2013/10	22
2013/11	20
2013/12	19
2014/1	19
2014/2	19
2014/3	20

<記載例>
(様式Ⅲ-9)

繰越承認申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(住 所)
(コンソーシアム名) ※単独機関の場合は削除してください
(代表機関名)
(代表者) ※契約書記載の代表者名 印

平成〇〇年〇月〇日付け委託契約に基づく委託試験研究(試験研究計画名「〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究」)について、下記により繰越承認願いたく、基礎的試験研究委託契約書(委託契約書(注))〇条第〇項の規定により申請します。

1 繰越を必要とする事由

〇〇の研究を担当する〇〇大学が、〇〇の研究に係る〇〇分析の為に導入計画をした×××分析機器について、物品供給契約を〇〇株式会社との間で締結していたが、当該会社の工場が〇〇により被害を受け、その復旧に予想以上の日数を要し、当該分析機器の納入が約〇ヶ月遅れることとなり、年度内完了が困難となった。

2 経費を繰越す必要性

この研究計画の一部となる〇〇〇〇についての実験及び実験データの分析が当初計画どおりに実施できなくなり、平成〇〇年度中に研究を取りまとめることが不可能となった。委託試験研究課題を遂行するためには、〇〇〇〇についての実験及び実験データの分析・まとめに必須な×××分析機器の購入経費を繰越し、実験を実施し、データを分析し取りまとめる必要がある。

(経費支出状況)

経費の区分	予算額 (概算受領額)	3月31日現在 支出済額	残 額	4月末迄に 支出完了 確定額	額の確定に 伴う不用額	備 考
直接経費	23,076,000	円 14,948,500	円 8,127,500	円 727,500	円 7,400,000	
一般管理費(注2)	5,924,000	5,924,000	0	0	0	
消費税等相当額	1,000,000	1,000,000	0	0	0	
合計	30,000,000	21,872,500	8,127,500	727,500	7,400,000	

22,600,000 (確定額) 不要額(但し繰越承認要求額を含む)

注: 戦略イノベーションプログラム(SIP)の場合には、「委託契約書」と表記すること。

注2: 「間接的経費(いわゆる一般管理費)」を適用している事業においては、「一般管理費」の欄を「間接的経費(いわゆる一般管理費)」に置き換えること。

<記載例>

3 繰越承認要求額の算定根拠

(算定根拠)

経費の細目	支出予定金額	算出基礎(名称、数量、単価、金額)
備品費	円 7,400,000	品名: × × × 分析機器 規格: ○○社製 型番: ABCD-12345 金額: 7,400,000円(税込) (別添)物品購入契約書及び関連書類のとおり
計	7,400,000	

※算定根拠については、費目別の金額の積算根拠が分かるように記載すること。

※また、単価、数量等も分かる範囲で記載すること。

※物品購入契約書等の関係書類を添付すること

4 研究計画行程表

別添の「研究計画行程表」のとおり

<記載例>
(様式Ⅲ-9)

研究計画行程表

	平成26年度												平成27年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初																								
変更後																								

(Note: The above table represents the grid structure. Actual content from the image includes task boxes and arrows for '当初' and '変更後' rows. For example, in '当初', '実験準備' is from 10/10 to 11/10, '××分析機器導入' is from 11/10 to 12/10, and 'データ分析・まとめ' is from 12/10 to 1/10. In '変更後', '実験準備' is from 10/10 to 11/10, '××分析機器導入' is from 11/10 to 12/10 (with a dashed box labeled '××分析機器導入の遅延期間'), and 'データ分析・まとめ' is from 12/10 to 1/10.)

(試験研究概要)

1) 研究分担者等の所属及び氏名
 国立大学法人〇〇大学
 大学院×××研究部 生研 太郎

2) 担当試験研究名
 「〇〇〇〇〇〇」

3) 担当試験研究の内容
 平成26年度は、〇〇〇〇を目的として〇〇〇〇を行う。

備品購入計画変更理由書

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

コンソーシアム名：
代表機関名：
研究代表者名：

設置機関名：
研究実施責任者：
設置場所：

委託試験研究実施計画書記載の備品購入計画について、下記のとおり変更したいので、ご了承願います。

事業名：

試験研究計画名：

変更理由					
変更して整備することにより見込まれる効果					
当初購入計画物品	品名	メーカー名・型式	数量	価格(円)	備考
	計			0	
計画変更購入物品	品名	メーカー名・型式	数量	価格(円)	備考
	計			0	
			差額		
経費の費目 間流用内容					

<記入例>
(様式Ⅲ-11)

平成 年 月 日

備品購入計画変更理由書

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

コンソシアム名: ※コンソ方式ではない場合は削除
代表機関名: ※コンソ方式ではない場合は「機関名」とする
研究代表者名:

設置機関名: ※上記の者と同様の場合は「同上」と記す
研究実施責任者:
設置場所: ※例「〇機関〇研究室〇号館」

委託試験研究実施計画書記載の備品購入計画について、下記のとおり変更したいので、ご了承願います。

事業名:

※契約書の事業名を記入

試験研究計画名:

※契約書の研究計画名を記入。研究分担ではない。

変更理由	記入例: 購入予定機器を購入した共焦点レーザー顕微鏡を用いて〇〇の動態観察を行い〇〇の現象を明らかにした。今年度は共焦点レーザーキャナ顕微鏡2重蛍光観察装置を用いて詳細を明らかにすることを計画し、購入整備手続を進めていたが、現在のカメラでは動態観察することが困難であることが分かった。				
変更して整備することにより見込まれる効果	記入例: 購入予定機器を変更し、電子増幅デジタルCCDカメラ装置を導入することにより、動態観察を効率的かつ詳細に捉えることができ、研究進捗の加速化につながる。				
当初購入計画物品	品名	メーカー名・型式	数量	価格(円)	備考
	記入例:共焦点レーザーキャナ顕微鏡2重蛍光観察装置	× × 社製・〇〇〇	1台	4,140,000	
			計	4,140,000	
計画変更購入物品	品名	メーカー名・型式	数量	価格(円)	備考
	記入例:電子増幅デジタルCCDカメラ装置	△△社製・〇〇〇	1台	6,400,000	
			計	6,400,000	
			差額	-2,260,000	
経費の費用内訳内容	記入例: (変更前) 予算内訳 備品費 4,140千円 消耗品費 3,320千円 (変更後) 予算内訳 備品費 6,400千円 消耗品費 1,060千円 消耗品費より流用して新規購入整備				

<追加購入する場合の判断基準>
・当所の備品購入計画に対して、新たに追加購入しなければならぬ理由を明確に記入して下さい。

・汎用品に関しては、以下を考慮して記入して下さい。

受託した試験研究に専用する物品である事。

現用品がある場合は、他に専用しているもので、現用品が使用できない等。

目的の用途のものが無い。

必要とする特段の理由、等。

・リース・レンタルで対応できない理由。

・買い換えについては修理費用と購入費用との比較検討を行った結果、買い換えを選んだか。

<汎用品追加購入時の理由例>

既有的の卓上小型遠心機(2台)を用いて研究を遂行していたが、研究を加速するために、抽出等の遠心処理回数を増やして多機体処理を日常的に行っていた。しかし1台の卓上小型遠心機(モーター部orローター部)に故障が発生した。当該機器の故障は予測できないものであり、当初の計画において修理・買換え等については検討がなされていなかった。

当研究に充当できる他の機器が無いので、研究の遅延を防ぐためには同機器の修理を急ぐ必要があるが、修理費用・期間を確認した結果、修理費用と新品機器の購入額が概ね同額である事、更には修理に数週間を要する事が判明した。また、価格に見合った同等品のリース・レンタルはありません。

とりやめる物品がない(追加購入する場合、

(様式Ⅲ－１２)

平成 年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

コンソーシアム名 : ※コンソ方式ではない場合は削除
代表機関名 : ※コンソ方式でない場合は「機関名」とする
研究代表者名 : (印)

委託試験研究実施計画書の変更届

委託試験研究実施計画書記載事項について、下記のとおり変更したいので、届出いたします。

記

1. 事業名 : ※契約書の事業名を記入。
2. 研究計画名 : ※契約書の研究計画名を記入。研究分担ではない。
3. 変更する事項

対象	変更後	変更前

※「対象」欄には、変更する事項を記載してください。

4. 変更の理由
※変更の理由を簡潔に記載してください。
5. 研究代表者所見
※この変更が不可避なものであること、及び今回の変更を行った場合に研究計画全体としてどのように研究を推進していくかを簡潔に記載してください。

(様式Ⅲ-13)

委託等物品受入申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

コンソーシアム名 :
代表機関名 :
住所 :
代表者(役職) :
(氏名) : 印

〇〇〇〇事業(「〇〇〇〇〇〇※試験研究計画名」平成〇〇年度から平成〇〇年度)に係る取得財産の
設置場所変更について、申請します。

※受入機関から提出された申請書別紙(様式Ⅲ-13-別紙)を添付すること

委託等物品受入申請書

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇コンソーシアム 代表機関
(代表機関及び代表者の役職、氏名を記入) 殿

(受入申請者)

機 関 名 :

住所 :

代表者 (役職) :

(氏名) :

印

(移転元)

機 関 名 :

住所 :

代表者 (役職) :

(氏名) :

印

〇〇〇〇事業(「〇〇〇〇〇〇※試験研究計画名」平成〇〇年度から平成〇〇年度)に係る取得財産の設置場所を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 受入物品

品名	規格等	数量	取得時価格	取得年月日	受入後の設置場所
					具体的に記入する 例: 〇〇棟2F、〇〇研究室

2. 理 由

※本文書(別紙)は2部作成し、1部をコンソーシアム代表機関にて保管し、1部を申請書(様式Ⅲ-13)の添付資料として、生研支援センターに提出すること

委託等物品使用継続申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

コンソーシアム名： ※コンソーシアム形式ではない場合は削除。

代表機関名： ※コンソーシアム形式ではない場合は削除。

所有機関住所： ※代表者の住所。設置場所ではない。

所有機関名：

代表者名： ※財産の責任者（社長、学長等） 印

研究実施責任者名： ※役職名も記す。

〇〇〇〇事業（「〇〇〇〇※試験研究計画名」平成〇〇年度から平成〇〇年度）による委託等研究により取得した下記委託物品等について、引き続き使用したいので申請します。

記

1 継続使用理由

※試験研究理由を目的として委託物品等を継続利用するための研究内容について概要を記載してください。農家で継続使用する場合にも、データ収集等研究内容について概要を記載してください。

※当該研究を実施することにより新たに見えてきた課題が継続使用するうえで関連性があればあわせて簡潔に記載して下さい。

※研究期間終了後の研究実施体制について、現コンソーシアムとの関係を踏まえて記載して下さい。

2 継続使用期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

※ 継続使用期間は、耐用年数が経過する日までとします。

3 継続使用物品

(1) 物 品 名 ※型名等も記す。

(2) 取 得 年 月 日

(3) 員 数

(4) 取 得 金 額

(5) 設 置 場 所 ※機関名（他機関の場合）、建物・実験室名、
住所（上記所有機関の住所と異なる場合）等を記す。

4 継続使用期間中の条件

継続使用期間中において、以下の条件に従うことに同意します。

(1) 毎年度3月末時点で継続使用期間が継続している物品に関しては、翌年度5月末までに使用状況報告書を提出します。

(2) 物品等の移管、改造、毀損、廃棄、事故等の事案があれば速やかに報告します。

(3) 継続使用期間中に処分し売却益が生じた場合等は、原則として処分に要した費用を控除した額を納付します。

(4) その他当該物品等の取扱いについて生研支援センターの指示に従います。

※上記1～3の各項目については別紙で提出しても構いません。その際は「別紙のとおり」と記載してください。別紙の様式は自由ですが、上記で省略した項目について必ず記載してください。

(様式Ⅲ－１５)

委託等物品継続使用実績報告書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住 所)

(機 関 名)

(代表者役職・氏名) ※契約書記載の代表者名 印

平成 年 月 日付けで許可のありましたこのことについて、下記のとおり事業を実施したので、その実績を報告します。

記

1 事業の実施状況

- (1) 物 品 名
- (2) 継続使用目的
- (3) 実 施 期 間
- (4) 事業の結果 (又は概要)

2 その他

(様式Ⅲ-16)

委託等物品廃棄許可申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住 所)

(機 関 名)

(代表者役職・氏名) ※契約書記載の代表者名 印

このことについて、平成〇〇年度から平成〇〇年度(試験研究計画名「
」)による委託等研究により取得し、継続使用中の下記委託等物品を廃棄いたしたいので申請いたします。

記

1 廃棄理由

2 継続使用期間 平成 年 月 日 ~ 廃棄許可の日まで

3 廃棄物品

(1) 物 品 名

(2) 取 得 年 月 日

(3) 員 数

(4) 取 得 金 額

※物品点数が多い場合は別紙リスト添付のこと

4 その他

廃棄は法律等に照らし適正に行うこととし、その費用は、申請者が負担します。

委託試験研究中止(廃止)申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住 所)
(コンソーシアム名) ※単独機関の場合は削除してください
(代表機関名)
(代表者) ※契約書記載の代表者名 印

平成〇〇年〇月〇日付け委託契約に基づく委託試験研究(試験研究計画名「〇〇〇〇〇〇〇〇」)について、下記により中止(廃止)したいので、基礎的試験研究委託契約書(委託契約書(注))第〇条の規定により申請します。

1 委託試験研究の中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)しようとする以前の委託試験研究実施状況

(1) 委託試験研究について

(2) 経費について

経費支出状況

経費の区分	予算額	〇月〇日現在支出済額	残 額	支出予定額	中止(又は廃止)に伴う不用額	備 考
		円	円	円	円	
計						

3 中止(廃止)後の措置

(1) 委託試験研究について

(2) 経費について

(3) 経費予定明細

経費の区分	支出予定金額	算出基礎(名称、数量、単価、金額)
	円	
計		

注: 戦略イノベーションプログラム(SIP)の場合には「委託契約書」と表記すること。

封印申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(コンソーシアム名)

※単独機関の場合は削除してください。

(住所)

(機関名)

(代表者印) ※契約書記載の代表者名 印

当社が所有する技術情報について、下記のとおり封印を行うことを申請します。

記

1 封印事項

平成 年 月 日付け委託契約(試験研究計画名「 」)の
締結時における当〇〇(機関名)所有の当該試験研究に係る技術情報

2 封印の実施

〇〇(機関名)〇〇〇を代理人として封印を行う。

3 封印後の保管

封印文書は、〇〇(機関名)において農業・食品産業技術総合研究機構の
指示があるまで責任を持って保管する。

添付する文書

(1) 封印するもののリスト 別紙1参照

(2) 封印の実施者への委任状 別紙2参照

別紙 1

(封印リスト)

試験研究計画名「 _____ 」

整理番号	技術情報の名称	関係資料の名称又は番号
1001	××○○の製造条件	8854 (スペック)
1002	○×○○の製造法	○○技報第185号
1003	○△○×の製造法	88765A (図面)
1004	(品番)	(図面及び半導体集積回路)
1005	○○遺伝子の塩基配列	
1006	×△による遺伝子組み換え法	特許
1001A	○×○×の製造法	特許出願準備中
		887888A 図面 ○×○×データ

注) 出願準備中のものは関連資料の封印を行う。

平成 年 月 日

委 任 状

(住 所)

(機 関 名)

(代表者印) ※契約書記載の代表者名 印

平成 年 月 日付け委託契約（試験研究計画名「 」）の締結時における当〇〇（機関名）所有の当該試験研究に係る技術情報の封印に関し、（氏名）を代理人と定め、下記のとおり権限を委任する。

記

- | | |
|-------|---------------|
| 1 権 限 | 上記封印に関する一切の権限 |
| 2 受注者 | 役職名、氏名及び使用印鑑 |

外国出張申請書（当初計画外）

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

研究機関名：

申請者：

印

※外国出張する機関の研究代表者
または研究実施責任者から申請

当初計画に無かった下記外国出張を行いたく、コンソーシアム代表機関を通じて申請します。

事業名	○○○○○事業（○○○○○）
コンソーシアム名	
コンソーシアム代表機関、 研究代表者	
試験研究計画名	
出張者名	
所属機関	
出張先(国名・地名)	
出張期間	
出張目的	<input type="checkbox"/> 会議・学会等： 会議・学会の名称、開催要領(場所・日時等)、発表内容(課題)等を記入。ホームページリンクが有れば付記。 <input type="checkbox"/> 調査： 調査対象を簡潔に記入。 <input type="checkbox"/> その他： 具体的に記入。
委託試験研究推進上の必要性	
当初計画に無かった理由	
出張予算額	
備考	

外国招へい旅費申請書(当初計画外)

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

研究機関名:

申請者:

印

※外国から招へいする機関の研究代表者
または研究実施責任者から申請

当初計画に無かった下記外国招へいを行いたく、コンソーシアム代表機関を通じて申請します。

事業名	○○○○○事業 (○○○○○)
コンソーシアム名	
コンソーシアム代表機関、 研究代表者	
試験研究計画名	
出張者名	
所属機関	
出張元(国名・地名)	
出張期間	
出張目的	<input type="checkbox"/> 会議・学会等: 会議・学会の名称、開催要領(場所・日時等)、発表内容(課題)等を記入。ホームページリンクが有れば付記。 <input type="checkbox"/> その他: 具体的に記入。
委託試験研究推進上の必要性	
当初計画に無かった理由	
出張予算額	
備考	

委託試験研究精算払請求書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住所) 住 所
(コンソーシアム名) ※単独機関の場合は削除してください
(代表機関名)
(代表者) ※契約書記載の代表者名 印

事業名：
試験研究計画名：

請求額 金 円也

上記委託業務について、平成 年 月 日付け 生セ第 号により額の確定通知があったので、基礎的試験研究委託契約書（委託契約書(注)）第〇条第〇項の規定に基づき委託費の精算払を請求します。

内 訳	
委託費の限度額	円
既受領額 (a)	円
確定額 (b)	円
精算請求額 (b) - (a)	円

注：戦略イノベーションプログラム（SIP）の場合には、「委託契約書」と表記すること。

(様式Ⅲ－２２)

権利義務承継承認申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

コンソーシアム名 : ※コンソーシアム形式ではない場合は削除。

代表機関名 : ※コンソーシアム形式ではない場合は削除。

研究機関住所 : ※研究機関代表者の住所。

研究機関名 :

申請者名 : 印

平成〇〇年〇月〇日付け委託契約に基づく委託試験研究（試験研究計画名「〇〇〇〇〇〇〇〇」）
に係る〇〇〇〇〇（※承継元法人名）一切の権利義務を下記の理由により、△△△△△（※承継先法人名）
へ承継したく、基礎的試験研究委託契約書（委託契約書(注)）第〇条の規定により申請いたします。

記

1 理由

2 承継期日

平成〇〇年〇月〇日

3 添付書類

別紙（※コンソーシアムの構成員の全員が同意していることがわかる書類）

注：戦略イノベーションプログラム（SIP）の場合には、「委託契約書」と表記すること。

(様式Ⅲ－２２ 別紙)

権利義務承継同意書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

コンソーシアム名 :

研究機関住所 :

研究機関名 :

代表者名 :

印

平成〇〇年〇月〇日付け委託契約に基づく委託試験研究（試験研究計画名「〇〇〇〇〇〇〇〇」に係る〇〇〇〇〇（※承継元法人名）一切の権利義務を△△△△△（※承継先法人名）が承継することに同意します。

平成 年度 研究機器一時使用報告書

受託者等 (社名/代表者名)

通し 番号	事業名	試験研究計画 名	研究機器				使用者		一時使用者				備考
			番号	名称	取得日	耐用 年数	所属 氏名	29年度内 使用日等	区分	所属 氏名	使用日等	転用又は貸付先 における研究開 発の事業内容	
1	●●●●事業	▲▲▲▲	備¥-××	□□□□	H29.4.1	○年	○○大学 ○○○○	H29.4.1 ~5.31、 H27.7.1 ~H28.2.20	時利用	■●大学 ■●●●	H29.6.7 13:00~ 16:00	○○の○○を推 進するために必 要な○○の研究 開発	①管理協定の内容 ②貸付額の内訳 (実費負担を求め る場合のみ)
2	□□□□事業	◇◇◇◇	備¥-◆◆	○○○○	H29.4.1	○年	××大学 ××××	H29.4.1 ~6.30、 H29.8.31:13: 00 ~H29.2.15	貸付	●●大学 ●●●●	H29.7.1~ 8.31 毎週火曜日 9:00~9:30	●●の●●を推 進するために必 要な●●の研究 開発	

研究項目別の分担

担当研究 項目番号	研究項目名	役割	担当者氏名	所属・部署・ 役職	期間	備考
1－(1)	○○○・・・・・・・・	◎	○○ ○○	○○研究所○ ○部	平成○年○月 ～	
1－(1)	○○○・・・・・・・・		○○ ○○	○○研究所○ ○部	平成○年○月 ～	
1－(2)	○○○・・・・・・・・		△△ △△	○○大学○○ 学部	平成○年○月 ～	
2－(1)	○○○・・・・・・・・	○	□□ □□	○○県農業総 合研究センタ ー	平成○年○月 ～	
2－(2)	○○○・・・・・・・・	補	△□ △□	○○県農業総 合研究センタ ー	平成○年○月 ～	
		事	◇◇ ◇◇	○○研究所○ ○部	平成○年○月 ～	

注１：「役割」の欄は、以下の該当する役割を略称で記載する。

- ・研究代表者：◎、研究実施責任者：○、研究実施者：空欄、研究補助者：補、事務担当者：事
- ※研究補助者とは、研究実施者の指導に従って、当該研究に専念できる者を基本とし、研究実施者が担当する研究の補助的な作業（実験補助、研究材料の維持・管理、データ整理等）を行う者のこと。

注２：「期間」は担当する（した）期間を記載する。

注３：本表に記載されていない者に対する経費（人件費、旅費、賃金）の支払いは一切認めない。

記載例

(様式Ⅲ-26)

委託業務完了届

平成 年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住 所)

(コンソーシアム名)

※単独機関の場合は記載不要。

(代表機関名)

(代表者)

※契約書記載の代表者名とすること。

事業名:

※契約書記載の事業名を記載すること。

試験研究計画名:

※契約書記載の試験研究計画名を記載すること。

研究代表者名:

※研究代表者の所属と氏名を記載すること。

研究開始:平成 年 月 日 ※当該年度の研究期間を記載すること。

研究完了:平成 年 月 日

上記の委託業務について完了したので、試験研究委託契約書第 条の規定に基づき報告します。

記載例

(様式Ⅲ－27)

返還連絡書

平成 年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住 所)
(コンソーシアム名) ※単独機関の場合は記載不要。
(代表機関名)
(契約代表者名) ※契約書記載の契約者名とすること。 印

事業名: ※契約書記載の事業名を記載すること。
試験研究計画名: ※契約書記載の試験研究計画名を記載すること。
研究代表者名: ※研究代表者の所属と氏名を記載すること。

上記の委託業務について平成〇年度の業務完了にともなう返還額がありますので報告します。

(委託業務研究の場合)

単位:円

当年度委託費限度額			返還額				備考
直接経費と消費税相当額の合計額	間接的経費	合計	直接経費と消費税相当額の合計額	間接的経費	合計	返還予定日	
17,400,000	2,600,000	20,000,000	2,608,000	392,000	3,000,000	3/25	

(競争的資金の場合)

単位:円

当年度委託費限度額			返還額				備考
直接経費	間接経費	合計	直接経費	間接経費	合計	返還予定日	
15,390,000	4,610,000	20,000,000	2,307,692	692,308	3,000,000	3/25	

(提出に当たり不要な方を削除してください。)

※本連絡書は執行未済額が委託契約額の1%を超える場合、提出してください。1%未満であっても返還する場合は同様です。

※本連絡書は郵送により提出してください。また、受付確認のため、必ず、電子媒体を電子メールにて送付してください。

※試験研究計画毎に作成してください。

※本様式による報告は確定額により行ってください。

※当年度委託費限度額は変更契約も含めた最終委託費限度額を記載してください。

※間接的経費又は間接経費は、返還後の委託費において最終委託費限度額における直接経費との割合を上回らない様にしてください。

確 認 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住 所)
(コンソーシアム名) ※単独機関の場合は削除してください
(代表機関名)
(代表者役職・氏名) ※契約書記載の代表者名 印

平成〇〇年〇月〇日付け委託契約に基づく委託試験研究（試験研究計画名：〇〇〇〇）について、基礎的試験研究委託契約書（委託契約書（注））第〇条の規定により（△△△△（以下「乙」という。）は、生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

- 1 乙は、本委託試験研究による発明等に係る出願又は申請（以下、「出願等」という。）を行ったとき又は設定の登録若しくは品種登録を受けたとき及び著作物を創作したときは、遅滞なく、甲にその旨を報告する。
- 2 乙は、主務大臣（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年12月22日法律第192号）第22条第1項に規定する主務大臣をいう。）の要請に応じて、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本委託試験研究による特許権等を、実施又は利用（以下「利用」という。）する権利を甲又は甲の指定する者に許諾する。
- 3 乙は、当該特許権等が相当期間実施されておらず、かつ、当該特許権等を相当期間実施していないことについて正当な理由が認められないと甲が認める場合において、甲がその理由を明らかにして求めるときには、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。
- 4 乙は、当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利（特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権（以下「専用実施権等」という。）に限る。）の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として以下のアからウに定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
ア 受託機関であって株式会社であるものが、その子会社又は親会社に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）をする場合
イ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者に移転等をする場合
ウ 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

注：戦略イノベーションプログラム（SIP）の場合には、「委託契約書」と表記すること。

発明等 報告書

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(報告者)

研究機関名 : 発明等を行った委託先の研究機関名を記す。

研究実施責任者名 : 上記研究機関の研究実施責任者名を記す 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「(〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として、下記2項に記載した発明等を行ったので（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）、報告します。

1. 本報告に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業略
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記入する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ～ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 発明等

発明者名 (共同発明の場合は全発明者を記入)	発明太郎 ××大学××研究室 発明花子 ××研究所××解析室（第三者）← 委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
出願人名 (共願の場合は全出願人名を記入)	××大学 ××研究所（第三者）← 委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
発明考案等の名称	〇〇〇〇〇〇〇の開発方法
特許権等の対象	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他（ ）
特許権等の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・特許明細書の請求項の内容を簡略化して分かり易く書く。 ・国内優先権主張に係る発明については、先の出願日/出願番号等を記載するとともに、先の出願内容と新たな出願内容とを峻別して記入する。 ・第三者と共同出願する場合等において、より広い権利を得ることを目的として委託研究以外の成果を含む出願である場合は、委託業務の成果と委託業務以外の成果とを峻別して記載する。
発明等による効果	
従来技術との相違点・新規性	
本事業との関連	研究課題のうちの中課題「～の開発」に係る研究成果である。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・共同出願する場合は、共同出願契約締結の進捗状況等を記入して下さい。 ・第三者と共同出願する場合は、「委託先（或いは「コンソーシアム構成員）」以外の〇〇〇との共同出願において、〇〇〇は、〇〇委託契約書の秘密保持及び特許権等に係る規定の適用を受けることについて同意しました。」と記入して下さい。

<補足説明>

1 共同出願を行う場合

共同出願を行う場合は、共同出願人の中で共同出願契約書を出願等を行う前までに締結するとともに、写しを（コンソーシアム方式の場合は代表機関を通じて）生研支援センターへ提出して下さい。

当該共同出願契約書は、委託契約書との関係を明らかにするとともに、委託契約書が定めた守秘義務及び特許権等の取扱いに係る規定を優先することを規定して下さい。

2 委託先（以下、コンソーシアム方式の場合は構成員）以外の第三者と共同出願する場合

（１）委託先は、発明等報告書を生研支援センターへ提出する際に、第三者を共同出願人に加える必要性を示す「第三者を共同出願人に加える理由書」（様式任意）を作成し、本報告書に添えて（コンソーシアム方式の場合は代表機関を通じて）生研支援センターへ提出して下さい。

（２）委託先は、第三者との間で下記要件を満たす共同出願契約書を出願等を行う前までに締結するとともに、同契約書の写しを（コンソーシアム方式の場合は代表機関を通じて）生研支援センターへ提出して下さい。

- ・ 委託先と第三者との特許権等の持ち分を峻別している。
 - ・ 委託契約書との関係を明示し、委託契約書における秘密の保持及び特許権等の取扱いに係る規定について委託先を第三者に読み替えて適用することが規定されている。
- または、共同出願契約書若しくは共同出願契約書に付随させる覚書等において、委託契約書との関係を明らかにするとともに、委託契約書が定めた守秘義務及び特許権等の取扱いに係る規定を優先することを規定している。

なお、コンソーシアム方式の場合は、第三者との共同出願することについて、他の構成員の同意をあらかじめ得て下さい。

3 特許権等を国内において出願等を行った場合は、出願日から60日以内に出願した事を証する書類控えを添えて「特許権等出願通知書（様式Ⅳ-3）」を（コンソーシアム方式の場合は代表機関を通じて）生研支援センターへ提出して下さい。

4 国外において出願等を行う場合は、出願等を行う前に、「特許権等 出願通知書（国外出願）」（様式Ⅳ-3-①）を（コンソーシアム方式の場合は代表機関を通じて）生研支援センターへ提出して下さい。

特許権等 出願通知書

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(通知者)

研究機関名： 出願等を行った委託先の研究機関名を記す。

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「(〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を出願したので、出願したことを証する資料を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）通知します。

1. 本報告に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。 「〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ～ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 登録出願した特許権等

出願国	日本
特許権等の種類	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他（ ）
発明考案等の名称	
出願日	西暦 年 月 日
出願番号等	〇〇〇〇-〇〇〇〇号
発明者 (共同発明の場合は全発明者を記入)	発明太郎 ××大学××研究室 発明花子 ××研究所××解析室（第三者）←委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
出願人 (共願の場合は全出願者名を記入)	××大学 ××研究所（第三者）←委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
優先権主張	国内優先権主張出願の場合は基礎出願の情報を記す。
代理人	
登録日	西暦 年 月 日 未登録の場合は記入不要。
登録番号等	未登録の場合は記入不要。
特記事項	(共同出願契約の有無等を適宜記入する。)

3. 添付書類

- (1) 特許権等の出願を行った事を証する申請書、登録証書等の写し 別添1
(2) 共願の場合は、上記(1)に加えて共同出願契約書等の写し 別添2

特許権等 出願通知書（国外出願）

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(通知者)

研究機関名： 出願等を行う委託先の研究機関名を記す。

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「(〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を国外において出願又は申請したいので、(コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。) 事前に通知します。

1. 本報告に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。 「〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ~ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 登録出願した特許権等

出願国	
特許権等の種類	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他（ ）
発明考案等の名称	英文：〇〇〇 和訳文：〇〇〇
発明者 (共同発明の場合は全発明者を記入)	発明太郎 ××大学××研究室 発明花子 ××研究所××解析室(第三者) ←委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
出願人 (共願の場合は全出願者名を記入)	××大学 ××研究所(第三者) ←委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
優先権主張	有・無 どちらかに○を記す。「有」の場合は以下に詳細を記す。 発明考案等の名称： 出願番号： 出願日：西暦で記載。 出願人：外国出願の出願人と同一の場合のみ「同上」と記す。
外国出願する理由	
代理人	
特記事項	(共同出願契約の有無等を適宜記入する。)

3. 注意事項

- (1) 国外で発明が公開されることによって、国内の農林水産・食品事業の競争力の維持に不利益を与える恐れがないことを出願前に確認して下さい。
- (2) 共同出願を行う場合
共同出願等を行う前に、共同出願契約書等の写しを（コンソーシアム方式の場合は代表機関を通じて）生研支援センターへ提出して下さい。
当該共同出願契約書は、委託契約書との関係を明らかにするとともに、委託契約書が定めた守秘義務及び特許権等の取扱いに係る規定を優先することを規定して下さい。
- (3) 委託先（以下、コンソーシアム方式の場合は構成員）以外の第三者と共同出願する場合
 - ① 委託先は、第三者を共同出願人に加える必要性を示す「第三者を共同出願人に加える理由書」（様式任意）を作成し、本通知書に添えて（コンソーシアム方式の場合は代表機関を通じて）生研支援センターへ提出して下さい。
 - ② 委託先は、第三者との間で下記要件を満たす共同出願契約書を出願等を行う前までに締結するとともに、同契約書の写しを（コンソーシアム方式の場合は代表機関を通じて）生研支援センターへ提出して下さい。
 - ・ 委託先と第三者との特許権等の持ち分を峻別している。
 - ・ 委託契約書との関係を明示し、委託契約書における秘密の保持及び特許権等の取扱いに係る規定について委託先を第三者に読み替えて適用することが規定されている。または、共同出願契約書若しくは共同出願契約書に付随させる覚書等において、委託契約書との関係を明らかにするとともに、委託契約書が定めた守秘義務及び特許権等の取扱いに係る規定を優先することを規定している。
なお、コンソーシアム方式の場合は、第三者との共同出願することについて、他の構成員の同意をあらかじめ得て下さい。
- (4) 本事前通知を経て、出願等を行った場合は出願等を行った事を証する申請書、登録書等の写しを遅滞なく提出して下さい。

特許権等 通知書

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(通知者)

研究機関名： 出願等を行った委託先の研究機関名を記す。

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「(〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を登録したので、登録したことを証する資料を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）通知します。

1. 本報告に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ~ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 登録した特許権等

出願国	日本・国外（国名 ）
特許権等の種類	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他（ ）
発明考案等の名称	英文の場合は和文を併記する。
出願日	西暦 年 月 日
出願番号等 ^(注)	〇〇〇〇-〇〇〇〇号
発明者 (共同発明の場合は全発明者を記入)	発明太郎 ××大学××研究室 発明花子 ××研究所××解析室（第三者）←委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
出願人 (共願の場合は全出願者名を記入)	××大学 ××研究所（第三者）←委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
優先権主張 ^(注)	国内優先権主張出願、PCT出願の場合の優先権主張に係る情報を記す。
代理人	
登録日	西暦 年 月 日
登録番号等（権利期間）	〇〇〇〇号（西暦 年 月 日迄）
特記事項	(共同出願契約の有無等を適宜記入する。)

(注)

特許法第41条第1項若しくは実用新案法第8条第1項で定める国内優先権主張、パリ条約で定める優先権主張、植物の新品種の保護に関する国際条約に定める優先権主張の別を記載するとともに、当該優先権主張の基になる出願日及び出願番号を記載すること。

3. 添付書類

- (1) 特許権等の登録を行った事を証する登録証書等の写し 別添1
- (2) 共願の場合は、共同出願契約書等の写し 別添2

特許権等放棄報告書

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(報告者)

研究機関名：特許権等を有する委託先の研究機関名を記す。

代表者名：上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「(〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果に係る下記2項記載の特許権等を放棄したいので（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）、事前に報告します。

1. 本報告書に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ~ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 権利放棄する特許権等

特許権等の種類	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他（ ）
出願番号等	〇〇〇〇-〇〇〇〇号（出願日：西暦 年 月 日）
登録番号等	〇〇〇〇号（登録日：西暦 年 月 日）
権利期間	西暦 年 月 日迄
発明考案等の名称	英文の場合は和文を併記する。
発明者名 (共同発明の場合は全発明者を記入)	発明太郎 ××大学××研究室 発明花子 ××研究所××解析室（第三者）←委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
特許権等の権者名 (共有の場合は全権者名を記入)	××大学 ××研究所（第三者）←委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
権利放棄の状況	(該当する項目に☑を記す。) <input type="checkbox"/> 全権者が放棄する。(権者が1者の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 共有権者が自己の持分を放棄する。 放棄する者：〇〇〇〇株式会社（第三者）←委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
権利放棄の理由	
特記事項	(共有特許権等の場合は、全共有者の同意の有無等を適宜記入して下さい。)

3. 添付資料

(1) 対象となる特許権等が出願段階の場合は出願申請書又は出願を証する書類の写し、登録されている場合は登録

証等の写しを提出して下さい。

- (2) 生研支援センターへ本報告書を提出した後に、特許権等を放棄したことを証する書類の写しを生研支援センターへすみやかに提出して下さい。

特許権等出願取下げ報告書

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(報告者)

研究機関名： 出願した委託先の研究機関名を記す。

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「(〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果に係る下記2項記載の特許権等の出願を取り下げたいので、（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）事前に報告します。

1. 本報告書に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ～ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す

2. 取り下げたい出願事項

特許権等の種類	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他（ ）
出願番号等	〇〇〇〇-〇〇〇〇号（出願日：西暦 年 月 日）
発明考案等の名称	英文の場合は和文を併記する。
発明者 (共同発明の場合は全発明者を記入)	発明太郎 ××大学××研究室 発明花子 ××研究所××解析室（第三者）←委託先又は構成員以外の方である場合は「(第三者)」を明記。
出願人 (共願の場合は全出願人名を記入)	××大学 ××研究所（第三者）←委託先又は構成員以外の方である場合は「(第三者)」を明記。
出願取下げの状況	(該当する項目に☑を記す。) <input type="checkbox"/> 全出願人が取り下げる。(出願人が1者の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 共同出願人が自己の出願を取り下げる。 取下げ者：〇〇〇〇株式会社（第三者）←委託先又は構成員以外の方である場合は「(第三者)」を明記。
出願取下げ理由	
特記事項	(共願の場合は、共願者の取下げ同意の有無等を適宜記入して下さい)

3. 添付書類

- (1) 対象となる特許権等の出願申請書又は出願を証する書類の写しを提出して下さい。
- (2) 生研支援センターへ本報告書を提出した後に、特許権等を取下げたことを証する「出願取下書」、「出願人名義変更届」又は「出願人名義変更届と特許権移転登録申請」等の書類の写しを生研支援センターへすみやかに提出して下さい。

特許権等 実施報告書

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
 生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(報告者)
 研究機関名： 特許権等を有する委託先の研究機関名を記す。
 特許権等を実施許諾又は移転した場合であっても許諾元又は移転元が報告者となる。
 代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は（〇年〇月〇日変更契約）と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を実施したので、（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）報告します。

1. 本報告に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ~ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 実施した特許権等

特許権等の種類	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他（ ）
登録番号／出願番号等	〇〇〇〇号 / 〇〇〇〇-〇〇〇〇号 出願日：西暦 年 月 日 登録日：西暦 年 月 日（権利期間：西暦 年 月 日迄）
発明考案等の名称	英文の場合は和文を併記する。
特許権等権者／発明者 (共有特許権等の場合は共有者を連記)	××大学 / 発明太郎 ××研究所（第三者） / 発明花子 ← 特許権等権者が委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
実施の形態、実施者名等	<input type="checkbox"/> 自己：××研究所（第三者） 所長 〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 実施許諾先：××株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 許諾形態：専用実施権 実施許諾契約締結日：西暦 年 月 日 実施許諾期間：西暦 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 移転先：××株式会社 社長 〇〇〇〇 移転契約締結日：西暦 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他 再実施許諾先が実施する等詳細を記す。
実施国及び実施場所	
実施期間	西暦 年 月 日 ~ 年 月 日
実施の理由及び効果	

特記事項	(特許権等共有者の同意有無等を適宜記入する。)
------	-------------------------

3. 添付資料

- (1) 実施者の実施計画がわかる資料。
- (2) 実施許諾先又は移転先が実施する場合は、実施許諾契約書又は移転契約書等の写し。

(様式Ⅳ－８)

収益状況報告書

- 1 コンソーシアム名 ※単独機関の場合、コンソーシアム名は研究代表機関名にしてください。
- 2 試験研究計画名
- 3 構成員名 ※単独機関の場合、構成員名は「－」にしてください。
- 4 本委託試験研究の成果の企業化による収益額 円
- 5 本委託試験研究に関連して支出された事業費の総額 円
- 6 企業化に係る費用の総額 円
- 7 企業化利用割合 %
- 8 委託費の確定額
年 月 日付け 第 号確定 円
年 月 日付け 第 号確定 円
計 円
- 9 本年度収益納付額 円

(注) 1. 4から8までについては、本委託試験研究の成果に係る製品ごとに算出すること。
2. 各項目の算出の根拠となる資料を添付すること。

特許権等 実施申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(申請者)

研究機関名： 特許権等を有する研究機関名を記す
(共有特許の場合は連名)

代表者名： 役職名も併記する

公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は（〇年〇月〇日変更契約）と付記する。）に基づく、下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた、下記2項記載の特許権等を別紙実施計画書のとおり実施したく、関係書類を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）事前に申請します。

1. 本申込書に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇（※各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する） 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	〇〇〇コンソーシアム。（コンソーシアム方式でない場合は記入不要） 代表機関名・代表者名は、委託契約書の「乙代表機関」と代表者名とを記す。 生研太郎
試験研究の実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 原契約書の委託期間を記す

2. 実施しようとする特許権等

実施の様態	自己実施 ・ 実施許諾先が実施（通常 ・ 専用 実施権を設定済み）
特許権等の種類	特許権 ・ 実用新案権 ・ 意匠権 ・ 育成者権 ・ その他（ ）
出願番号等	特願平26-1234567号（出願日： 年 月 日）
登録番号等	特許第1234567号（登録日： 年 月 日）
権利期間	20〇〇年 月 日迄
発明考案等の名称	〇〇〇〇〇〇〇の開発技術
特許権等共有者	① 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター ② ××大学 / 〇〇太郎 ③
実施者名	(注記：申請人の自己実施は記入省略可。実施許諾先が実施した場合は実施許諾先名を記入)
実施許諾期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日（延長予定 有・無）
実施の理由 (予想効果も記す)	
特記事項	

3. 添付書類

- (1) 対象となる特許権等の出願申請書、登録証等の写し 別添1
- (2) 特許権等実施計画書 別紙2

- (3) 研究代表機関と特許権等権利者との関係を示す資料 別添3
- (4) 実施許諾先が実施する場合は特許権等権利者と実施許諾先との関係を示す資料 別添4

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
 生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(申請人)

研究機関名 : 特許権等を有する委託先の研究機関名を記す。
 特許権等を実施許諾又は移転した場合であっても許諾元又は移転元が申請者となる。

代表者名 : 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約 (変更契約している場合は「(〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。)に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を国外で実施したく、関係書類を添えて (コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。) 事前に申請します。

1. 本申請に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域 (研究課題) 名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	コンソーシアム: コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者: 委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者: ××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ~ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 国外で実施する特許権等

特許権等の種類	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他 ()
実施国及び実施場所	
特許権等の出願番号	国内出願番号 : 〇〇〇〇-〇〇〇〇号 (出願日: 西暦 年 月 日) 実施国出願番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 (出願日: 西暦 年 月 日) PCT 出願 有・無 優先権主張 有 (〇〇〇〇-〇〇〇〇号)・無
特許権等の登録番号	国内登録番号 : 〇〇〇〇〇号 (登録日: 西暦 年 月 日) 実施国登録番号: 〇〇〇〇〇〇号 (登録日: 西暦 年 月 日)
権利期間	国内 西暦 年 月 日迄 実施国 西暦 年 月 日迄
発明考案等の名称	外国語表記 : 〇〇〇〇 国内登録名称: 〇〇〇〇及びその製造方法
特許権等の権者/発明者 (共有特許権等の場合は共有者を連記)	××大学 / 発明太郎 ××研究所 (第三者) / 発明花子 ← 特許権等権者が委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
実施の形態、実施者名等	<input type="checkbox"/> 自己: ××研究所 (第三者) 所長 〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 実施許諾先: ××株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 許諾形態: 専用実施権 実施許諾契約締結日: 西暦 年 月 日 実施許諾期間 : 西暦 年 月 日~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 移転先: ××株式会社 社長 〇〇〇〇 移転契約締結日: 西暦 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他 再実施許諾先が実施する等詳細を記す。
実施期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日 (延長予定 有・無)

<p>国外で実施する理由</p>	<p>以下のいずれかを選択するとともに、具体的な理由を下欄に記載する。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の国外事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該特許権等を利用するため。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施許諾先が、海外事業活動において当該特許権等を利用することにより、日本に利益がもたらされるため。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>(具体理由)</p>
<p>特記事項</p>	<p>(特許権等共有者の同意有無等を適宜記入する。)</p>

3 添付書類

- | | |
|--|------|
| (1) 当該国において実施する特許権等の和訳明細書 | 別添 1 |
| (2) 実施者の代表者が捺印した、実施内容が分かる実施計画書の写し | 別添 2 |
| (3) 実施許諾先が実施する場合は上記(2)に加えて実施許諾契約書の写し
移転先が実施する場合は上記(2)に加えて移転契約書の写し | 別添 3 |

<注意事項>

- 申請人は、委託契約書の署名者もしくは署名者から任命を受けた契約担当者、または特許権等について出願・譲渡等の権限を持つ者としてします。
- 国外において特許権等を活用して行う事業が当該国の法律や公序良俗に違反しないこと、日本の国益を損ねないことを事前に確認して下さい。
- 特許権等を実施した結果、第三者から特許権等もしくはその他の権利の侵害等の主張があったときは、申請人及び実施者は、自己の費用負担及び責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、申請人及び実施者がその全責任を負うものとしてします。

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(申請者)

研究機関名： 特許権等を有する委託先の研究機関名を記す。
特許権等を実施許諾又は移転した場合であっても許諾元又は移転元が申請者となる。

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「(〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等について、実施許諾を行いたく、関係書類を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）申請します。

注意：各委託事業において、実施許諾を行う際に事前承認申請が必要な場合と不要な場合があるので、帰属する委託事業の委託契約をあらかじめ確認のうえ申請して下さい。

1. 本申請に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ～ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 実施許諾を行おうとする特許権等

実施許諾の形態	<input type="checkbox"/> 通常実施権（独占的・非独占的・再実施権付） <input type="checkbox"/> 専用実施権（設定・移転） <input type="checkbox"/> その他 詳細を記す。
特許権等の種類	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他（ ）
出願番号等	〇〇〇-〇〇〇号 （出願日：西暦 年 月 日）
登録番号等	〇〇〇〇〇〇号・未登録 （登録日：西暦 年 月 日）
権利期間	西暦 年 月 日迄
発明考案等の名称	英文の場合は和文を併記する。
特許権等の権者／発明者 (共有特許権等の場合は共有者を連記)	××大学 / 発明太郎 ××研究所（第三者） / 発明花子 ← 特許権等権者が委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
実施許諾先の名称、住所	××製作所 / 〇〇市〇〇区
実施許諾契約の予定日	契約締結予定日：西暦 年 月 日 契約期間：西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 契約延長予定 有・無
実施を予定している場所	国内・国外 具体化している場合は詳細を記す。

<p>実施許諾の理由 (記入上の注意を参照)</p>	<p>以下のいずれかを選択するとともに、具体的な理由を下欄に記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実施許諾先が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該特許権等を利用するため 2. 実施許諾先が、海外事業活動において当該特許権等を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため 3. その他 <p>(具体理由)</p>
<p>特記事項</p>	<p>共有特許権等の場合は共有権者の同意の有無、実施制限等がある場合は制限内容等を適宜記入して下さい。</p>

3 添付書類

- (1) 対象となる特許権等の出願申請書又は登録証等の写し 別添 1
- (2) 実施許諾契約書案 別添 2
- (3) 特許権等実施計画等 別添 3
- (4) 実施許諾先の概要及び特許権等権利者との関係を示す資料 別添 4
- (5) 研究代表機関又はコンソーシアムと特許権等権者との関係を示す資料 別添 5

<記入上の注意>

実施許諾の設定・移転の具体的な理由については、以下の要領に従って記入して下さい。

理由が（１）の場合

国内事業活動の内容を以下の観点に適宜用いて具体的に説明して下さい。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

- ・ 当該特許権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・ 当該特許権等に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等

なお、実施権の設定・移転を受ける者が本件特許権等を活用して行う事業が、法律や公序良俗に違反しないことを事前に確認しておく必要があります。

理由が（２）の場合

海外事業活動の内容を以下の観点に適宜用いて具体的に説明して下さい。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

- ・ 当該特許権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・ 当該特許権等に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等

さらに、当該特許権等の利用によって、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点に適宜用いて具体的に説明して下さい。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

- ・ 実施許諾元の知的財産戦略における当該実施権等の設定・移転の位置づけ（国際分業戦略等）等
- ・ 実施許諾の設定・移転により特許権等権利者及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

なお、実施権の設定・移転によって、国内企業（大学・研究機関）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難になるおそれがないか、国内企業の国際競争力の維持に不利益が生じることはないか、を事前に確認しておく必要があります。

理由が（３）の場合

当該実施権等の設定又は移転が必要である理由を具体的に説明して下さい。

特許権等実施許諾 報告書

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(報告者)

研究機関名：特許権等を有する委託先の研究機関名を記す。
特許権等を実施許諾又は移転した場合であっても許諾元又は移転元が報告者となる。

代表者名：上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「(〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等について、実施許諾を行ったので、関係書類を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）、報告します。

1. 本報告に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ～ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 実施許諾した特許権等及び許諾内容

実施許諾の形態	<input type="checkbox"/> 通常実施権（独占的・非独占的・再実施権付） <input type="checkbox"/> 専用実施権（設定・移転） <input type="checkbox"/> その他 詳細を記す。
特許権等の種類	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他（ ）
出願番号等	〇〇〇-〇〇〇号 （出願日：西暦 年 月 日）
登録番号等	〇〇〇〇〇〇号・未登録 （登録日：西暦 年 月 日）
権利期間	西暦 年 月 日迄
発明考案等の名称	英文の場合は和文を併記する。
特許権等の権者／発明者 (共有特許権等の場合は共有者を連記)	××大学／発明太郎 ××研究所（第三者）／発明花子 ← 特許権等権者が委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
実施許諾先の名称、住所	××製作所／〇〇市〇〇区
実施許諾契約の期間等	契約締結日：西暦 年 月 日 契約期間：西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 契約延長予定 有・無
実施を予定している場所	国内・国外 具体化している場合は詳細を記す。 注記：実施許諾承認申請書を提出している場合は、同申請書と同じ内容を記入して下さい。変更した場合は変更した理由を併せて記入して下さい。

実施許諾の理由	(具体理由) 実施許諾承認申請書を提出している場合は、同申請書と同じ内容を記入して下さい。変更した場合は変更した理由を併せて記入して下さい。
特記事項	共有特許権等の場合は共有権者の同意の有無、実施制限等がある場合は制限内容を適宜記入して下さい。

3 添付書類

下記(1)、(3)、(4)及び(5)は、実施許諾承認申請を行った際に添付したものから変更されていない場合は、提出を省略することができます。

- (1) 対象となる特許権等の出願申請書又は登録証等の写し 別添 1
- (2) 実施許諾契約書の写し及び実施許諾を関係省庁へ登録した場合は申請書若しくは登録書の写し 別添 2
- (3) 特許権等実施計画等 別添 3
- (4) 実施許諾先の概要及び特許権等権利者との関係を示す資料 別添 4
- (5) 研究代表機関又はコンソーシアムと特許権等権利者との関係を示す資料 別添 5

特許権等 移転承認申請書

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(申請者)

研究機関名：特許権等を有する委託先の研究機関名を記す。

代表者名：上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「(〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等について、第三者へ移転を行いたく、関係書類を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）事前に申請します。

注記：合併、相続及び会社分割による一般承継の場合は本申請は不要です。

1. 本申請に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ～ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 移転する特許権等

移転の形態	<input type="checkbox"/> 特許権等を全て移転 <input type="checkbox"/> 一部移転 <input type="checkbox"/> 持分移転（譲渡・放棄）
特許権等の種類	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他（ ）
出願番号等	〇〇〇-〇〇〇号 （出願日：西暦 年 月 日）
登録番号等	〇〇〇〇〇〇号・未登録 （登録日：西暦 年 月 日）
権利期間	西暦 年 月 日迄
発明考案等の名称	英文の場合は和文を併記する。
特許権等の権者／発明者 (共有特許権等の場合は共有者を連記)	××大学 / 発明太郎 ××研究所（第三者） / 発明花子 ← 特許権等権者が委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
実施許諾等の有無	無・有（実施許諾の形態と許諾先： ）
移転先の名称、住所	××製作所 / 〇〇市〇〇区
移転契約の予定日	契約締結予定日：西暦 年 月 日
実施を予定している場所	国内・国外 具体化している場合は詳細を記す。
移転の理由 (記入上の注意を参照)	以下のいずれかを選択するとともに、具体的な理由を下欄に記載する。 1. 設定・移転先が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該特許権等を利用するため。 2. 設定・移転先が、海外事業活動において当該特許権等を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため。 3. その他

	(具体理由)
特記事項	共有特許権の場合は、共有権者の同意の有無並びに実施制限があれば制限内容等を適宜記入して下さい。

3 添付書類

- (1) 対象となる特許権等の出願申請書、登録証等の写し 別添 1
- (2) 特許権等移転契約案 別添 2
- (3) 移転先の特許権等実施計画等 別添 3
- (4) 移転先の概要及び特許権者との関係を示す資料 別添 4
- (5) コンソーシアム方式の場合は、特許権者と研究代表機関又はコンソーシアムとの関係を示す資料 別添 5
- (6) コンソーシアム方式の場合は、他の構成員が移転に同意している事を示す書面。

<記入上の注意>

移転の具体的な理由については、以下の要領に従って記入して下さい。
また、一部移転又は持分移転する場合はその内容等を記入して下さい。

① 理由が(1)の場合

国内事業活動の内容を以下の観点に適宜用いて具体的に説明して下さい。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)

- ・ 当該特許権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・ 当該特許権等に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等

なお、移転を受ける者が研究開発の成果を活用して行う事業が、法律や公序良俗に違反しないことを事前に確認しておく必要があります。

② 理由が(2)の場合

海外事業活動の内容を以下の観点に適宜用いて具体的に説明して下さい。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)

- ・ 当該特許権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・ 当該特許権等に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等

さらに、当該特許権等の利用によって、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点に適宜用いて具体的に説明して下さい。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)

- ・ 移転元の知的財産戦略における当該特許権等の移転の位置づけ(国際分業戦略等)等
- ・ 当該移転により特許権等権利者及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

なお、当該移転によって、国内企業(大学・研究機関)が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難になるおそれがないか、国内企業の国際競争力の維持に不利益が生じることはないか、を事前に確認しておく必要があります。

③ 理由が(3)の場合

- ①及び②を含めて、詳細な理由を記入して下さい。

特許権等 移転報告書

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(報告者)

研究機関名： 移転元である委託先の研究機関名を記す。

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「(〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を第三者へ移転したので、特許権等が移転されたことを証する関係書類を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）報告します。

1. 本報告に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ～ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 移転した特許権等

移転の形態	<input type="checkbox"/> 特許権等を全て移転 <input type="checkbox"/> 一部移転 <input type="checkbox"/> 持分移転（譲渡・放棄）
特許権等の種類	特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・その他（ ）
出願番号等	〇〇〇-〇〇〇号 （出願日：西暦 年 月 日）
登録番号等	〇〇〇〇〇〇号・未登録 （登録日：西暦 年 月 日）
権利期間	西暦 年 月 日迄
発明考案等の名称	英文の場合は和文を併記する。
特許権等の権者／発明者 (共有特許権等の場合は共有者を連記)	××大学／発明太郎 ××研究所（第三者）／発明花子 ← 特許権等権者が委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
実施許諾等の有無	無・有（実施許諾の形態と許諾先： ）
移転先の名称、住所	××製作所／〇〇市〇〇区
移転契約の締結日	西暦 年 月 日
実施を予定している場所	国内・国外 具体化している場合は詳細を記す。 注記：移転承認申請書を提出している場合は、同申請書と同じ内容を記入して下さい。変更した場合は変更した理由を併せて記入して下さい。
移転の理由	(具体理由) 移転承認申請書を提出している場合は、同申請書と同じ内容を記入して下さい。変更した場合は変更した理由を併せて記入して下さい。

特記事項	共有特許権等の場合は共有権者の同意の有無、実施制限等がある場合は制限内容等を適宜記入して下さい。
------	--

3 添付書類

下記(1)、(3)、(4)及び(5)は、移転承認申請を行った際に添付したものから変更されていない場合は、提出を省略することができます。

- (1) 対象となる特許権等の出願申請書又は登録証等の写し 別添1
- (2) 移転契約書の写し及び移転を関係省庁へ登録した場合は申請書若しくは登録書の写し 別添2
- (3) 特許権等実施計画等 別添3
- (4) 移転先の概要及び特許権等権利者との関係を示す資料 別添4
- (5) 研究代表機関又はコンソーシアムと特許権等権利者との関係を示す資料 別添5

著作物 通知書

和暦 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(通知者)

研究機関名： 著作物を有する委託先の研究機関名を記す。

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を併記す。 公印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は（〇年〇月〇日変更契約）と付記する。）に基づく下記１項記載の委託試験研究の成果として得られた下記２項記載の著作物について（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）通知します。

1. 本通知に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇（各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。） 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名、 研究代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関・代表者：委託契約書の「代表機関名・代表者名」を記入する。 研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	和暦 年 月 日 ～ 年 月 日 原契約書の委託期間を記す。

2. 著作物

著作物の種類	言語（論文・講演）・写真・プログラム その他：
著作物の題号	「〇〇〇〇〇〇〇の開発」研究成果報告書
著作者名	(共同著作の場合は全著作者名を記入) 〇〇大学 ××研究室 △△ 花子
著作物 作成日	西暦 年 月 日 著作権登録 有・無 「有」の場合は登録内容を記入して下さい。
著作物の内容	(分かり易く箇条書きする)
特記事項	

3. 著作権について

成果報告書及びその他これに類する著作物は、貴法人へ本通知書を提出することによって、当該著作物に係わる著作権について、貴法人による当該著作物の利用に必要な範囲において、貴法人が利用する権利及び貴法人が第三者に利用を許諾する権利を、貴法人へ許諾します。

「○○（プロジェクト名）」に係る権利化等方針

1. 課題番号及び研究課題名
00000「○○特性を持った△△新品種の育成、栽培技術及び長期貯蔵技術の開発」

2. 受託者（コンソーシアム）名、代表研究機関名及び研究代表者名
○○コンソーシアム
△△研究所
○○領域長 ○○ ○○

3. 研究参画機関名
▲▲県農業試験場
(株) ■■

4. 研究予定期間
平成○年度～○年度

5. 研究成果の知的財産としての取扱いに関する基本方針

以下について記載すること。

- ① 当該研究課題において開発される予定の主な技術等（技術、品種、装置、機械、物質、素材、プログラム、データベース等）
- ② ①で開発される予定の主な技術等について、知的財産としての取扱いに関する基本的な方針
- ③ ②を踏まえた普及・実用化（基礎研究の場合は、発展、実用化研究へ発展）への道筋

6. 各小課題における権利化等の方針

小課題名 (項目の場合は、 大項目・中項目・ 小項目を記載)	担当研究機関名 (構成員名)	想定される研究成果及び知的財産としての取扱い		
		研究成果の概要	創出 年度	知的財産としての取扱い
1. ○○○の特性を 持った●●新品 種及び○○の特 性を最大限引き 出す栽培方法の 開発	△△研究所 ▲▲県農業試験場	○○の特性を持った新品種 の育成	30	育成者権（日本、○○国） 権利者：△△研究所 ▲▲県農業試験場
		育成した新品種の栽培方法	31	権利化せずに公知化 著作権 権利者：△△研究所 ▲▲県農業試験場
		●●の貯蔵に関する条件の 解明	29	権利化せずに公知化 著作権 権利者：△△研究所 (株) ■■
2. ●●の長期貯 蔵条件の解明及 び長期貯蔵技術 の開発	△△研究所 (株) ■■	●●の長期貯蔵を可能とす る包装材の開発	30	特許権（日本） 権利者：△△研究所 (株) ■■
		新たな包装材を用いた●● の長期貯蔵方法	31	ノウハウとして秘匿（5年間） 保有者：△△研究所 (株) ■■
3. ○○○の特性に 関するDNAマ ーカーの開発	△△研究所	○○の特性に関するDNA マーカー	29	特許権（日本） 権利者：△△研究所

※1 小課題名、担当研究機関名、研究成果の概要及び創出年度については、研究予定期間中に実施する全ての小課題に係る内容を記載すること。

※2 知的財産の取扱い及び活用方針については、少なくとも委託契約年度において得られる成果については記載すること（例えば、29年度委託契約の場合、29年度に得られる成果の知的財産の取扱い及び活用方針は必ず記載し、30年度以降の研究成果については、29年度時点で既に明確な方針があれば記載する。）

※3 研究計画段階において想定していなかった研究成果が創出された場合は、新たに行を設け、当該研究成果の概要、知的財産としての取扱い及び活用方針を追記すること。

※4 継続課題の場合は、前年度記載した内容をベースとして記載すること。その際、委託契約年度以前の成果について記載した内容（例えば、29年度

委託契約の場合は、28年度以前の成果の記載)は、削除せずに残しておくこと。
※5 提出する際のファイル名は「e-Rad システム課題 I D 8 桁+権利化等方針+提出日」として下さい。(例 12345678_権利化等方針_180401)